

259

121

春山賴母著

訂正祝詞式講義

全

皇典講究所
國學院大學
出版部

凡例



この講義は、専ら岡部大人の考、本居大人の後釋、鈴木氏の講義に據り、旁ら二三先哲の説などとりまじりて、簡易を主とする故に、其の引用の書名は略きて記さす



一 本文及傍訓は、祝詞正訓に據る

一 初に出たる詞は、後には注解を略きたり、其の詞、同文の中なれば、某は上條に注へりて記し、他の文ふれば

祝詞式講義



井上頼母 著
春山頼母 述

祝詞とは、神に申す詞といふ意なり、ノリトハノリトゴトの略言にて、ノリトゴトとは、宣説言の義なり、ノルトク、皆上へ申すにも、下へ云聞すにも用うる詞なれば、詔宣また説などの漢字に泥むべからず(古事記に布刀詔戸言、日本書紀に大諄辭、また大祝詞に天津祝詞、大祝詞事とあれば、祝詞をノリトと訓むべき事明かなり)式とは、延喜式をいふ、都合五十卷あり、この祝詞式は第八卷にあり、その初に式文二條あれど今之を除きつ、但し、初の十卷を神祇式といひて、神祇に關する諸事を規定せられたり○凡神祭に恒例臨時の別ちあり(四時祭式は、即ち恒例神事の式條なり)また大祝中祝小祝の別ちあり(一月齋戒の神事を大祝といひ三日齋戒の神事を中祝といひ、一日齋戒の神事を小祝といふなり)今祝詞式に就

某は某の條に注へり記せり然れども猶漏れたるも有るべければ其の詞の出たる所々に就きて曉るべし

春山頼母 著

春山頼母 著
春山頼母 述

きて言へば、祈年祭より遷奉大神宮祝詞まで、恒例の神事なり、遠却崇
神一祭より出雲國造神賀詞までは、臨時の神事なり、その恒例神事のうちに、
祈年、月次、新嘗、神嘗などは中祀なり、大忌、風神、鎮魂、鎮火、平野、春日、大原
野などは、小祀なり、但し大祀は大嘗祭のみなり、そは、御一代御一度の大嘗祭なれ
ばなり

○祈年祭

こは、その年一年中風雨の災なく、穀物の豊かに稔るべき様、神に祈り給ふ祭
にて、二月四日、神祇官にて行ひ給ふなり、年とは五穀のうちにて、専ら稻をいふ、
稻は、初春に種子を水に浸すより、冬収むるまで、一年を経るものなるが故なり、
さて延喜式神名帳に載れる官社、すべて三千一百三十二座、悉く祈年祭に預り給
ふなり、祈年幣に官幣國幣の別ちあり(官幣とは神祇官より獻するをいひ、國幣と
は國司より獻するをいふなり)また官幣に案上案下の別ちあり(案上官幣とは官
幣を案上に置いて獻するをいひ、案下官幣とは官幣を案上に置かずして獻するをい

ふなり)然して、案上官幣に預り給ふ神、大社三百四座あり、案下官幣に預り給ふ

神、小社四百三十三座あり、都合七百三十七座は、官幣に預り給ふ神なり、國幣に

預り給ふ神、大社百八十八座、小社二千二百七座、都合二千三百九十五座あり

集侍神主祝部等諸聞食登宣

神主祝部等共稱
唯餘宣准此

高天原爾神留坐皇曉神漏伎命神漏彌命以天社國社登
稱辭竟奉皇神等能前爾白久今年二月爾御年初將賜登
爲而皇御孫命能宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾稱辭竟
奉久登宣

集侍神主祝部等諸とは、神祇官に集會せる諸の神主祝部等といふ意なり、ウ

コナハレルは、集侍の字の意の古言なり、神主は其の神に仕奉るもの、祝部は

其の社の事を執るものを云なり、諸ハ、神主祝部なども多くの人をさすなり○聞

食登宣とは、天皇の勅命を聞き給へと中臣の申し聞かすといふ意也これ祈年祭

を行はるゝ爲に、神主祝部を、諸國より京に召上せ給ひ、神祇官にて、齋部の造り奉れる幣帛を、官幣に預る社に班ち奉らしめ給ふとて、まづ神主祝部を呼立て天皇の勅命を承れよと中臣の云ひ聞かしむる也○神主祝部等共稱唯とに、中臣の宣といふ時に、諸の神主祝部ども一同に唯と申すといふ意なり、ヲ、とは、普通にウン又はハイなどいふに同じくて、他人の言語を承諾せる意味を現す言なり○餘宣准此とは、此條のほかは、宣とあるところ、何れも唯と御受の口上を申すとぞといふことを教へたるなり○高天原留神留坐は、天上に御留り遊すといふ意なり、これ皇御孫命の日本國に天降り給ひしに對へて、然申せるなり、高天原は上天のとにて、即ち皇孫命の御本國を申す意なり、カムとは神の御上の事に申す尊稱言にて神議神集のカム皆同じ(尊稱言の時は、カムといひてカミといはぬとなり)ツマリとは、留るといふ意なり、普通に物の滞りて行き通らぬをツマルといふに同じ○皇睦神漏伎命神漏彌命以とは、天皇の御先祖と坐す天照大神高皇產靈神二柱の大神の神勅を以ちてといふ意なり、スメラガムツは皇吾睦の義なり

りスメは統の義にて、國家を統御め給ふ天皇の御事を申す也。ムツとは親み睦の義也、神漏伎神漏彌とは御祖男神御祖女神と申す義なり、故に常陸風土記に諸祖天神の四字をあてたり、されど祝詞式に謂ゆる神漏伎神漏美と申すは、天照大神高皇產靈神の御事を申すなり、ミコトは御言の義なり○天社國社登稱辭竟奉とは、皇神等を天社國社と齋ひ鎮め奉りて天皇の御崇敬遊さるといふ意なり、天社とは、天神の御鎮座ある社、國社とは、地祇の御鎮座ある社といふ意なり、稱辭竟奉とは、御神徳を稱讚して御祭り申すといふ義なり、タ、へは、普通に水を湛ふといふと同言にて、満ち足はす意、ヲへの極め盡す意なり○皇神等能前爾白久とは、天社國社に御鎮座ある皇神等の御前に申すといふ意なり、皇神のヌメは、尊稱言にて、御神大神などいはむが如し、必しも皇祖天神に限りて申すことならず、こは即ち、官幣に預り給ふ神七百三十七座の皇神を申すとなり○今年二月爾は、毎年二月四日なり、爾の助辭より、下文の稱辭竟奉へ續けて見るべし○御年初將賜登爲而とは、稻穀を作る業を手始遊さむとしてといふ意なり、トシは稻

をいふ、ミは眞マコトと同言にて美稱言なり、そもく耕作の百姓の業なるを、天皇の始
め給ふ由に書けるは、いかにといふに、この日本國の、天皇の統治し給ふべき國な
りと、皇祖天神の定め給へれば、山川田野悉皆天皇の御有なり、又、稻穀は皇祖天
神より天皇に授け給ひし、謂ゆる齋庭イナギの稻穂なり、それらを天下の百姓に頒ち與へ
て耕作せしめ給ふ本義なる故に、天下の百姓の作業を、大御親オホミミツカラの任として祈念
申させ給ふなり○皇御孫命能スミミ宇豆能幣帛ウヅノヒラとは、謂ゆる官幣をいふ也、皇御孫命と
は、天皇の御事を申すなり、宇豆能幣帛とは壯嚴なる供物といふ意なり、ウヅは嚴
また珍貴の字の意の古言なり、ミテグラは、捧物をいふ、その、置座オキクラに充分に置き
て獻ずるものなればなり、幣帛乎の下に奉置支氏の四字を省きて含ませたり、以
下皆之に倣へ○朝日登豐逆登爾稱辭竟奉とは、朝日の美しくさし登りたる時に、
御祭を仕へ奉るといふ意なり、逆は借字にて榮サカの義なり、稱辭竟奉は既にいへる如
く、神祭を仕へ奉るよしなり、この書中、おほかた、稱辭竟奉の詞を以て一篇の結
尾とせり○此一段のうち、集侍神主祝部等諸聞食登宣までは宣命なり、次に

高天原爾神留坐タカマノハラノカミツマシマよ稱辭竟奉タマヘコトサヘマツラフ久までの、神に奉らせ給ふ御祈の祝詞也、さる
を神主祝部等に傳へて申さしめ給ふが故に、稱辭竟奉久と断れたる詞を、登とい
ふ助辭にて接續して、稱辭竟奉久登宣と云ひ續けて此は又宣命になるなり、かく
祝詞と宣命との兩事を兼ねて、聊も紛らはしきことなく、條理貫通せるはいとく

古文の妙所なりけり

御年皇神等能前爾白久皇神等能依左志奉牟奥津御年
乎手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏取作牟奥津御年乎
八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者初穗乎波干
穎八百穎爾奉置氏臈閉高知臈腹滿雙氏汁爾母穎爾母
稱辭竟奉牟大野原爾生物者甘菜辛菜青海原住物者儲
能廣物儲能狹物奥津藻菜邊津藻菜爾至氏爾御服者明
妙照妙和妙荒妙爾稱辭竟奉牟御年皇神能前爾白馬白

猪シロキ白カケ鷄クサ種クサ種クサ色クサ物クサ乎クサ 備ソナヘ奉マツリ氏ミ 皇スメ御ミ孫ミコト命ノ能ノ宇ウ豆マメ乃ノ幣ヒ帛ヒ乎ヒ 稱ナヅケ

辭コト竟ヘマツラフ奉マツリ久ク登ト宣シムル

御年皇神等ミトシノスメガミナチとは、大和カツラギノカミ國カツラギ 葛上カツラギ郡カツラギ葛木御歲カツラギ神社に坐す御年皇神及び其の相殿アヒロノの神を申すなり、御年神とは、稻穀をツカササ知ツカササり守り給ふ神と申す義なり、この神は、須佐之男神の孫にて、大年神の御子なり、さては、相殿の神は、御父大年の神カミなるべし○皇神等スメガミナチ能ノ依ヨサシ左サマ心ココロ奉マツラフ平ヒラ奥津御年ミトシとい、御年の皇神の、皇御孫命スメミコトに寄ヨササせ進マシり賜はむ稻といふ意なり、奥津御年とは稻をいふ、稻は五穀の中に、最後に熟する物なるが故に、奥カクといふなり、同じ稻にても、晚オクく稔ミシるものを奥手カクテと云ふが如し、ツハ、ノ又ガといふに同じ助辭なり、此の奥津御年乎の下に、天下能アメノシタノ公民我オホミタカラガの六字を省きて含ませたり○手テ肱ヒコ常トコ水沫ミヅノアワ畫エガク垂ツリ向股ムカウマタ泥ドロ畫エガク寄ヨササ氏ミ取トル作ツクリとは、水に浸り泥ドロに汚ケガレれて、骨折ホネナチりて作るといふ意なり、タナヒチは手の肱ヒコ、ミナワは水の沫アワの義なり、向股ムカウマタとは、唯に股をいふ、股は相向ひあひたるが故なり、畫エガクは攪カクの意に借りたり

る文字なり、取トル、發語なり、發語とは、語の上に冠らせて語勢を強むるものといふ○八束ヤツホ穂ホ能ノ伊加志穂イカシホとは、穂の長くて盛りに稔ミシれる稻穂をいふ、ヤツカは彌握イヤウカミにて、長き義なり、イカシハ、嚴又茂重の字の意の古言なり、伊加志穂常イカシホトコの下に、成ナシ幸サハ開ハ賜タマヒ比ヒ氏ミの六字を省きて含ませたり○皇神等スメガミナチ能ノ依ヨサシ佐志奉者サマシマツラ 上文の皇神等能スメガミナチ依ヨサシ佐志奉サマシマツラより此の文までは、稻穀を豊ユダカに稔ミシらしめ給ひて、皇御孫命スメミコトに寄ヨササせ進マシり賜はむと、天皇の、御年の皇神に祈り申さるゝ文なり○初穂ハツホとは、まづ神に獻る秋の新稻をいふ、即ち新嘗祭の幣帛ニヒナマツリを指していふなり○千チ穎カヒヤ八ハチ百ヒャク穎カヒとは、穎は稻の穂なり、神に奉るに、穂をのみ切りて葉を去るなり、千といひ八百といふは、數の多きをいふ○遮ミカシ閉ヘ高知タカチ、遮ミカシ腹ハラ滿ミタラ雙フタ氏ミとい、高くタカ太フトきヘイ瓶ビン子コに酒を満たせて、之を多くオク雙フタべてといふ意なり、瓶ビンは酒を醸カむかめなり、その、古は酒をば醸ツクりたる瓶ビンながら、神に奉りしものなればかくいへるなり、閉ヘは上の略言なり、腹ハラは瓶ビンの大きオホく張ヒキりたるところをいふ、高知タカチ、高くタカ著シメく見ミゆるよし、滿ミタラ雙フタは、酒を滿ミタラ堪タへたる瓶ビンを多くオク雙フタぶるをいふ○汗アセ爾ニ母モ穎カヒ爾ニ母モとは、汗アセハ上文の瓶ビンの内の酒のこと、穎カヒは、

上文の千類八百類の類にて、何れも言を替へたるのみ也、類借母の下に奉置支氏
 の四字を省きて含ませたり○稱辭竟奉奉 初穂乎波より此の詞までは、御年
 皇神等の御守護を以て五穀の豊稔ならば、秋の新穀をば、穂ながらにも、又酒に作
 りても備へ奉りて、御前を稱辭竟奉らむと兼て申させ給ふなり、下のも之に同し
 ○大野原とは、唯に野をいふ○甘菜羊菜とい、野菜をとりすべといふなり、甘菜と
 は、青菜齋の類、辛菜は蘿蔔野韭の類なり○青海原とい唯に海をいふ○鰭能廣
 物、鰭能狹物とは、大魚小魚のこゝろにて、魚類をとりすべといふ、鰭とはヒレを
 いふ、大魚はその鰭廣く、小魚は狭きものなればかくいへるなり○奥津藻菜、邊津
 藻菜とい、海藻をとりすべといふ、海にて、彼方をオキと云ひ、陸の方をへといふ、
 モハは即ち藻なり○明妙照妙和妙荒妙とは、妙は栲の借字なり、古は栲皮にて
 布を織りし故に、タへは布帛の總名となれり（普通に古手といふテはこのタへの
 約言なり）明妙は染めたる絹どもの映しきを云ひ、照妙は、色何にまれ光澤の
 りて美しきをいふ、又、木綿麻などを荒妙といひ、色に染めず光澤なき絹を和妙

といふなり、荒妙帛の下にも、奉置支氏の四字を省きて含ませたるなり○御年
 皇神とは、御年神一柱を申せるなり、其故は、祈年の幣物の外に、白馬白猪白鶏
 を奉らせ給ふと、この神一柱に係りて、他神の預り給はぬとなればなり○白馬
 白猪白鶏は、古語拾遺に、宜獻白猪白馬白鶏以解神怒とある如く、此の神の
 いたく好ませ給ふ物なり、委しくは本書に就きて見るべし○種々色物とは、祈年の
 幣物をいふ○宇豆乃幣帛乎の下にも奉置支氏の四字を省きて含ませたり、これ祝
 詞中いづれも然れば古文の一格なり

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足
 魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白而辭
 竟奉者皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比
 奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登皇御
 孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

大御巫能辭奉皇神とい、大御巫の常に仕へ奉りて、御祭申す大神と云意なり、大御巫とい、神祇官八神殿に仕へ奉るミコをいふ、ミカムノコは、御神の子の爲に齋ひ祭り給ふものなれば、諸の巫の中に神祇官の八神を祭るをば別きて大御巫といふなり、すべて巫の、若き女の神事に堪能なるものを以ちて之に充つる也○神魂高御魂此の二神は、天地萬物は更なり、人の身體靈魂をも、成出し給ふ、其の産靈の神徳をします神なり、カムタカ皆尊稱言なり、ムスビは産靈にて萬物を造り成し給ふ奇妙の靈徳をいふ○生魂こは、生活運動く産靈を主り給ふ神なり○足魂こは、不足なく、足り備はる産靈を主り給ふ神なり○玉留魂こは、浮れ往く靈魂を身體の中に鎮め留むる産靈を主り給ふ神なり○大宮乃賣こは、天宇豆賣命の別名にて、心和樂して憂苦無く、靈魂平かに身體安からしめ給ふ神なり○大御膳都神こは、食物の神なり、オホミ皆尊稱言なり、ケは食のウの略かりたるなり○辭代主こは、皇朝守護の神なり、ロトシロは言の信なり、そ

は、天神の勅命に違背申さじと仰せられたる言の信に、其の船を踏み傾けて青柴垣に隠り坐せればなり、そもく神祇官は東院西院に分れ、東院は、政務を取扱ふ役所にして、西院は、皇神を齋き奉る場なり、西院のうちに八神殿といふあり、此れハ神魂以下の八神を齋き奉るところなり、又齋戸殿といふあり、これは、座摩御門生島の神達を齋き奉るところあり○神御孫命御世乎手長御世登堅磐常磐爾齋比奉とは、今上天皇の御治め遊ばす大御世を、千年萬年も動くとなき變るとなき様に、御守り下さると御神徳を稱へ申せるなり、タナガは、足長の義なり、カキハハ堅磐の義トキハハ常磐の義なり、爾は如くといふ意の助辭なり（一説にカキハハは垣磐の略言、トキハハは床磐の約言なりと）○茂御世爾幸閉奉とは、隆盛の御代と皇神の幸へ助け下さると御神徳を稱へ申せるなり○皇吾睦神漏伎命、神漏彌命登は、皇祖天神の勅命にてといふ意なり、その、第一段の詞に、神漏岐命神漏美命以云々とあるを受けたる文なればなり、登は、ニテの意の助辭なり

座摩乃神巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津

長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉者皇神能數坐
 下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千本高知氏皇御孫命
 乃瑞能御舍乎仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎
 安國登平久知食須我故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭
 竟奉久登宣

座摩能御巫とい、座摩の神を齋き奉る御巫といふ意なり、ネガスリは、居之代の
 義にて、皇居をいふ、古言なりスリは、シリまたシロと同語にて、其の物のある場所
 をいふ言也、苗代檜代などの如し（又座摩をキナデと訓ず、そは井之塘の義なり）
 ○生井、榮井、津長井こは御井神を三座に分けて稱へ奉れるにて、謂ゆる御溝水
 の神なり、井とは、皇居の外を周れる堀をいふ○阿須波婆比支此の二神の、庭上
 の神なり、故に、此二神を御溝水の神に合せて、大宮地の靈として祭れるなり、さ
 て、屋敷の裏にて、建家もなく下立ちて歩行くところを、アスハといふ、そは、足

場の義なり、又さて門より屋内に入るまでの間の庭をハヒリ又ハヒイリといふ、
 この二神は、そのアシバ又ハヒイリの庭を守り給ふ神なるべし○皇神能敷坐と
 は、皇神の領知坐すの意なり、シキは知と同じ意なり（宮柱太敷立を太知立とも
 いへるにて知るべし）○下都磐根爾宮柱太知立とは、座摩の皇神の領知坐す、大
 宮地の地底の岩石まで、宮柱を太く著く掘り立てといふ意なり、凡て上代は、神宮
 も人の居室も、地を掘りて柱を立てる故に、この稱辭あるなり、石根は、殊更に礎
 をしたるにあらで、地底にもとよりあるをいふなり○高天原爾千本高知とは、天
 で宮殿の千木を、高く著くさし立てといふ意なり、この高天原は、青空をいふ、千
 木は、またヒギともいひて、屋根の上に兩股になりて、さし出でたるものをいふ○
 瑞能御舍乎仕奉とは、美麗なる、御殿を造り奉りてといふ意なり、ミツは物の美し
 きを美むる言なり、ミアラカは、御在所の義にて御殿のと也、仕奉とは、造り奉る
 となり、凡て下なるもの、上の爲にする事をば、何業にても仕奉といふなり○天
 御蔭日御蔭登隱坐とは、天を覆ひ日を覆ふものとして、其の瑞の御舍に、天皇の御

座遊ばしてといふ意なり、カクルとい、御殿の蔭におははれて、其の内に座します
をいふ○安國登平久知食は、安穩平和に天下を治め給ふといふ意なり、シロシメ
スとは、知り給ふ意なり

御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命
豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都
磐村能如塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疏夫留
物能自下往者下乎守自上往者上乎守夜能守日能守爾
守奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

御門御巫とは、御門の神を齋き奉る御巫といふ意なり○櫛磐間門命豐磐間門
命此の二神は、天石門別神の別名なり、然れども、其御靈を左右に分け祭りて
稱へ奉れるより、かく二神とは傳へたるなり、トヨクシ皆尊稱言なり、クシは奇の
義にて、イハは、其の間の堅固なるよしなり、マドハ真門の義なり、○四方御門、

湯津磐村能如塞坐氏とは、御門の皇神の、四方の御門に、數多の磐群のやうに立ち
塞り坐してといふ意なり、ヨモハ、四面の義なり、御門とは、皇居の御門をいふ、
ニツイハムラは五百箇磐群の義なり、サヤリは、障有にて、立塞りて物を障へ留め
給ふ意なり○朝者御門開奉、夕者御門閉奉とは、御門の開闔は、全く人爲には
あれども、幽より神の賛けて物せさせしめ給ふとなるが故に、神業に託けてかく
いへるなり○疏夫留物とは、邪神をいふ、ウトブは親みの反對にて、こハ朝廷に
親奉らざるをいふ、モノハ、邪鬼をアヤシキモノと訓めるモノに同じ義なり○
自下往者下乎守、自上往者上乎守とい、上よりも下よりも、何方よりも入れじと、
御守護下さるとなり、そは、邪神姦鬼ハ、人の如く、門戸より出入ると云ふことに
定まらで、上より下より荒び疎び來るものなればなり○夜能守日能守ハ、晝夜を
捨てず、御守下さるとなり
生島能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命
名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐島能八十島者谷巖能狹

度極鹽沫能留限狹國者廣久峻國者平久島能八十島墮
事無皇神等能依左志奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱
辭竟奉久登宣

生島能御巫とは、生島の神を齋き奉る御巫といふ意なり、生島の神とは、古語拾遺
に、是大八洲之靈なりとあれば、大八島國の靈を祭れるなり、大八島國とは、日本國
の舊號なり○生國足國 此は大八島國の靈を生島足島、又生國足國とも稱へ申せ
るなり○島能八十島といふ、多くの島をいふなり、シマハシマルと同語にて、凡て其
の周圍を限りて、一區域をなせる處をいふなり、この島ハ即ち國なり○谷蟻能狹
度極鹽沫能留限とは、陸ハ蝦蟇のはひ度る果、海ハ海潮の沫の流れ留まる限
り、天下四方の國を、皇神等の寄し奉ると下文に續く文義なり、谷蟻は、ガマ又ヒキ
といふ虫なり、狹ハ、借字にて眞渡の意なり、此の物は、いづくまでも、不思議に行
き通るものなる故にいへり、シホナワは、海潮の沫なり、満潮の時、シホナワの流
るゝものなれば、鹽沫の至り留る限といひて、天下の遠き限りを譬へたるなり○

狹國者廣久 峻國者平久は、皇神の、狹き國を廣かるべく、峻き國を平なるべく幸
へ給ふ意なり、サキは、セマキの約言なり○島能八十島墮事無、皇神等能依志佐奉
とは、天下四方の國を漏らし落すとなく、生島の神達の、天皇に寄せ進り給ふとい
ふ意なり

辭別伊勢爾坐天照太御神能大前爾白久皇太御神能見
靈志坐四方國者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白
雲能墜坐向伏限青海原者棹柁不干舟艦能至留極大海
原爾舟滿都都氣氏自陸往道者荷緒縛堅氏磐根木根履
佐久彌氏馬爪至留限長道無間久立都都氣氏狹國者廣
久峻國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神
能寄奉波荷前者皇太御神能大前爾如横山打積置氏殘
乎波平聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐

爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾陸神漏伎神漏彌命登
宇事物頸根衝拔氏皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉
久登宣。

辭別とは言云ひ別きてといふ意なり、すべて辭別は、上に專要の事を言ひ畢へて、
其餘事を陳む爲に、殊更に改めて言ひ起す言なり、さて、伊勢大神宮祈年祭の詞
は、此の下に在りて、其餘に猶申し給ふ事ありて、此の詞は申し給へれば、辭別
といふなり○天照大御神とは、天上にて、御照し坐す大御神と申す義なり、テラシ
は、テルの延言なり、オホミ皆尊稱言なり○皇太御神能見齋志坐四方國とは、天照
大御神の天上に坐して、徧く見晴し坐す天下四方の國といふ意なり、ミハルカ
シハ、ミハラス義なり、ハラスを古言にハルクと言へれば、ハルカシ、はハルキの
延言なり、さて、見齋志坐といふ語の中に、天下を照臨し給ふ意を含ませたり、皇
大御神は、本書に大御の二字なし、今祝詞考に従ひて補へり○天能壁立極とは、
國能退立限に對へて、蒼天の遠く壁の如く立ちて見ゆる果といふ意なり（丹生祝

氏文に、天雲乃可皿立限とあれば、壁をカベと訓むべきと明なり）○國能退立限と
は、國土の遙に退き立ちて見ゆる限りといふ意なり、ソキタツは遠放り立つ意な
り、そは、吾居る所を以ちて、正中と定め、四方を望めば、吾居止まる所は、大地の
最高となりて、四方は皆卑下となる故なり○青雲能靄極とは、白雲能墜坐向伏限
に對へて、天雲の青く棚引きて見ゆる、遠き國の果といふ意なり○白雲能墜坐向
伏限とは、白雲の地に下り居て遙かに向ひ伏して見ゆる、遠き國の限といふ意な
り、向伏とは、遙に向ひ見るに、雲の墜伏すをいふ、白雲青雲ハ互文なり（古史傳
に、上文に天と云ひ國と云ひ、こゝに青雲云々白雲云々とあるは、四方を云へるな
り）○青海原とは、唯に海をいふ○棹柁不干とは、サヲカヂの干す間もなき程に
通ふといふ意なり、棹柁は、並に船を漕ぐ具にて、カヂは今の櫓なり○舟艦能至
留極とは、馬爪至留限に對へて、船の艦先の向ひ到る果といふ意なり、此船は、
貢物を載せたる船なり○大海原舟滿都都氣氏とは、長道無間久立都都氣氏に對
へて、海上に絶間なく漕き續くといふ意なり○自陸往道とは青海原に對へて、陸

地をいふ○荷緒綱堅氏とは、貢物の荷の緒を堅く馬に縛りて、馬に駄くるを云、
 そは諸國より今年の初物を奉るを荷先と云ひて、篋に納れ荒鹿に包み緒して、馬
 に乗せ駄るものなればなり○磐根木根履佐久彌氏とは、木石にて凸凹ある道を、
 馬の踏み行くをいふ、サクミは、今シヤクミヅラといふシヤクミに同じ○馬爪至
 留限とは、荷先の荷を駄けたる馬の、行き到る限りといふ意なり○長道無間久
 立都都氣氏とは、長き道中の絶間なき程に、荷前の馬の立ち續くといふ意なり○
 遠國者八十綱打挂氏引寄如事とは、海外の諸國を、數條の綱を掛けて、引き寄
 するやうにといふ意なり、こは、出雲風土記に、其の國狭く作りたりとて、新羅其
 外の國の餘りを、大綱かけて引き寄せし故事などに本づきて、此の譬はあるなる
 べし○皇太御神能寄奉波とは、天照大御神の、皇御孫命に右の事どもを寄し授け
 給はばといふなり、故に上文の白雲乃墜居向伏限、舟滿都都氣氏、立都都氣氏、平
 久、引寄如事といふ五語より、此の語に續けて見るべし○荷先とは、諸國より奉
 れる貢物の初穂をいふ○殘乎波平聞看とは、其の餘りを、天皇の無事に御上

り遊ばむといふ意なり○手長御世登堅磐常磐齋比奉茂御世幸開奉は、上
 條に注へり○皇吾睦神漏岐神漏彌命も上條に注へり○宇事物頭根衝突氏とは、
 鵜のやうに、頸を地に突き通す程に伏し拜てといふ意也、鵜といふ鳥は頸を倒
 に水につきいれて、よく魚を取るものなれば、かく譬へたるなり、ジモノは狀之の
 義にて、如くといふ意、ウナは今いふウナジなり、さて此れは、皇御孫命の御自敬
 ひますさまなり

御縣爾坐皇神等前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布
 登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏皇
 御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆乃
 幣帛乎稱辭竟奉久登宣

御縣坐皇神とは、御縣に鎮り座す皇神なり、御縣とは、上古朝廷の御料を、すべて
 アガタと云へりしが、こゝは、京畿に近き處にて、天皇の御料の野菜を作りて貢進

る地をいふなり○高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布。こは、其の鎮座の地名を、御名に負せ奉りしなり、神名式に大和國高市郡高市、御縣、御社、葛下郡葛木御縣、神社、十市郡十市、御縣坐神社、城上郡志貴、御縣坐神社、山邊郡山邊御縣坐神社、添下郡添、御縣坐神社とある是なり○長御膳能遠御膳とは、たゞ天皇の食物をいふなり、ナガもトホも祝言なり

山口坐皇神等能前爾白久。飛鳥石村忍坂長谷。畝火耳無。御名者白氏遠山近山爾生立留大木小木乎。本末打切氏持參來氏皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須我故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣。

山口坐皇神とは、山の口に鎮り座す皇神なり、山口とは、即ち御名に負ひ坐せる、處々の山の入口をいふ、此の山々は、大宮を作り奉る料の官林なり○飛鳥石村、

忍坂、長谷、畝火、耳無これも上に同じく地名を御名に負せ奉れるなり、神名式に大和國高市郡飛鳥、山口坐神社、十市郡石寸山口神社、城上郡忍坂、山口坐神社、同郡長谷、山口坐神社、高市郡畝火、山口坐神社、十市郡耳成山口神社とある是なり○遠山近山爾生立留大木小木とは、たゞ山に生ひ立ちてある木といふ意を、かく綾なせるなり、オヒタテルは生立有にて、木に云ふ詞なり、草には生出といふなり○本末打切氏持參來氏とは、木の本末を打ち切り残し置きて、山の神に奉り、其の中間の良材を持ち出來てといふ意なり、さて本末打切氏の下に、中間乎の三字を省きて、含ませたる古文の一格なり○瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏は、上條に注へり

水分坐皇神等能前爾白久。吉野字陀都祁葛木登御名者白氏辭竟奉者皇神等能寄志奉牟。奥都御年乎八束穗能伊加志穗爾寄志奉者皇神等爾初穗波穎爾母汁爾母。臆

閉^ヘ高^カ知^チ。應^{オウ}腹^{ブク}滿^{マン}雙^{ソウ}氏^シ。稱^テ辭^ジ竟^{ケイ}奉^{ホウ}氏^シ。遺^イ乎^フ波^ハ皇^ス御^ミ孫^ソ命^メ能^ネ朝^チ御^ミ食^シ夕^{セキ}御^ミ食^シ能^ネ加^カ牟^ム加^カ比^ヒ爾^ニ。長^{チカ}御^ミ食^シ能^ネ遠^{トホ}御^ミ食^シ登^ト赤^{アカ}丹^ニ穗^ホ爾^ニ。聞^ク食^シ故^コ皇^ス御^ミ孫^ソ命^メ能^ネ宇^ウ豆^ト乃^ニ幣^ヒ帛^ヒ乎^フ。稱^テ辭^ジ竟^{ケイ}奉^{ホウ}久^ク乎^フ。諸^{モロク}聞^ク食^シ登^ト宣^{ノル}。

水分坐皇神とは、水分に鎮り坐す皇神なり、この水分とは、水分の神の坐す所々を、即て水分と名づけしなり、クマリは分配の義にて、この神は、水を分配することを、知ります神なり○吉野、宇陀、都祁、葛木、こは、水分の神の坐す所の地名を以ちて、御名に稱へ奉れるなり、神名式に大和國吉野郡吉野、水分、神社、宇陀郡宇陀、水分、神社、山邊郡都介、水分、神社、葛上郡葛木、水分、神社とある是なり○皇神等能寄志奉牟、奥都御年乎、八束穗能伊加志穗爾、寄志奉者は、上條の御年の神の條に注へり、然れども、御年の神は農事を守り、水分の神は水理を知り坐して、其の主る所各異なり、故にこゝに、かしこの如く、手肱爾、水沫晝垂、向股爾、泥晝寄氏とやうに續けて、農事に勞く狀などを陳べざるなり○朝御食夕御食能加牟

加比爾は、朝夕の御膳に着きての意なり、カムカヒは食向の義にて、御膳に着き給ふ意なり、故に爾の助辭より、下文の聞食に續けて見るべし○赤丹穗爾聞食とは、大御顔の赤らみ遊ばすまで、御上りになるといふ意なり、ニはもと赤土をいひ、ホは赤き餘光をいふ○諸聞食登宣とは宣命にて、第一の詞に、集侍神主祝部等諸聞食登宣とある結びなり、さて稱辭竟奉久までは祝詞なるを、神主祝部等に傳へて申さしめ給ふが故に、稱辭竟奉久乎諸聞食登宣といひ續けるたるなり
辭別^{ワキ}忌^{イミ}部^ベ能^ネ弱^{ヨロ}肩^カ爾^ニ。太^{フト}多^ダ須^ス須^ス支^シ取^{トリ}挂^ケ氏^シ。特^{トク}由^ユ麻^マ波^ハ利^リ仕^シ奉^{ホウ}禮^レ留^ル幣^ヒ帛^ヒ乎^フ。神^{カミ}主^{ヌシ}祝^{イハヒ}部^ベ等^ト受^{ウケ}賜^{タマヒ}氏^シ。事^{コト}不^{アヤ}過^サ捧^{ホウ}持^チ奉^{ホウ}登^ト宣^{ノル}。
辭別は上條に注へり○忌部能とは忌部氏の意なり、この氏は、天太玉命の子孫なり、イミへは、もと神に奉る幣帛を作る職をいふ名目なり○弱肩とは、肩の、つがひ目にて折れ屈む所なる故に弱とは云ふなり、普遍に腰を弱腰といふに同じ○太多須岐とは、たゞ禱をいふ、フトは美稱言なり○持由麻波利仕奉禮留幣帛とは、齋み候みて造り奉れる捧物の意なり、モチは發語にて、ユマハリは齋む意の古言なり○

受賜氏とは、祈年の班幣を受取りてなり○事不過捧持奉登宣とは、萬事間違なく、捧物を持ちて、皇神に供へよと申聞するなりといふ意なり、宣は、いづれも其の祝詞を讀む者の宣聞かするなり、天皇の仰せらるゝにはあらず

○春日祭

この社は、大和國添上郡にありて、祭は、二月十一日上の申の日なり、今官幣大社に列せられ、二月一日を以て祭日とす、春日は地名にして其所に坐す、神の御祭なる故に、春日祭とは云ふなり

天皇我大命爾坐世。恐岐鹿島坐健御賀豆智命。香取坐伊波比主命。枚岡坐天子八根命。比賣神。四柱能皇神等能廣前仁白久大神等能乞賜比能任爾。春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立。高天原爾千木高知氏。天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏。貢流神寶者。御鏡。御橫刀。御弓。御梓。御馬爾

備奉理御服淡。明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏。四方國能獻禮留。御調能荷前取立氏。青海原乃物者。波多能廣物波多能狹物。奧藻菜邊藻菜。山野物者。甘菜辛菜爾至麻氏。御酒者。甕上高知。甕腹滿立氏。雜物乎。如橫山積置氏。神主爾。某官位姓名乎。定氏。獻流。宇豆能大幣帛乎。安幣帛乃足幣帛登。平久安久聞食者登。皇大御神等乎。稱辭竟奉久登。白如此仕奉爾。依氏。今母去前母。天皇我朝仕乎。平久安久足御世。乃茂御世爾。齋奉利。常磐爾。堅磐爾。福閉奉利。預而仕奉流。處處家家王等。卿等乎。母平久。天皇我朝廷爾。伊加志夜久波。叡能如久仕奉利。佐加叡志米賜登。稱辭竟奉良久登。白。大原野枚岡等祝詞准此

天皇我大命爾坐世とは、天皇の勅命に任せといふと同意なり、オホミコトは大御言なり、マセは令隨の借字にて、命勅の隨に爲さしめ給ふ意なり、故に、坐世は句を隔て、廣前爾白久へ續けて見るべし○恐支とは、神徳の恐き由にて、普通にいふタウトイと同意なり、故に掛卷より續くとは其の意味異なり、又、この詞は、すべて四柱の神に係れるなり○鹿島坐健御賀豆知命、香取坐伊波比主命 春日は、藤原氏の氏神なり、然るを其祖神に此の二神を合祭せるは、如何と云に、藤原鎌足は、鹿島に誕生せられしがば、此の二神の産土神なり、さる由縁により、鎌足の子の不比等の、遷し祀られたりしなるべし、鹿島は常陸、香取は下總の國に在り○枚岡坐天之子八根命、比賣神 此の二神は、藤原氏の祖神にて、河内國枚岡といふ處に鎮り坐す神なり、比賣神は天兒屋根命の後神なるべし、さて四柱能皇神等能廣前爾白久とは、御四方の神の御前に申すといふ意なり、神を數ふるには、一柱二柱といふやうに數へ申すことなり、廣前は大前といふに同じ、マラサクはマラスの延はりなり○大神等能乞賜比能任用とは、この四柱の神達の御願のまゝといふ意なり、コハシは乞坐の約言なり、故に、唯に乞賜といふより、コハシタマヒといへば、一層重き敬語になるなり○春日能三笠山は、春日の社の、現今在る所の山の名なり○下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止は、祈年祭の條に注へり、さて廣知は太知と云ふに同じ○定奉氏は、天の御蔭日の御蔭と隠り坐すべき御殿と定め奉りてといふ意を、略きて言へるなり○神寶とは、調度の物をいふ○御横刀御弓 劍は御腰に佩きますもの故に、ミハカシといひ、弓は御手に執りますもの故に、ミトラシといへるなり、ハカシはハキマシトラシはトリマシの約まりなり○御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉は、祈年祭の條に注へり○廣調能荷前とは、諸國より奉れる御調物の初穂をいふ、ミツギハ御供給の義なれば、朝廷の御料を、下より供給奉る意の名目なり(ツギは、普通に人に物をミツグと云ふツグと同語なり)荷前の貢物の初穂のとなり○青海原乃物者、波多能廣物波多能狹物與津藻菜邊津藻菜、山野物者甘菜辛菜爾至麻氏、御酒者蛭上高知蛭腹滿竝氏、雜物乎如横山積置氏は、祈年祭の條に注へり○神主と

いふ意なり、コハシは乞坐の約言なり、故に、唯に乞賜といふより、コハシタマヒといへば、一層重き敬語になるなり○春日能三笠山は、春日の社の、現今在る所の山の名なり○下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止は、祈年祭の條に注へり、さて廣知は太知と云ふに同じ○定奉氏は、天の御蔭日の御蔭と隠り坐すべき御殿と定め奉りてといふ意を、略きて言へるなり○神寶とは、調度の物をいふ○御横刀御弓 劍は御腰に佩きますもの故に、ミハカシといひ、弓は御手に執りますもの故に、ミトラシといへるなり、ハカシはハキマシトラシはトリマシの約まりなり○御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉は、祈年祭の條に注へり○廣調能荷前とは、諸國より奉れる御調物の初穂をいふ、ミツギハ御供給の義なれば、朝廷の御料を、下より供給奉る意の名目なり(ツギは、普通に人に物をミツグと云ふツグと同語なり)荷前の貢物の初穂のとなり○青海原乃物者、波多能廣物波多能狹物與津藻菜邊津藻菜、山野物者甘菜辛菜爾至麻氏、御酒者蛭上高知蛭腹滿竝氏、雜物乎如横山積置氏は、祈年祭の條に注へり○神主と

は、此の祭に祝詞を申す人をいふ○安幣帛乃足幣帛 安とは事故無きをいひ、足とは閑落つる事無きをいふ○皇大御神等乎稱辭竟奉久とは、大神の御前を稱辭を盡して、御祭を仕奉るといふ意なり、春日の神を殊更に尊みて、皇大御神とは申し奉れるなり○今母往前母とは、只今も今後もといふ意也○足御世乃茂御世爾齋奉利とは、物事の足り備りて、盛なる御代と、御守護下されといふ意なり、タラシはタリの延ばりなり、イカシは殿の意なり○常磐爾堅磐爾福閉奉利は、祈年祭の條に注へり○預而仕奉流處々家々王等 卿等とは、此の御祭に預りて仕奉る、諸家の皇族、諸氏の大官の意にて、皇族百官をとすべていへるなり、春日祭の詞の、平野祭、久度古開の詞と、おほかた同文體なれば、この預而仕奉は、彼の詞に參氏仕奉また參集臣仕奉とあると同義なるを知るべし(字書に預は參なりと)處々家々は、諸家諸氏といはむが如し、オホキミは、こゝは皇族を申し、マヘツギミは、政事を執れるものをいふなり○伊加志夜久波欲能如とは、五十榎の如く、八桑校の如くといふ義にて、繁榮を形容せる詞なりイカシは、大殿祭に、

茂御世を五十榎御世とかき、ヤグハエは中臣壽詞に、八桑校と書けるにて、其の義皆明白なり○大原野枚岡等祝詞准此とは、大原野枚岡の祭にも、此の祝詞を用ゐて、其の所につきたる事のみ替ふるを云ふなり、枚岡は上條に注へり、大原野は、山城國乙訓郡に在り、春日大神をこゝに遷されしは、仁明天皇嘉祥三年なり

○廣瀨大忌祭

此の御社は、大和國廣瀨郡に在りて、祭は四月七月の四日なり、今官幣大社に列せられ祭は四月四日なり、祭神は若宇加能賣命にて即ち大忌神なり、この御祭は、いづも風神と共に祭給ひて、穀物の豊稔を祈り給ふ神事なり

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須
 流若宇加能賣能命登御名者白氏此皇神前爾辭竟奉久
 皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏
 稱辭竟奉久乎神主祝部等諸聞食登宣

廣瀨能河合爾稱辭竟奉流皇神は、廣瀨の川合に、宮柱太敷立て、皇御孫命の稱辭竟奉る皇神といふ意を、略きたる文なり、廣瀨能川合は、初瀨川の末と、佐保川との流れ合へる所なる故に、かく名けしなり○御膳持須流若宇加賣命とは、食物を受持ちて掌り坐す、若宇加能賣命と申す意なり、この神は、保食神の御事にて、ワカは美稱言、ツカはウケともいひて、食の義なり、ノは助辭、メは女神に坐す山なり、モタスルはモタスの誤にて、持ち給ふ意なり（一説にモタスルはモタセルの誤なりと）○皇御孫命能宇豆能幣帛乎合捧持氏とは、天皇より奉り給ふ大幣帛を、勅使に捧げ持ちて、敬みて奉らしめ給ふといふ意なり○王臣等乎爲使氏は、四時祭式に、大忌祭風神祭、差王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充使とある、是なり○神主祝部等諸聞食止宣は、使の中臣、神前にて、この詞を唱ふれども、神主等に宣聞かしめ、其等をして神に申させらるゝ由なり

奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈御馬御酒者能閉高知能腹滿雙氏和稻荒稻爾山爾

住物者毛能和支物毛能荒支物大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者能廣支物能狹支物與津藻菜邊津藻菜爾至萬氏置足氏奉久登皇前神爾白賜部止宣

宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙は、祈年祭の條に注へり○五色物とは、五色の繩をいふ、アシギヌは悪絹の義にて、下等の絹なり○御酒者能閉高知、能腹滿雙氏は、祈年祭の條に注へり○和稻荒稻 和稻とは米をいふ、荒稻とは穂ながらあるをいふ、其の穂の物をすりさりとて、精米に成したるを、ニギシ子といふなり○毛能和支物とは、鳥をいふ○毛能荒支物とは、獸をいふ○大野能原爾生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、能廣支物能狹支物與津藻菜邊津藻菜は、祈年祭の條に注へり○皇神前爾白賜部止宣は、勅使の預り奉り來つる幣帛を奉らるゝ狀を、神主より皇神に申せといふなり

如此奉宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止皇神御心平久

安久聞食氏皇御孫命能長御膳能遠御膳止赤丹能穗爾
 聞食卒皇神能御刀代乎始氏親王等王臣等天下公民能
 手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏取將作與都御歲乎八
 東穗爾皇神能成幸賜者初穗者汗爾母穎爾母千稻八千
 稻爾引居氏如横山打積置氏秋祭爾奉卒登皇神前爾白
 賜登宣

如此奉宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛止、皇神御心平久安久聞食氏は、此
 の如くして、皇神の前に壯嚴なる幣帛を奉るを、皇神の御心にも、足り備れる宜
 しき幣帛と、聞食し響け給ひてといふ意なり○皇御孫命能長御膳能遠御膳止、
 赤丹能穗爾聞食卒、皇神能御刀代乎始氏とい、天皇の御膳として、聞食して榮え
 坐すべき、皇神に寄し奉れる御田の稻より始めてといふ意なり、長御膳能遠御膳
 は、長く遠く榮え坐すべき料の御食といふ意なり、ミトシロは御稻代の義にて、

神に寄し奉れる田をいふ○親王等王臣等此詞の下に脱文あり、祝詞考に、たの
 く封戸の田地をいふとあるによらば、御田及などの字あらまはし、ミコハ親王
 の御事にて、オホキミは、諸王の御事なり、古は皇兄弟皇子を親王といひ、其他の
 皇族を諸王といへりしなりオミは廣く朝廷に仕へ奉るものを指して云へるなり○
 天下公民能手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏取將作與都御歲乎八東穗爾皇神能成
 幸賜者初穗者汗爾母穎爾母は、祈年祭の條に注へり、さて本文に天下公民能の下
 に取作與都御歲者の七字あり、然れども全く何處よりか錯簡せるものと聞ゆれば、
 今は鈴屋翁の釋に従ひて之を削りたり○千稻八千稻爾引居氏は、多數の稻を、其の
 社の庭上に、持運び居るをいふなり○如横山打積置氏は、其の社の庭上に引居
 るたる稻を、汁とし穎として、神の御前に積み置くことの多かるをいふなり○秋祭
 とは、新嘗祭をいへるにて、七月の御祭にはあらず
 倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母皇御孫命能宇
 豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈至萬氏奉如

此奉者皇神等乃敷坐須山山乃自口狹久那多利爾下
 賜水乎。甘水登受而天下乃公民乃取作禮留奥都御歲乎。
 惡風荒水爾不相賜。汝命乃成幸波閉賜者。初穗者汁爾母
 穎爾母。魁乃閉高知。魁腹滿雙鳥。如横山打積置氏奉牟登。
 王等臣百官人等。倭國乃六御縣能刀禰。男女爾至萬
 氏。今年某月某日。諸參出來。氏皇神前爾宇事物頸根築拔
 氏。朝日乃豊逆登爾。稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食止
 宣。

倭國能六御縣乃山口。坐皇神等前爾母は、御縣神と山口神とを一に連ねたる辭
 別の文なり、故に六御縣乃とある乃の字は、及の字の誤なり、(四時祭式に、是日以御
 縣六座山口十四座合祭とあるにて知るべし)六御縣は、御縣六座にて、高市、葛木、
 十市、志貴、山邊、竹布の六座なり、山口は、飛鳥、石村、忍坂、長谷、畝火、耳無、吉野

巨勢、加茂、當麻、大坂、伊古麻、都祈、養布の十四座なり、右の神々の、大忌祭につ
 きて、廣瀬社にて祀らるゝなり、故にニモの助辭を加へたるなり○皇御孫命乃宇
 豆乃弊帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物、楯戈至万氏奉は上條に注へり○皇神
 等乃敷坐須山山乃自口とい、山口の皇神の知り坐す、山々の入口よりといふ意なり、
 ○狹久那多利爾下賜水乎とい、谷間よりナダラカに下し賜ふ水をといふ意なり、
 サクは谷の古言なり(上總國山形郡の地名に、宮谷村また長谷越谷など書けるに
 て知るべし)ナダリハ、方言にナダラカに下る所を、ナダレといふに同くて、こは
 谷より水のナダラカに落つるさまをいふなるべし○甘水登受而とは、和熟なる水
 と田に受けてといふ意なり、然れども、下文に惡風荒水爾不相賜とあるによりて
 考ふるに、受而の間に、志米の二字もとありけむが、脱れたりしなるべし、さらで
 は、自他混交して、文義聞え難ければなり、○天下乃公民乃取作禮留奥津御歲は上
 條に注へり○荒水とは、甘水に對へて、暴雨霖雨洪水の事をいふ○初穗者汁爾母
 穎爾母。魁乃閉高知。魁腹滿雙鳥。如横山打積置氏奉は上條に注へり○王等臣

明妙照妙和妙荒妙五色乃物楯戈御馬爾御鞍具氏品
 乃幣帛備氏吾宮者朝日乃日向處夕日乃日隱處乃龍田
 能立野乃小野爾吾宮波定奉氏吾前乎稱辭竟奉者天下
 乃公民乃作作物者五穀乎始氏草乃片葉爾至萬氏成
 幸閉奉牟止悟奉支是以皇神乃辭教悟奉處仁宮柱定奉
 氏此乃皇神能前爾稱辭竟奉爾皇御孫命乃宇豆乃幣帛
 乎令捧持氏王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久止皇神乃前
 爾白賜事乎神主祝部等諸聞食止宣

龍田は、大和國平群郡にて、立野村の邊の總名なり○志貴島爾大八島國志皇御
 孫命とは、大和國磯城瑞籬宮に坐して天下を治め給ひし天皇といふ意にて、
 即ち崇神天皇を申すなり○遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗聞食須は、廣瀬大

忌祭の條に注へり○五穀物乎始氏天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至
 氏不成とは、天皇の大御食と聞食す五穀より始めて、天下の百姓の作物は、草の片葉
 に至るまで、悉皆傷害ひて、成熟らせずといふ意なり、五穀とは、稻粟麥稗豆をい
 ふ○歳眞尼久傷故とは、幾年も打續き、五穀野菜の傷害ひて、實のらせざ
 る故にといふ意なり、マチクは、物の度繁く重なる意、ソコナヘルは、令傷有の義
 なり○百能物知人等乃ト事爾出平神乃御心者、此神止白止負賜支とは、天皇大
 に愁へ賜ひて、誰の神の御心にか、太兆のト事を以ちて明し白せよと、多くの物知
 人に仰付け賜ひきといふ意なり、百能物知人とは、多くの物知人と云ふことにて、
 物知人とは、太兆のト事を以ちて、神の御心を伺ひ知る人をいふなり、ト事とは、
 定め難き事をト相て、神の御教を受くる事にて、こは太兆のト事をいふなり、出
 幸神乃御心とは、ト事に依りて見はれむ神の御思召といふ意なり、キは過去の時
 を示す助辭なり○此乎物知人等乃ト事乎以氏ト止母出留神乃御心毋無止白止聞
 看氏とは、勅命に従ひて、凶年の打續く事を、太兆のト事を以ちてトふと雖も、其

の占形に見はる、神の御心もなしと、物知人の奏上すと、天皇の聞き給ひてといふ意なり○皇御孫命詔久は、崇神天皇の詔勅なり○神等乎波カミタチハ天社國社止忘アマツヤシロクコツヤシロトリスル事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須乎コトナクオウルコトナクダヘゴトチヘマツルトオモホシコナハスとは、諸の神達をば、漏れ落つるとなく天社國社と定め奉りたりと御思召すものといふ意なり、天社國社は、祈年祭の條に注へり、オモホシオコナハスは、思ひ賜ふといふ意なり○誰神會天下乃公イレルンカミシヤマンノミタノホホミ民能作タカフンツクリトツケルモノナ物乎不成傷神等波ナラズリコナヘルカミタチハとは、天下百姓の作りと作る一切の物を成し熟らせず、傷害はせる神達は誰の神ぞやといふ意なり、さるを誰神會を前に置きたるは、語意を強からしめむがためなり、ゾは詰問ふ意を現はす助辭なり○宇氣比賜支ヒタマヒキとは、天皇の大親祈り賜ひきといふ意なり、ウケヒは、誓約と祈との二義を兼ねたる古言なり○惡風荒水爾相都々アシキカゼアラキミツノアハセツとは、暴風洪水に令遇つ令遇つといふ意なり○天乃御柱乃命國乃御柱乃命は、風神にて、志那都比古神志那都比賣神の別名なり、名義は、アメクニ皆尊稱言なり、ハシラは、彼處と此處との間を支へ持つ意の語なり、(橋箸村など此の義なり)さて風は、天と地との間を支へ持つものなるが故に、かく稱へ申せるなり○我宮者朝日乃日向處夕日乃日隱處乃龍田能立野乃小野爾ワガミヤハアサヒノヒカフコロノフヒノヒガアルトコロノタツメノタチメノチノメニ吾宮波定奉氏ワガミヤハサダメツリチとは、吾住むべき宮は、朝日の向ふ處、夕日の日隱處の吉處の龍田の立野といふ處に、宮柱を立て、鎮坐すべき處と定め奉りてといふ意なり、立野の龍田山の東の麓なれば、日向處と云ふ、古へはけしきのよきを美ミひるには、日影もていへり、然れども、夕日の日隱處の、賞メづべきにあらざれば、唯綾アヤなさむが爲にかくいへるなり、隱は借字にて輝く意なり、小野とは、立野の地景を美ミめていへるなり○吾前乎稱辭竟奉者天下乃公民乃作物者ワガマヘチダヘゴトチヘマツラク、五穀乎始氏草乃片葉爾至氏成幸開奉乎止悟奉支イナツモノナハシメチカサノカキハコイタルマデニチシキハヘマツラムトサトシマツリキ物乎惡風荒水爾相都々より、此の文までは御悟の言なり、さてこの文の意味は上條に注へり○辭教悟奉處は、龍田の立野の小野にとある、その所なり、さて辭は事の義にて、宮柱を定め、弊帛を奉る等をいふなり○官柱定奉氏とは、宮柱立て、鎮め奉る處と定め奉りてといふ意なり○稱辭竟奉久止、皇神乃前爾白賜事乎、神主祝部等諸聞食止宣は、この稱辭竟奉までは、天皇より神に申させ給

ふ祝詞にて、其の以下は、祝詞を兼ねたる宣命なり

奉^{タテマツル}宇^ツ豆^{マメ}乃^ノ幣^ヒ帛^ヒ者^ハ比^ヒ古^コ神^{カミ}爾^ニ御^ミ服^{フク}明^{アカル}妙^ク照^{タル}妙^ク和^{ニギ}妙^ク荒^{アラ}妙^ク五^{イッ}色^{ロク}
物^{モノ}楯^{タテ}戈^カ御^ミ馬^{ウマ}爾^ニ御^ミ鞍^{クサ}具^ツ氏^ノ品^{シナ}品^{シナ}能^シ幣^ヒ帛^ヒ獻^{ツク}比^ヒ賣^メ神^{カミ}爾^ニ御^ミ服^{フク}
備^{ソナヘ}金^{カネ}能^シ麻^マ笥^コ金^{カネ}能^シ櫛^シ金^{カネ}能^シ持^{カセ}明^{アカル}妙^ク照^{タル}妙^ク和^{ニギ}妙^ク荒^{アラ}妙^ク五^{イッ}色^{ロク}能^シ物^{モノ}
御^ミ馬^{ウマ}爾^ニ御^ミ鞍^{クサ}具^ツ氏^ノ雜^{ヤク}幣^ヒ帛^ヒ奉^{タテマツル}氏^ノ御^ミ酒^{サケ}者^ハ能^シ閉^ト高^{タカ}知^チ能^シ
腹^{ハラ}滿^ミ雙^{フタ}氏^ノ和^{ニギ}稻^{イネ}荒^{アラ}稻^{イネ}爾^ニ山^{ヤマ}爾^ニ住^ス物^{モノ}者^ハ毛^ケ乃^ノ和^{ニギ}物^{モノ}毛^ケ乃^ノ荒^{アラ}物^{モノ}大^{オホ}
野^ノ原^{ハラ}生^ナ物^{モノ}者^ハ甘^{アマ}菜^ナ辛^{カラ}菜^ナ青^{アヲ}海^{ウミ}原^{ハラ}爾^ニ住^ス物^{モノ}者^ハ緒^{イタ}能^シ廣^{ヒロ}物^{モノ}緒^{イタ}能^シ狹^{ヒメ}
物^{モノ}奥^{ウキ}都^ツ藻^モ菜^ハ邊^ヘ都^ツ藻^モ菜^ハ爾^ニ至^イ萬^{マン}氏^ノ爾^ニ如^ヨ横^{ヨコ}山^{ヤマ}打^{ウチ}積^{ツキ}置^イ氏^ノ奉^{タテマツル}此^{コノ}
宇^ツ豆^{マメ}乃^ノ幣^ヒ帛^ヒ乎^ナ安^{ヤス}幣^ヒ帛^ヒ能^シ足^{タリ}幣^ヒ帛^ヒ止^ト皇^{スメ}神^{カミ}能^シ御^ミ心^{ココロ}爾^ニ平^{ヒラ}久^ク聞^ク
食^シ氏^ノ天^{アメ}下^ノ能^シ公^{キミ}民^{タチ}能^シ作^{ツク}物^{モノ}乎^ナ惡^{アク}風^{カゼ}荒^{アラ}水^{ミヅ}爾^ニ不^ズ相^ア賜^{タマフ}皇^{スメ}神^{カミ}乃^ノ
成^{ナリ}幸^{サイ}閉^ト賜^{タマフ}者^ハ初^{ハジメ}穗^ホ者^ハ能^シ閉^ト高^{タカ}知^チ能^シ腹^{ハラ}滿^ミ雙^{フタ}氏^ノ汁^{シユ}爾^ニ母^{ハハ}穎^ヒ爾^ニ

母^{ハハ}八^{ヤチ}百^{ヒャク}稻^{イネ}千^{セン}稻^{イネ}爾^ニ引^{ヒキ}居^イ置^キ氏^ノ秋^{アキ}祭^{マツル}爾^ニ奉^{タテマツル}奉^{タテマツル}止^ト王^{ミコ}卿^{キミ}等^ト百^{ヒャク}
官^{ツカサ}能^シ人^{ヒト}等^ト倭^{ヤマト}國^{クニ}六^{ムツ}縣^ノ能^シ刀^{ヤタ}禰^ニ男^ヲ女^メ爾^ニ至^イ萬^{マン}氏^ノ爾^ニ今^{イマ}年^{トシ}四^シ月^{グヒ}
七^{シチ}月^{グヒ}者^ハ云^フ諸^{モロ}參^{マシ}集^ル氏^ノ皇^{スメ}神^{カミ}能^シ前^{マヘ}爾^ニ宇^ツ事^{コト}物^{モノ}頸^{ノド}根^ネ築^{ツキ}拔^{ヒキ}氏^ノ今^{イマ}
今^{イマ}年^{トシ}七^{シチ}月^{グヒ}能^シ豐^{トヨ}逆^{サカ}登^ル爾^ニ稱^{ナヅケ}辭^{ハヒ}竟^{マツル}奉^{タテマツル}流^ル皇^{スメ}御^ミ孫^{ミマロ}命^{ノミコト}乃^ノ宇^ツ豆^{マメ}乃^ノ幣^ヒ
帛^ヒ乎^ナ神^{カミ}主^{ヌシ}祝^{イハヒ}部^フ等^ト被^{カケ}賜^{タマフ}氏^ノ墮^オ事^{コト}無^ク奉^{タテマツル}禮^レ登^ル宣^{イハス}命^{ノミコト}乎^ナ諸^{モロ}聞^ク食^シ
止^ト宣^{イハス}

宇^ツ豆^{マメ}能^シ幣^ヒ帛^ヒは、祈^{イハヒ}年^{トシ}祭^{マツル}の條^{ジョウ}に注^{ツク}へり○御^ミ服^{フク}明^{アカル}妙^ク照^{タル}妙^ク相^ア妙^ク荒^{アラ}妙^ク五^{イッ}色^{ロク}物^{モノ}楯^{タテ}戈^カ御^ミ馬^{ウマ}爾^ニ
御^ミ鞍^{クサ}具^ツ氏^ノも、上^{ウヘ}條^{ジョウ}に注^{ツク}へり○金^{カネ}能^シ麻^マ笥^コとは、苧^ウをうみて入^イる、器^{ツクリ}をいふ、コガ子^{コガコ}
は黄金^{オウゴン}の義^{ガミ}なれば、黄金^{オウゴン}にて製^{ツク}れる麻^マ笥^コなり、下^{シモ}之^ノに同^{ナリ}じ○金^{カネ}能^シ備^{ソナヘ}とは、持^{カセ}を懸^ケ
くる物^{モノ}をいふ○金^{カネ}能^シ持^{カセ}とは、篋^{ツク}の糸^{イト}を引きかくる物^{モノ}をいふ○明^{アカル}妙^ク照^{タル}妙^ク相^ア妙^ク荒^{アラ}妙^ク五^{イッ}色^{ロク}物^{モノ}は、上^{ウヘ}文^{モン}に、比^ヒ賣^メ神^{カミ}爾^ニ御^ミ服^{フク}備^{ソナヘ}とある目^メを記^シせるなり○御^ミ酒^{サケ}者^ハ云^フ々^々今^{イマ}日^ヒ能^シ
朝^{アサ}日^ヒ能^シ豐^{トヨ}逆^{サカ}登^ル爾^ニ稱^{ナヅケ}辭^{ハヒ}竟^{マツル}奉^{タテマツル}は、廣^{ヒロ}瀨^セ大^{オホ}忌^{イミ}祭^{マツル}の條^{ジョウ}に注^{ツク}へり、此^{コノ}の稱^{ナヅケ}辭^{ハヒ}竟^{マツル}奉^{タテマツル}までは祝^{イハヒ}詞^ジ

にて、其の以下は例の宣命なり○被賜氏は、宇豆の幣帛を受取るとなり
○平野祭

此の社は、山城國葛野郡に在りて、祭は四月十一月の上の申の日なり、今官幣大社
に列せられ、四月二日を以て、祭日とす、祭神は、今木神、久度神、古開神、比賣神
なり、此の四神の御事につき、諸説紛々未だ詳ならず

天皇我御命爾坐世今木與利仕奉來流皇大御神能廣前
爾白給久皇大御神乃乞志給乃任爾此所能底津石根爾
宮柱廣敷立高天乃原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭
登定奉氏神主爾神祇某官位姓名定氏進流神財波御弓
御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明多閉照多閉
和多閑荒多閉爾備奉利氏四方國能進禮流御調能荷前
乎取竝氏御酒波聽戸高知聽腹滿竝氏山野能物波甘菜

辛菜青海原乃物波波多能廣物波多能狹物與都毛波邊
津毛波爾至麻氏雜物乎如横山置高成氏獻流宇豆乃大
幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐齋奉利伊
賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御坐令在米給登稱辭竟奉
久登申

又申久參氏仕奉流親王等王等臣等百官人等乎母夜守
日守爾守給氏天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志
夜具波江乃如久立榮之米令仕奉給登稱辭竟奉久止申
天皇我御命爾坐世は、春日祭の條に注へり、さて此の詞の中に、注解を記さぬは、
すべて春日祭の條に注へるものと知るべし○今木與利仕奉來流皇大御神とは、今
木といふ地より、この平野に遷し奉りて、仕へ奉り來たる今木の大神といふ意な
り、今木は、大和國奈良に在る地名なり○神財 この言は、衣笠までに係れるな

り○衣笠は、又華蓋と書きて、絹を以ちて張りたる傘の如きものをいふ○參氏仕奉流は、此の祭に參向ひて、御祭仕奉るといふ意なり○伊夜高爾伊夜廣爾とは、唯に彌盛にといふ意なり、二つの爾の助辭は、下文の仕奉の詞へ續けて心得べし

○久度古開

此の神達は、大和國より、今の平野へ遷奉り給ひしなり、久度神社は、今も大和國平群郡久度村に在り、古開は何處にや、此祝詞に、二所の宮とあれば、もと異所に在りしなるべし

天皇我御命爾坐世。久度古開二所能宮爾之氏。供奉來流。皇御神能廣前爾白給久。皇御神能乞比給萬比之任爾。此所能底津石根爾宮柱廣敷立。高天能原爾千木高知氏。天能御蔭日能御蔭止定奉氏。神主爾某官位姓名定氏。進流神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏。御衣波。明

多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏四方國乃進禮留御調乃荷前乎取竝氏御酒波。臈乃閉高知。臈能腹滿竝氏山野物波甘菜辛菜青海原乃物波。鱒乃廣物鱒乃狹物。奧都毛波邊都毛波爾至末天。雜物乎如横山置高成氏。獻流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞氏。天皇我御世乎。堅磐爾常磐爾齋奉利。伊賀志御世爾幸閉奉氏。萬世爾御令坐米給登。稱辭竟奉久登申。又申久參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等乎。毛夜守日守爾守給氏。天皇我朝廷爾彌高爾彌廣仁。伊賀志夜具波江能如久。立榮氏令仕奉給登。稱辭竟奉良久登申。

此の詞は、平野祭の詞と、大同小異なるのみなれば、更に注はず、かの條につきて

曉るべし、又申といふ一節の文は、平野祭の條にも略注へるが如く、この文は、又申久參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等乎毛夜守日守爾守給氏伊賀志夜具波江能如久立榮氏天皇我朝廷爾彌高爾彌廣仁命仕奉給登稱辭竟奉更久登申と、語句をいれかへて心得べし

○六月月次祭ツキノナミ十二月ツキノナミ准之

本書に、月次の下に祭の字なきと、今祝詞考に従ひて補へり、さて四時祭式に、月次祭、六月十二月十一日とあり、ツキノナミは月並の義にて、もと月毎に、神々の國家を安穩に守護り給ふ神徳を報謝して、なほ將來をも祈り給へりし御事を、後に六月と十二月との兩度にあつめて祭らるゝ式となりたれど、なほ古實を失はずして月次祭と稱へるなり、さて六月の月次祭には、七月より十二月までの月次の幣帛を頒ち、十二月には、一月より六月までの月次の幣帛を頒ち賜ふなり、此の祭に預り給ふ神は、諸國すべて二百四座にて、即ち神名帳に載れる神社の下に、月次

と記されたる神是なり

集侍神主祝部等諸聞食登宣

集侍神主祝部等諸とは、神祇官に集りて侍る、多くの神主祝部等、といふ意なり、この神主祝部は、月次幣帛に預り給ふ神、即二百四座を齋き奉る神主ともなり、○聞食登宣とは、今年六月月次祭を行はむとして、天皇より神々に獻り給ふ、月次の幣帛を頒ち給ふとの勅命を承れよと、神祇官の中臣の、諸國の神主どもに申し聞かすなり

高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社國社登

稱辭竟奉皇神等前爾白久今年乃六月月次幣帛

月次幣帛明妙照妙和妙荒妙備奉氏朝日乃豊榮登爾皇

御孫命能宇豆乃幣帛乎稱竟辭奉久登宣

高天原爾神留坐云々皇神等前爾白久は、祈年祭の條に注へる如く、上天に御留り

坐す、天皇の御先祖様の天照大御神、高皇産靈神二柱の神の勅命によりて、天神の社國神の社として、天皇の齋き奉る皇神達の前に白すといふ意なり○今年乃六月月次幣帛云々辭竟奉久は、今年六月十一日に、御衣は明 妙照妙和妙荒妙に至るまでに、不足なく備へ奉りて、天皇より獻り給ふ厳しく大なる月次の幣帛を、朝日の美しく登る時に、奉り置きて、皇神等の御前に、稱 辭を盡して、御祭仕へ奉るといふ意なり、この稱辭竟奉までは、神に申させ給ふ祝詞にて其を神主祝部等に宣開かさむ爲に、止といふ助辭にて、既に斷れたる詞をもを續けたるなり

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮賣御膳都神辭代主登御名者白氏竟辭奉者皇御孫命乃御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌皇登皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱竟辭奉久登宣

座摩乃御巫辭竟奉皇神等乃前爾白久生井榮井津長井阿須波婆比伎登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱稱竟奉久登宣

御門乃御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都磐村能如久塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎布留物乃自下往者下乎守自上往者上乎守夜乃守日乃守爾守奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

生島乃御巫能辭竟奉皇神等乃前爾白久生國足國登御
名者白氏辭竟奉者皇神乃敷坐島乃八十島者谷蝶能狹
度極鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮國者平久島乃八十島
墮事無久皇神等寄志奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱
辭竟奉久登宣

辭別伊勢爾坐天照太御神乃大前爾白久皇神乃見霽志
坐四方國者天乃壁立極國乃退立限青雪能靄極白雲乃
向伏限青海原者棹柁不干舟艦乃至留極大海原爾舟滿
都都氣氏自陸往道者荷緒結堅氏磐根木根履佐久彌氏
馬爪至留限長道無間久立都都氣氏狹國者廣久峻國
者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神寄志奉

良波荷前者皇大御神乃前爾如橫山打積置氏殘乎波平
聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比
奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登鶴
自物頸根衝拔氏皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久
登宣

御縣爾坐皇神等乃前爾白久高市葛木十市志貴山邊會
布登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏
皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆
乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
山乃口坐皇神等乃前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳
無登御名者白氏遠山近山爾生立流大木小木乎本末打

切氏持參來氏。皇御孫命乃瑞登御舍仕奉氏。天御蔭日御
蔭登隱坐氏。四方國乎。安國登平久知食須我故。皇御孫命
乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

水分坐。皇神等乃前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木。登。御名者
白氏。辭竟奉者。皇神等依志奉牟。奧都御年乎。八束穗乃伊
加志穗爾依志奉者。皇神等爾。初穗者。穎爾母。汁爾母。懸閉
高知。懸腹。滿雙氏。稱辭竟奉氏。遺乎。波。皇御孫命乃。朝御食
夕御食乃。加牟加比爾。長御食乃。遠御食。登。赤丹穗爾。聞食
故。皇御孫命乃。宇豆乃。幣帛乎。稱辭竟奉久登。諸。聞食止
宣。

辭別。忌部乃。弱肩爾。太禰取挂氏。持由麻波利仕奉禮留幣

帛乎。神主祝部等受賜氏。事不過捧持奉登宣。

右の文どもは、祈年祭の詞と同じければ、彼の條に注へるを見て、其の意味を曉るべし、そもく月次祭は、主と國家安穩を祈らせらるゝ御祭にて、祈年祭と相異なるれば、御年皇神に申す詞なきなり

○大殿祭

此の祭は、新嘗祭の明日平旦に、宮中に於きて、屋船、神を祭りて、大殿に災害なく、平安ならむ事を祈り給ふ神事なり、ホガヒは祝の延はりにて、此の祭を、オホトノホガヒといふは、天津奇護言を以ちて言祝ぎて鎮め奉る故なり

高天原爾神留坐須。皇親神魯企神魯美之命以氏皇御孫
之命乎。天津高御座爾坐氏。天津璽乃鏡劍乎捧持賜天。言
壽古語云許止保全言。宣志久。皇我宇都御子皇御孫之
命。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。

大八洲豐葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食止。古語云
 呂志言寄奉賜比氏。以天津御量氏事問之磐根木根立知。古語云
 女須言寄奉賜比氏。以天津御量氏事問之磐根木根立知。古語云
 草能可岐葉乎毛言止氏。天降利賜比志食國天下登天津。古語云
 目嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎。今奧山乃大峽小峽。古語云
 爾立留木乎。齋部能齋斧乎以伐採氏本末乎波山神爾祭。古語云
 氏中間乎持出來氏。齋鉏乎以氏齋柱立氏皇御孫之命乃。古語云
 天之御翳日之御翳止。造奉仕禮留瑞之御殿。阿良可汝屋。古語云
 船命爾。天津奇護言乎。古語云。順志以氏言壽鎮白久。此。古語云
 乃敷坐大宮地底津磐根乃極美。下津綱根。類謂之綱根。波。古語云
 府虫能禍無久。高天原波青雲乃靄久極美。天乃血垂飛鳥。古語云

乃禍無久。堀堅多留柱桁梁戸隔乃錯。比古語云。動鳴事無。古語云
 久引結弊魯葛目能緩比。取茸計魯草乃噪。岐古語云。無久。古語云
 御床都比能佐夜伎。夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久。古語云
 平氣久安久奉護留神御名乎白久。屋船久久遲命。是木屋。古語云
 船豐宇氣姬命。登是稻靈也。俗謂宇賀能美多麻。今世產屋。古語云
 也。御名乎波奉稱利氏皇御孫命乃御世乎。堅磐常磐氣奉。古語云
 護利五十檀御世乃足良志御世爾。田永能御世止奉福爾。古語云
 依氏齋玉作等我持齋波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺。古語云
 瓊能御吹伎乃五百都御統乃玉爾。明和幣。爾伎氏。耀和幣。古語云

乎附氣氏。齋部宿禰某我弱肩爾太禰取懸氏。言壽伎鎮奉
事能漏落武事乎波。神直日命。大直日命。聞直志見直志氏。
平良民久。安良氣久。所知食登白。

高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氏は、祈年祭の條に注へり○皇御
孫之命乎天津高御座爾坐とは、皇孫瓊々杵尊を、天上の御座に着けさせてといふ
意なり、これ天上にて、既に皇位に登り給ひたりし由なり、アマツタカミクラは、天
上の玉座のことにて、タカは尊稱言なり、マセは、令座の約まりにて、皇祖の皇孫
を座さしめ給ふなり○天津璽乃鏡劔乎捧持賜氏、言壽宣久とは、天照大神の
天津璽なる八咫鏡と草薙劔とを捧げ持ちて、皇孫命に授け給ひて、祝言を申仰せ
られしことはいふ意なり、ノリタヒシクのシは過去の助辭は助勢辭にて、俗
言のイヒシコトニハの意なり○言壽詞如今壽觴之詞とは、後世に、酒宴のを
りには、善言美詞を以ちて祝ふことなれば、皇祖の此の壽詞も、そのサカホカヒの

事の如しと注へるなり○皇我宇都御子皇御孫乃命は、吾貴き御子なる皇御孫命よ
ど、皇祖の瓊々杵尊に勅給ふ由なり、スメラアガは、皇祖の自ら詔給ふなり、ウツ
は、珍又貴などの字の意の古言なり(今普通にウツタカイといふウツ同語なり)ス
メミマノミコトは、スメは統にて、天下を統御坐す由なり、ミもマも尊稱言なり此
乃天津高御座爾坐氏とは、皇御孫命の、この天上の御座を、葦原中國に持ち降りて、
それに着きてといふ意なり、コノとは、上に高御座爾坐氏とある御座を指して詔ふ
なり○天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知
食とは、天皇の御位を、萬千年に至るまで、窮りなく傳へて、安穩なる、國として無
事に日本國を治め給へよといふ意なり、アマツヒツギとは、天神の御末を繼ぎ坐
す義にて、天皇の御位、又、天皇の御世繼といふなり、萬千秋乃長秋爾は、瑞穗の縁
語の秋を以ちて、かく稱へ奉れるなり、大八洲も豐葦原瑞穗之國も、皆日本國の舊
號なり○言寄奉賜比氏とは、言ひ授け賜ひてなり○以天津御量氏とは、天上の
御評議によりてなり○事問之盤根木根立知、草能可岐葉乎毛言止氏とは、荒振神

は更なり、物言ひて騒し岩木や草の一葉まで、悉く言止せ鎮めてといふ意なり、コトトヒは、物言ふといふ意の古言なり、イハチは、唯岩のことにて、予は添へていふ語なり(屋をヤ子杵をキチ、島をシマキといふ類なり)クサノカキハ、草の片葉の義なり○天降利賜比志食國天下登、天津日嗣所知食須、利の助辭は、斯の誤なるべし、其の故は、リにては、自他混亂して、文義聞之難ければなり、さてこは、皇祖の、皇孫を天上より、天降し給ひし其の日本國を、食國天下として、治め給ふ皇御孫命といふ意なり、故に、高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氏より、この天津日嗣所知須までは、吾天皇の萬世一系に、日本國を統治し給ふべき本縁を稱へ申せる文なり○皇御孫之命乃御殿乎とは、皇居をいふなり、この乎の助辭は、下の造奉仕に續くなり○今奥山乃大峽小峽爾立留木乎は、今度奥山の谷間に生立ちてある木をの意なり、この今の語は、下の言壽鎮白久に、乎の助辭は、下の伐採へ續く文義なり、カヒは、間の義にて山と山との間をいふ○齋部能齋斧乎以伐採氏は、齋部の氏人が、清淨なる斧にて山木を伐採ての意なり、齋部氏は、天太

玉命の子孫にて、御殿を作る事をも掌るものなり○本末乎波山神爾祭氏中間乎持出來氏は、木の本と末との兩方をば、山神に奉りて、其の中間良材を、奥山より持て出來てといふ意なり○齋鈕乎以氏齋柱立は、清淨なる鈕にて穴掘りて、其の穴に清淨なる宮柱を築立てといふ意なり○皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕禮流瑞之御殿とは、天皇の、天を蔽ひ日を蔽ひ給ふ料として、造り奉りてある美しき御殿といふ意なり、天之御翳日之御翳は、祈年祭の條に注へり○汝屋船命こは、瑞の御殿を、やがて屋船命として、申せるなり、イマシは、御座の義にて、尊稱言なり、屋船は、御殿の別稱にて、陸にて家に住めるは、海上にて船に乗れるが如き事なれば、屋船といふなり○天津奇護言とは、天津宮にて、事始め給へる奇妙なる祝言といふ意なり○言壽鎮白久は、屋船命の平安に鎮り坐む事を言祇ぎ白すといふ意なり○此乃敷坐大宮地とは、屋船命の領知坐す大宮地なり○底津磐根乃極美、下津綱根波府虫能禍無久とは、大地の根底まで、深く立てる柱の繩に、虫の喰損ふとなくといふ意なり、ソコツイハチノキハミとは、地底の岩のある果

といふ意なり、シタツ、ナチとは、床下の柱と柱とを縛れる繩をいふ、故に本注に
 番繩之類をいふとあるなり、ツガヒナハとは、物と物とを番ひ合す爲の繩なり、ハ
 フムシとは、唯に虫のことをいふ、そは虫は這物なる故に、かくいへるなり○高天
 原波青雲乃鬮久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久とは、空の方は、蒼天まで高くさし
 出せるカマドノケムリダシに、鳥の禍することなくといふ意なり、此のタカノ
 ハラは、唯空の方をいふ、青雲乃鬮久極美は祈年祭の條に注へり、血垂は借字に
 て、上代竈處の上の煙を出す所の名なり、さて、其の上を飛び渡る諸鳥の糞、又毒
 物など咋ひ來て、竈の上へ落す事などを、飛鳥の禍とはいへるなり、トブトリもハ
 フムシト同く、唯鳥のことをいふ○掘堅多留柱桁梁戸牖乃錯比動鳴事無久とは、
 地底まで堅固に掘り立てたるハシラの動くことなく、ケタウツバリトマドの、行
 合ふ所の鳴るとなくといふ意なり、キカヒは木合にて、桁梁戸牖の行合ふ所を
 いふ○引結帶留葛目乃緩比、取置計留草乃噪岐無久とは、柱桁梁など固く結びて
 ある、繩の緩ふことなく、屋根を立派に葺きてある、草の亂るゝことなくといふ意

なり、上代の家作は、葛の類にて、上下縦横を結び固めたるもの故に、シタツツナ
 チ又ツナメなどの語あるなり、ツナメは、即ちツナチなり、カヤとは、屋根を葺か
 む料の草を、すべていふなり○御床都比能佐夜伎、夜女能伊須須伎、伊豆都志伎事
 無久とは、御床の邊に騒しきことと、夜眠れる間驚くことへの恙しき事なくとい
 ふ意なり、ヨメノイヌスキは、夜物におそはれなどして、心も心ならぬをいふなり、
 イツツシキは、恙しきにて、物の過ち滞ることをいふなり○平氣久安久奉護留
 とは屋船神の上條の災害なからしめて、平安に皇居を御守護し給ふ由なり、さて、
 天津奇護言は、上文の此乃大宮地より、この平氣久安久奉護までの文をいふな
 り、然して上の五つの無久といふ詞より、平氣久安久奉護に續くべき文義なり○
 屋船久久遲命ハ木神なり○屋船豐宇氣姫命こは稻の神なり、古へはワラを以
 ちて屋根を葺きたりし故に、屋船神としては、草の神に坐せるなり、さて家屋は木
 と草とを以ちて造る者なれば、此の二神を屋船神と稱へ奉れるなり○俗謂宇賀
 能美多麻との豐宇氣姫命の御事を、世俗にては、ウガノミタマンカミと稱へ申す

となり、ウガの食の義にて、即ち稻の御靈に坐す由なり。○今世産屋、以辟木束稻
 置於戸邊、乃以米、散屋中之類也。辟木は久欠運命、束稻は豊宇氣姫命の御
 靈代として、産屋の戸の邊に置きけるならむ。散米することは、妖怪を打拂ふわざ
 なり。○皇御孫命乃御世乎、堅磐常磐爾奉護利、五十根何世乃足良志御世爾、田永能御
 世止奉、福爾依氏は、祈年祭の條に注へり。○齋玉作等我、所齋波利持淨麻波利、造
 仕、禮留とは、齋玉作の氏人たちが、物忌み慎みて、造り奉りたりとの意なり。○瑞
 八尺瓊龍、御吹伎乃五百都御統乃玉とは、御祝の美玉の幾箇となく、數多く括きた
 る玉なり、ヤサカニの玉の美稱言なり、ミスマルノタマは、結にて貫き通じたる玉
 の意なり。○明和幣曜和幣は、祈年祭の條に注へり。○齋部宿禰、某我弱肩爾太細取
 懸氏は、同く祈年祭の條に注へり。○言壽伎鏡奉事乃、漏落牟事乎波とは、箇様に
 居室の具を並べ舉げて、それらの言祝を爲して、屋船神を齋ひ鎮め奉る事が、な
 は漏れ落ちむ事も有るをばといふ意なり。○神直日命、大直日命この二神は、世
 の中の禍事を直し給ふ御靈の神なり。○聞直志見直志は、聞直は、祝詞に係り、見直

は、供物に係けていへるなり

詞別白久。大宮賣命登御名乎申事波。皇御孫命乃同殿能
 裏爾塞坐氏。參入罷出人能選比所知志。神等能伊須呂許
 比阿禮比坐乎言直志和志。古語云坐氏。皇御孫命朝乃御
 膳夕乃御膳供奉流。比禮懸件緒細懸件緒乎。手躡足躡。古
 云麻不令爲氏。親王諸王諸臣。百官人等乎。已乖乖不令在。
 邪心穢心無久。宮進米爾進。宮勤爾勤之米底。咎過在乎波。
 見直志聞直坐氏。平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氏。大
 宮賣命止。御名乎稱辭竟奉久登白。

詞別白久は、祈年祭の條に注へり。○大宮賣命登御名乎申事波といふ、天宇受賣
 命を大宮賣命といふ御名を稱へ申す故といふ意なり、御名義は、祈年祭の條には

注る如く、大宮の内ウチにまして、君臣の間を和やわらげます女神といふ義なり。○同殿オナシキホトリ
 能ノ裏ウラ用ヨウ塞サヤ坐イ氏シは、天皇の坐す大宮のうちウチに立ち塞フサりての意なり。○参入能出入能選マカリニケツルヒトニヨラ
 比ヒ所知シ志シは、大宮オホミヤに出入シュツニュウする人々の可否カフイを監察し給ひての意なり。マカルは貴所キジョへ向ムク
 ひ行くをいひ、マカルは貴所キジョより退ヒき去るをいふ。エラビンロンメンは、朝参アサマの人
 々の品シモノを鑒定ケンテイしたまひて、さるまじき人の出入シュツニュウを止めさせ給ふよしなり。所知志シ
 のシより、下文ゲノの和志坐氏ワシイのテに續つけて見るべし。○神等能カミナリ、伊須呂許比阿禮比坐イヌロコヒアヒ
 乎ウ、言直志和志坐氏コトナホシワシは、神等カミナリの禍事ワガコトを起おこさむとて荒アハひ給はむを、大宮賣命オホミヤウメノミコトの言直
 し和やわらけ給ひてといふ意なり。スロコヒは、心ココロも心ココロならぬといふ意なり。イは敬語
 スロコヒはス、ロキロキと同語なり。○比禮懸伴緒ヒレケンバンジュ、伴緒バンジュは、朝夕アサユフの御膳ミツクリを造り仕
 へ奉る采女膳夫サメメノツクリをいふ。采女サメメは女官メカノにて、領巾ネウキといふものを項ウデに懸かけ、膳夫ツクリは男官
 にて、手繩テヅナを肩カダに懸かくるもの故ゆゑに、かくいふなり。伴緒バンジュとは、組長クミナガまた部長チヤウナガの意なり
 ○手躰テノミ足躰アソノミ不フ合カフ爲ナリ氏シは、采女膳夫サメメノツクリともが、手足テノミの過アヤちなき様御守護ミツクリありてとい
 ふ意なり。マガヒは、亂ミダの字ジの意にて、おもはず過アヤつことなり。○己乖乖オノカミカミ不フ合カフ在アリと

は、朝廷テウテイに仕へ奉る人々が、銘々メツメツ勝手カテのよどなく、一致和合イツシツワカフする様、御守護ミツクリありて
 なり。乖乖オノカミカミは借字カカリジにて、向々ムクムクの義ガミなり。○邪意アノキコ穢心ケガレココロ無久ムクとは、惡意アクイシヤン邪心ケガレココロなく、真心マコトココロ
 以もつちてなり。○宮進ミヤスミ米爾メニ進ス、宮勤ミヤノツトメ用勤ヨウノツトメ之ノ米メ氏シとは、御奉公ミツクリノミコトの怠オシるよどなく、神カミの御勤ミツクリノツトメ
 し勤ツトメめしめ給ふよしなり。ミヤは彌イハの義ガミなり。ミトイと通とほふことは、汝イマシをミマシミマシと
 栗ツクリをイカグリといふが如し、古事記コトワザにツギチフヤ、ヤマシロガハチ、ミヤノボリ、
 ヲガノボレバ、とある。ミヤミヤと同語ドウゴなり。ス、メは、獎勵カウリの意なり。○咎過トガアヒ在アリ乎カ波ハ、
 見直志ミナホシ聞直坐氏キクナホシイは、比禮懸伴緒ヒレケンバンジュ、繩懸伴緒ツナケンバンジュ及親王百官人たちの、咎過トガアヒのあらむを
 ば、大宮賣命オホミヤウメノミコトの見直ミナホシし聞直キクナホシし給ひての意なり。○平安ヘイアン無久ムク安良ヤスラ氣久キク令ノミ仕奉坐シツク用依ヨ
 氏シとは、無事安穩ムシヤスナに朝廷テウテイに仕奉らしめ給ふよしなり。さて、不フ合カフ爲ナリ氏シ、勤ツトメ之ノ米メ氏シ、聞直キクナホシ
 坐氏イの三つのテの助辭サケコトより、よの平良氣久ヘイラキク云々の文フミに續つけて見るべし。○大宮賣命オホミヤウメノミコト止ト
 御名ミナ乎稱辭ミナヲカケコト竟マデ奉マツル久キク登ノボ白シラよの御名ミナの下ノに、白志シラシ氏シなどの語コトを省シき合あませたり、御門祭ミカドマツリの
 毛モ之ノに倣なへ

○御門祭

此の祭は、大殿祭につけて祭らるゝ御門祭なり、故に此の詞は、前條と同一辭別の文と知るべし

櫛磐廂豐磐廂命登御名乎申事波。四方内外御門爾。如湯津磐村久塞坐氏。四方四角與利疎備荒備來武。天能麻我都比登云神乃言武惡事爾。我許登麻相麻自許利。相口會賜事無久。自上往波上護利。自下往波下護利。待防掃却言排坐氏。朝波開門夕波閉門氏。參入罷出人名乎問所知志。咎過在乎波。神直備大直備爾。見直聞直坐氏。平良氣久安良氣久令奉仕賜故爾。豐磐廂命櫛磐廂命登。名御乎稱辭竟奉久登白。

櫛磐廂豐磐廂命登御名乎申事波とは、天石門別神に、その御名を稱へ申故といふ

意なり、その二神の御名義は、新年祭の條に注へり○四方内外御門爾、如湯津磐村久塞坐氏は、四面内外の御門に、五百箇石群のやうに立ち塞りてといふ意なり、むかし皇城には、内重中重外重の御門ありし故に、それらをすべて、内外御門といふなり○四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神とは、四方四隅より、處を定めずして、惡事を起さむとして來る禍神といふ意なり、ヨモは四面の義なり、ウトビは荒ふるよしなり、天能麻我都比登云神は、穢き事を甚く惡みて、汚穢たる事あれば、荒び給ひて、禍事を爲し給ふ神なり○言武惡事は、爲む惡事といはむが如し○相麻自許利相口會賜事無久とは、惡事に誘はれ、惡言に同意するよしなり、クナアへは口令會の約まりにて、タマフは、神に係れる詞なり○待防掃却言排坐氏は、惡事を起さむとして來る禍神を、待防ぎて追ひ退かしめ給ふといふ意なり、ツケは、遠く放つ義なり○朝波開門夕波閉門は、新年祭の條に注へり○人名乎問所知志とは、門内に入るまじき人の名を問ひ糺して、入れしめ給はざるよしなり

役人といふ意なり○過犯アヤチオカシムケサレノツミ家牟ケムケサレ雜々罪ツミ 過とは、殊更に心なく覺えず犯すをいふ、俗に云ふツゴナヒなり、犯とは、すべてなすまじき事をなすをいふ、雜々罪ツミは、天津罪國津罪の種々をいふ○今年六月晦之大祓コトシノミナツキニツクモリノオホハラヒ祓給比清給事乎ヘタヒヒキヨメタコトヲヨロイキコトイセトシ諸聞ツミ食止宣は、今年六月の晦日に、朝廷より諸官員の爲に、祓物を出して、祓ひ給ひ清め給ふまじきとを、諸の伴男より、諸役所に仕へ奉る人々等、承り給へど中臣の申すなり、さて以上は宣命なり、高天原以下は祝詞なり、るもく、あの大祓詞は、神に告す祝詞なり、之を中臣祝詞又中臣祭文とも稱へり、あは、神武の御時、天津祝詞に準據して、撰述せられたりしを、歷朝之を用ゐて、いさゝか語句をかへられたるものなりかし、故に之を讀まじものは、安國止平氣久所知食武國中爾成出率以下は、天津祝詞なりといふことを、したとめておくべし、またよの詞の、省文の格の多きををも、

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏八百萬神等乎神集集賜比神議議賜氏我皇御孫之命波豐葦原乃

水穗之國乎安國止平久知所食止事依志奉支如此依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問志賜神掃掃賜比氏語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氏天之磐座放天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏天降依志奉支如此久依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎定國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫之命止美頭乃御舍仕奉氏天之御蔭日之御蔭止隱坐氏安國止平氣久所知食武國中爾夫出武天之益人等我過犯家牟雜々罪事波天津罪止畔放溝埋樋放頻詩串刺生剝逆剝尿戶許許太久乃罪乎天津罪止法別氣氏國津罪止波生膚斷死膚斷白人胡久美己母犯罪己子犯罪母

與子犯罪。子與母犯罪。畜犯罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津
 鳥災。畜仆志。盡物為罪。許許太久。乃罪出武。如此出波。天津
 官事以兵。大中臣。天津金木乎。本打切末打斷兵。千座置座
 兩置足波志兵。天津菅曾乎。本刈斷末刈切兵。八針爾取辟
 兵。天津祝詞乃太祝詞事乎。宜禮如此久。乃良波。天津神波
 天磐門乎。押披兵。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別兵所
 聞食武。國津神波。高山之末。短山之末。爾上座兵。高山之伊
 穗理。短山之伊穗理乎。撥別兵所聞食武。如此所聞食兵波。
 皇御孫之命乃朝廷乎。始兵。天下四方國爾波。罪止云布罪
 波不在止。科戸之風乃。天之八重雲乎。吹放事之如久。朝之
 御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃。吹掃事之如久。大津邊爾居

大船乎。船解放。船解放兵。大海原爾押放事之如久。彼方之
 繁木本乎。燒鎌乃敏鎌以兵打掃事之如久。遺罪波不在止。
 祓給比清給事乎。高山之末。短山之末。與里。佐久那太理爾
 落多支都。速川能瀨坐須。瀨織津比咩止云神。大海原爾持
 出奈武。如此持出往波。荒鹽之鹽乃。八百道乃。八鹽道之鹽
 乃。八百會爾座須。速開都比咩止云神。持可吞兵。如此
 久。可吞兵波。氣吹戸坐須。氣吹戸主止云神。根國底之國
 爾。氣吹放兵。如此久。氣吹放兵波。根國底之國爾。坐速佐
 須良比咩登云神。持佐須良比失兵。如此久。失兵波。天皇
 我朝底爾仕奉留官人等乎。始兵。天下四方爾波。自今日
 始。罪止云布罪波不在止。高天原爾耳振立聞物止。馬牽

立氏。今年六月晦日夕日之降乃大祓爾。祓給比清給事乎。諸聞食止宣四國卜部等。大川道爾持退出氏祓却止宣。

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏は、祈年祭の條に注へり。○八百萬神等乎神集々賜神議々賜氏は、多くの神々を集會せしめ給ひ、御相談なされての意なり、八百萬は數の甚多きといふ、神集、神議の神は、神の御上の事といふ時に添ていふ詞なり、ツドヒヒツドヒヒとは自他の差別ありて、ツドヒヒは自ら集るをいひ、ツドヒヒは令集の約まりにて集らしむるをいふ。○我皇御孫之命は、
にては、邇々藝命を申す、我は神漏岐神漏美命より親みて仰せらるゝなり。○豐原乃水穗之國平安國平久知所食止事依志奉伎は、よの日本國を安く平々に治め給へど、その事柄を御任せになりとといふ意なり。○如此依志奉志國中爾は、箇様に御任せになりし水穗國の中への意なり。○荒振神等乎波神問爾問志賜比神掃々賜比氏は、荒ふる惡しき神等をば、先その荒ふる所以を尋ね問ひ、十分に説き諭して、なほ從はざるものせば、罪に行ひ給ひての意なり、荒振神は惡神をいひ、神問神掃の神は、神集、神議などの神に同じ、掃は罪に行ひて拂ひ平ぐるをいふ、この武甕槌命、經津主命の二神、皇祖命の仰を被りて水穗國に降り、惡神を驅除平定たまへるをいふ。○語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氏は、大殿祭の條に注へり。○天之磐座放とは、天上の御座をはなちてなり、磐は堅固の義にて美稱言なり。○天之八重雲乎伊頭乃千別千別氏天降依奉支は、天上の雲路を押別けて、皇孫瓊々杵尊を、此の國に天降して、天下を御授になりたりといふ意なり、八重雲は、幾重も重なれる雲をいふ、伊頭は稜威の借字にて、皇御孫之命の天降り給ふに、御供の神等あまたありて、御威勢の殿めしく立派なる様をいふ、千別の千も道の借字にて、道を押しひらきてゆくをいふ、○如此久依左志奉志、四於之國中登は、箇様に御任せになりし天下四方の國の中央としてとなり、これより以下は、神武天皇以來の御世の事を申せり。○大倭日高見之國は、今の和國の事なり、日高見國とは、山遠くして、平かに廣き地を云ふ、打晴れて平なる地は、山と空の日との間

遠くして、日の高く見ゆる者なればなり、大和國は、廣く平なるを以てかく云へり
 ○下津磐根爾宮柱太敷立より安國止平氣久所知食武までは、祈年祭の條に注へ
 り○國中爾成出武天之益人等我過 犯家牟雜々罪事波は、天皇の治め給ふ國々
 の内に、生れ出でむ人民等が、過ち犯したる種々の罪事はとなり、成出武の成は借
 字にて生なり、人のことを天之益人と云ふは、伊邪那美命の、此の國の人民を一日に
 千人絞ら殺さむと宣ひければ、伊邪那岐命、然らば吾は一日に千五百産屋を立て
 むと宣へるに依りて、世人死ぬるより生るゝが多ければ、益人と云ふなり、雜々は
 種々の義にて、即次なる天津罪國津罪を、先づ一に合せて云へるなり○天津罪と
 は畔放以下の七罪の事なり、とは須佐之男命の天上にて犯し給ひし罪なれば、今
 此の國人の犯せるを天津罪として祓ふなり○畔放は、田の畔を切り放ちて界をみ
 たり、水をたもたぬ様にするを云ふ○溝埋は、溝は田に水を引く爲に作れるもの
 なるを、其を埋めて水を引くと能はぬ様にするをいふ○樋放は、池溝などは、常に
 は板を以て塞ぎて水を貯へ置き、其水を田に引く時に、彼の板の塞をば放つ事

なるに、水を用なき時に放ち漏らして水を溢れさせ、用ある時の貯を失はしむる
 をいふ○類蒔は、一度種子を蒔きつけたる上に、又重ねて蒔くとなり○串刺は、田
 に串を多く隠し刺して、下り立つ事のならぬ様にするをいふ○生剝逆剝は、生き
 たる獸の皮を逆に尻の方より頭の方へ剝を云ふ○尿戸は、さるまじき處に尿ひり
 汚すをいふ、戸は借字にて尿放の略言なり○許々太久乃罪とは、數多の罪の意な
 り、コ、マツは數の多き事にて、若干と云ふに同じ、まゝは大祓を行ふにつきて、右
 の類の罪共を求るに、萬民の犯したるが多くあるをいふ、又、まの罪の下に、出武の
 二字を入れて見るべし○法別氣氏 法は借字にて宣なり、大祓の時に、萬民の犯
 したる罪の多く出むを、其の中に右の類の罪をもをば、天津罪といひて區別するを
 云ふ○國津罪とは、天津罪に對して、其の外の罪をば總べて云へるなり○生膚斷
 死膚斷は、生ける人にもあれ、死人にもあれ、其の膚に疵をつくる穢を以て罪とす
 るなり、斷は切をいふ、今世に少し疵つくるを、手を切る足を切るなど云ふ切るに
 同心○白人は皮膚及び肉色の白く變りたる人を云ふ、世に白子など云ふも、此の

類なり○胡久美は、コククミの略言にて、コブフスベの類をいふ。(和名抄に、瘧は
 寄肉なり、寄肉は和名アマシミ、一にコクミと)○己母犯罪、己子犯罪は、わ
 が母と子とを姦淫するをいへるなり○母與子犯罪は、先づ一人の女に娶ひて、
 その後又其の女の前に他人に嫁して産みし女子を犯すを云ふ、母とは、その女子に
 對して云ひ、子とは、その母に對して云へるなり○子與母犯罪は、先づ一人の女
 子にめひ、その後其の母をも姦淫するを云ふ○畜犯罪は、人家に畜ふ所の
 牛馬鶏犬等の類を姦するを云ふ、畜は飼物の義なり○昆虫乃災は、蝮蜈蚣などの
 類の毒蟲にさへれたるを云ふ、上代の民家は、今の如く、天井も板敷もなく、茅葺の
 土間なるが多かりし故、蟲の害多かりしなるべし○高津神乃災は、雷に打たれ、天
 狗に取らるゝ類の事を云へるなり、天狗などは、虚空を飛びあがりく物なるを以て、
 高津神と云へるなるべし○高津鳥乃災は、怪しき鳥の、家の邊に来て、妖をなす
 を云ふ、鷲鷹などの、小兒を掬み去るなども、その一なり、高津鳥は、虚空飛ぶ鳥と
 云ふ義にて、たゞ鳥の事あり○畜介志は、一種の術を以ちて、人の家に畜へる牛

馬などを斃すを云ふ、そは其の主を恨み、憤る事などありて、仇を報ゆる爲にす
 るわざならむ、介は令斃の義にて殺すを云ふ○蟲物爲罪は、人を呪ひ咀ふ術と
 云ふ、こは、蟲物の術を行ひて、人を呪ふを罪としたるなり○許々太刀乃罪出處
 は、大祓を行ふにつきて、先づ人民の犯せる罪を求めれば、求むるに従ひて、多く
 の罪をもの願れ出で來らむとなり、ツミは、ツミの約言にて、もとツミといふ
 用言なり、ツミとは、何事にもあれ、わろき事のあるをいふ言なるを、之を體
 言にいひなして、ツミとモツミともいふなり、さればツミと云は、人の悪行のみ
 には限らず、疾病、諸の災穢など、人の惡みさらふ事は、みなツミといふべきなり○
 如此出波は、箇様にれはくの罪が出でたらはの意なり○天津宮事以氏は、高天原
 なる天照大神の大宮にて、行はせ給ふ儀式にてとの意なり○大中臣は、神事を
 掌る職を云ふ、中臣は中取臣にて、君と神との中を取り持ちて、神に宜しく申請ふ
 由なり、よの中臣の職は、天兒屋命に始まり、其の子孫代々傳へ來て、遂に中臣氏
 となれり、されどもよは、神事に預る職に就て云へるにて、總ての中臣氏を指せる

すといふ意を、あやなしてかくいへるなり、科戸之風とは、風は級長戸邊神の掌
 り給ふを以ちてかくいへり○朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久は、
 朝夕立つ霧をば、朝夕の風の吹き拂ふとのやうにと云ふ意なり、御霧のミは眞に
 同く、或は物をほめ或は強く云ふ時に用ゐる辭なり、こゝは深き霧の由にて、強き
 方に用ゐたるなり○大津邊爾居大船乎舳解放舳解放氏大海原爾押放事之如久
 は、大港に泊り居る大船の、舳を、しかと繋ぎ置ける繩をば解き放ちて、大海へ押
 し放ち出す事のやうにといふ意なり、大津は多くの船の泊る湊のとなり○彼方
 の繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久は、彼方に繋り立てる木を、よくきる、鎌
 にて、打ち切るとのやうにといふ意なり、彼方は、俗言にアナタといふに同じ、こ
 ゝは、たゞ打見渡したる所をさして云へるなり、燒鎌とは、鎌は燒きて刃をつくる
 によりていへり、敏鎌は敏鎌の義なり、さて上の科戸之風云々より、打掃事之如久
 までは、罪を祓ひやるとの譬なり、古文にはただ一ひひてもよき事を、一對づゝ
 二つあやなして、その心を深くする事あり、こゝも其の例にて、雲霧を風の吹き掃

ふ事と、船を海に押し出し、繁木を鎌もて打掃ふ事とを一對づゝ二つにいへるなり、
 又この四つの如久といふより、下文の祓給比云々へ續けて見るべし○祓給比 清給
 事乎は、諸人の犯したる罪を、天津神國津神の祓ひ給ひ清め給ふ事ととなり○高
 山之末短山之末與利佐久那太理爾落多支都とは、山々の巔より、流れ落つる急流
 の速川といひかけたる序詞なり、故に祓給比清給事乎速川能瀬坐須云々と續けて、
 文義を曉るべし、佐久那太理は、廣瀬祭の條に注へり、タギツとは、湯の煮えたぎる
 といふタギルと同意なり○速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神は、急流河瀬に鎮り
 坐す瀬織津比咩といふ神の意なり、この神は伊邪那岐大神の、筑紫の日向の小門
 の楹原にて禊祓し給ひて、中瀬に墮りかつぎ給ふ時に生れ給へる神なり、されば瀬
 織は借字にて、瀬下の義なるべし○大海原爾持出奈武は、諸人の罪を大海に持ち
 出づるであらうとなり○持出往波は、海へ持ち出だして往きたらばなり○荒鹽
 之鹽乃八百道乃八鹽道乃は、荒潮の多くの潮道の流れ來て、一所に集り合ふ
 と、鹽乃八百會にいひかけたる序詞なり、荒鹽は荒き潮の義なり、鹽乃八百道乃

八鹽道は、多くの潮道と云ふ事を、語を重ねてかくいへるのみ○鹽乃八百會座
速開都比咩止云神ハ、海潮の數多く集合して海底に巻きいる一所を、シホノヤホ
アヒといふ、この神は、伊邪那岐神の御子にして水戸神也、速は美稱言、秋は明の借
字にて、伊邪那岐神の御禊によりて、清まりませる時、生れませる由の御名なり、ト
イフは、物を解釋する意の語なれば、速開都比咩止云神とは、唯に速開都比咩神と
いふとは稍異にて、皇祖の皇孫に教へ悟し給ふ由なり○持可々吞氏武持は發言、
下之に同じ、可々は水をのむ音にて、俗にがぶく飲むと云ふに同じ○氣吹戸と
は、氣吹戸主神の、諸の罪穢を祓ひやり給ふ所の限を云へるにて、戸は處の義なり
○氣吹戸主ハ、氣吹戸を主り給ふ由の御名なり○根國底之國は、黄泉國の事なり
り、此の大地の根底につける故にしかいふ、抑世中の禍事は、もと黄泉國より起り
來ることなるを、祓禊ハ、その罪穢を本の國へ歸しやるわざにて、此の祓する事
を、天津神國津神聞食し受納あれば、此段の神等その祓ひすてたる罪穢を、次第に
黄泉國へ送りやり給ひて、世の中清まり禍事出で來らざるなり○氣吹放氏武は、

氣をもて吹き放ちやると也○速佐須良比咩は、罪穢をさすらひ失はしめ給ふ神な
り、速は上條に注へるが如し、サスラヒメは、サスラヒ、メの略言なり、(古言にか
く同言の重なる時は、一づ、省く例なり)○持佐須良比 失 氏 傘 佐須良比は、物
の行方も知れず失はつるを云ふ、こゝは罪穢を行方も知れず失ひはつるをいふ○
天皇我 朝廷爾 仕奉 留官 々々 人等 乎 始 氏 天下 四方 爾 波 是 上條 へり ○自 今 日 始
氏は、大祓の日より始めてなり○罪止云罪波 不在 止 此の文の下に事教 悟 給 支 此 爾
依 氏 などの語を入れて心得べし○高天原爾 耳 振 立 聞 物 止 馬 牽 立 氏 是、馬は耳早き
獸なる故に、天つ神國つ神の、祓の詞をどく聞食すに譬へて引立つるとなり、高天
原爾耳振立は、馬の耳を高く振り立つるをいふ○夕日之降は、夕方の事なりクダ
リをクダチといふは古言なり○諸 聞 食 止 宣 諸 是 始 集 侍 親 王 云 々 等 諸 と あ
る諸をさせり、宣は中臣自ら申すなり○四國下部は、伊豆、壹岐、對馬の三國のト
部なり、そをこゝに四國といへるは古へ對馬の上縣郡下縣郡をば、二國と稱へ
し故なり、ト部は、伊豆壹岐に各五人づゝあり、對馬は上縣下縣に各五人づゝあり、

これにても對馬を二國にわてたる事明なり、卜部は解除の事を掌る職にて、中臣詞をよみ終りて後、祓物を川邊に持ちいで、流しやることを掌れり○大川道とは祓物を流し棄て海へやるに、川はその道筋なるをもて、殊に川道とはいへるなり、さてその流しやる川は、その時々京によりて一定せず、平安の都の頃には、鴨川などへ流せしなるべし○退出氏祓却は、祓處より祓物を持ち退りいで大川に祓ひすてよとなり、四國卜部以下の一段は、初なる集侍親王以下の二段と共に、宣命なり

○東文忌寸部獻横刀時呪

カフチンフミキ 西文部

こは、六月十二月晦日の夜、東西の文部の、内裏の庭上に参り、天皇に祓刀と人形とを獻る時申し上ぐる呪文なり、この文部等の祖は、漢土百濟より歸化せし者にて、その後裔御代々、史籍の事に預り仕へ奉りし故、文の姓を賜はりたり、東西は、この氏の人々の、住居せる地を以て稱ひしにて（大和河内は、大和の皇居東

西に方るを以てかく書けるなり、忍寸はカバ子なり、カバ子とは、其氏名を崇いふ稱なり

謹請。皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左東王父。右西王母。五方五帝。四時四氣。捧以銀人。請除禍災。捧以金刀。請延帝祚。呪曰。東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國。精治萬歲萬歲。

謹請は、文部の謹みて次の神々に祈り請ふなり○皇天上帝は、支那にて天上主宰の神をいふ稱なり（下にいふ神々皆支那の稱號を用ゐたることゝに同じ）○三極大君は、三公に象りたる、三台星といふ星を主る神をいふ○日月星辰は、聞えたるが如し、辰とは星の運り行くに宿る所をいふ、それも、各主る神ある故、その神に請ひ祈るなり○八方諸神は、多くの神々を總稱したるなり○左東王父、東王父は、蓬萊山にある、神にて陽氣の神なり○右西王母、西王母は、崑崙山の金城

に居て、陰氣の神なり○五方五帝 此は、東西南北中央の五方を主る神にて、その名を皇伯、皇仲、皇叔、皇季、皇少といへり○四時四氣とは、春夏秋冬の氣節を主る神をいふ、その名を、大皞春炎帝夏少皞秋顓頊冬といへり○捧以銀人請除禍災は、文部の、金銀の塗り人形を天皇に獻りて、禍災を祓ひ除けむことを、神祇に祈請するとなり（金人のことは、本文になければ四時祭式に金銀塗人像各二枚とあれば、獻るものなること明かなり）○捧以金刀請延帝祚こゝも、金装銀装の刀を獻りて、寶祚の萬歳を祈請するとなり、上に銀人といひ、こゝに金刀といへるにても、互文なることを知るべし、さてかく獻れば、天皇御息を吹きかけて下し給ふ、これ禍災を攘ひ、寶祚を延べ奉る呪術なり○呪曰東至扶桑 此れより呪文なり、扶桑は、東方の極にて、日の出る國の名なり（扶桑とは外國よりわが國をいひしこと、先哲の考われど今は略す）西至虞淵虞淵は、西方の極をいひて、日の入る所なり○南至炎光炎光は、南海中にある國なり○北至弱水弱水は、西北方にある地なり、かく四方の國の極をいふは、境廣く地大く、天皇の

天下を治め給はむことを祈る意なり○千城百國、精治、萬歳萬歳萬歳 此は、天皇の多くの宮城國土を、平安に治め給ひて、幾萬年も變りなくましますことを、祝し祈る言なり、抑、この呪文は、文部の人々の、漢土の風にならひて作りたるもの故、わが國には、もの遠く益なきこと多ければ、今はたゞ大意をのみ注へり

○鎮火祭

此は火災を防がむ爲めに、六月十二月の晦日の夜行はる、御祭なり、卜部の人々、内裏の四隅にて、火を鑽り出し、神事を行ふ、ホは火なり、火神を齋ひ鎮め、火災を防ぐ祭なる故、鎮火祭といへるなり

高天原爾神留坐皇親神漏美神漏美能命持氏皇御孫命
 波豐葦原乃水穗國止安國止平久所知食止天下所寄奉
 志時爾事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎
 伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國乃八十國島能八十

島乎生給比。八百萬神等乎生給比。麻奈弟子爾。火結神
 生給比。美保止被燒。石隱坐。夜七夜。吾乎奈見
 給比會。吾奈妹乃命止申給比。支此七日爾。波不足。氏隱坐
 事奇止。氏見所行須時。火乎生給比。御保止乎所燒坐。支如
 是時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波
 多志給比。津止申給比。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍
 志。吾波下津國乎所知牟止。白氏石隱給比。與美津枚坂爾
 至坐。氏所思食久。吾名妹能所知食上津國爾。心惡子乎
 生置。氏來奴止。宣氏返坐。氏更生子。水神。匏。川菜。塙。山。姫
 四種物乎生給比。此能心惡子乃心荒比。會波。水神。匏。塙。山
 姫。川菜乎持。氏鎮奉禮。止事教悟給支。依此。氏稱辭竟奉者。

皇御孫能朝廷爾。御心一速比。給波志止。爲氏進物波。明妙
 照妙和妙。荒妙。五色物乎備奉。氏青海原爾。住物者。鱒。廣物
 鱒。狹物。奧津海菜邊。津海菜爾。至萬。氏爾。御酒者。脛邊。高知。
 脛腹滿。雙。氏和稻。荒稻爾。至萬。氏爾。如橫山置。高成。氏。天津
 祝詞乃。太祀詞事。以底。稱辭竟奉。久止申。

高天原爾神留坐。皇親神漏義神漏美能命持。氏は、祈年祭の條に注へり。○皇御孫
 命波豐葦原乃水穗國乎云々天下所寄奉志時爾は、大殿祭の條に注へり。○事寄奉
 志天津詞太詞事乎以氏申久は、天照大御神、高皇產靈神の、皇孫に天下を任せ給
 ひし時、仰せ授けになりし祝詞の言を以て申すといふ意にて、その詞は、次の神伊
 佐奈伎伊佐奈美乃命云々といふところより、鎮奉禮止事教悟給支までを指す
 なり、天津詞太詞事は、六月大祓の條に注へり。○神伊佐奈伎伊佐奈美乃命 神は
 尊稱言にて、二神にかゝれり、イザとは、この二神相互に誘ひ助けて、國を修理し

給ひし故かく申すなり、キは君の義にて男神の尊稱言、ミハ女の義にて女神の尊稱言なり○妹背二柱嫁繼給氏は、御夫婦の二神、婚ひましてといふ意なり、イモセは男女相並びたる時の稱にて、男をセといひ、女をイモといふ、トツギは男女婚姻することの古言なり○國乃八十國島能八十島乎生給比は、多くの國多くの島を生み給ひとなり、八十は、例の數多きをいふ言なり○八百萬神等乎生給比氏は、百萬も、たゞ數多きをいふなり○麻奈弟子爾火結神生給氏は、一番末の手に、火神を生み給ひてなりマナオトゴは眞之弟子の義にて、マナは一番先を眞先といふ如く、最末の弟をいふ、ホムスビは、火産靈の義にて、火は萬物を生育せしむる徳あるものなれば、かく稱へしなり○美保止被燒氏石隠坐氏は、伊邪那美命、火神を生み給ひしにより、火の勢にて御陰所を焼かれて、石屋に隠れ坐しましてとなり、ヤカエは、焼れの古言なり、イハガクリは石屋に籠りませるをいふ○夜七夜晝七日吾乎奈見給比曾吾奈妹乃命止申給比支は、伊邪那美命の、伊邪那岐命に向ひて、今かく石屋に閉ぢ籠ります故、七晝七夜の間、わが居る所を見給ふな吾

夫の命よといひ給たりとの意なり、アヲナミタマヒソハ吾を見給ふこと勿れといふ義にて、ソは乞ひ願ふ意の助辭なり、アガナセは吾汝兄の義にて、伊邪那岐命を尊み親みて詔ふ御言なり、さて女神のかく約し給ひしは、火神を生み給ふ狀の醜き態を、夫の君に見せまじとの御用意なり○此七日爾波不足氏隠坐事奇止氏見所行須時は、女神見給ふなど申し給ひし七日を経ざる内に、石屋に閉ぢ籠り居給ふことを、不審に御思して、その狀を見給ふ時にといふ意なり、今迄かく引籠りてましくし事などもあらざりし故、伊邪那岐神、七日の日數を経るを待ちわび給ひたるなるべし、ミンナハスは、見給ふといふ意の古言なり○火乎生給氏御保止乎所燒坐支 此は、伊邪那岐命の見給ひし時、女神は石屋の中にて、火神を生み給ひ、その火の爲に爲御隠を燒き傷はれてましくたるをいふ、火乎生給氏は、上條の火結神生給氏とあるに同じ事なり、上には、その事柄を記し、こゝには、伊邪那岐神の見給ひしさまをいふ也○如是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波多志給比津止申給氏は、その時、伊邪那美命男神に向ひて、兼てより吾

が引き籠れる間は、吾を見給ふなど申せるものを、その言に違ひて、吾を見辱かしめ給ひたりと申し給ひてといふ意なり、ミアハタシは、隠れ居るを無情に顯はし出す義なるべし○吾名妹能命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知奉止白氏は、伊邪那美命、更に男神に向ひて、夫の君はこの國を治め給ふべし、吾は夜見國を統べ治めむと宣給ひてといふ意なり、上津國は、この國をいひ、下津國は、夜見國をいふ、そはこの國は上の方にあり、夜見國は下の底の方にあればなり、ヘシ又シラムは、いづれも後の事を以後はかく致さむといふ意にて詔ふ御言なり、さて此國を去り、夜見國に行き給はむとするは、男神の御産を見給ひしことを辱ぢ恨み給ひしによれるなり○石隠給氏與美津枚板爾至坐氏所思食久　こは、男神に面を合せ給ふことを辱ぢて、そのまゝ石屋に隠れ給ひしが、遂に夜見國に行きまむとて、與美津枚坂まで到り給ひて、火神のことを氣遣ひ、その防ぎ業をせむと思召したるなり、ヨミツヒラサカは、夜見の平坂といふ義にて、夜見國とこの國との堺にある坂の名なり、オモホシメサクは、思召といふに同じきをスを延ばして

下に續けむ爲め、サクといへるにて、御思召すにはといふ意なり○吾名妹能命所知食上津國爾は、上條に註へるが如く、この國にといふ意なり○心惡子乎生置氏來奴止宣氏は、いち速く惡ぶる子を生み残して來たりと、伊邪那美神の詔ひてといふ意にて、上の吾名妹能命より來奴までは、伊邪那美神の御言也、コ、ロアシキコとは、火神を指して詔へるにて、その性質の健くはげしくて、忽ち荒び給ふをいふなり、さてかく詔へるは、この國の害とならんことを氣遣ひ給ひてなり○返坐氏更生子は、平坂よりこの國に戻り給ひて、改めて御子を生み給ふとなり、御子とは、下の四種の物をいふ○水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏水神は、日本紀に罔象女とある是なり、匏は、蔓草の實にて、水を汲むものなり（俗に柄杓と云は、ヒサゴを訛れるなり）川菜も、草にて水苔とも河苔ともいひて、よく水を含むものなり、埴山姫は土の神なり、この四種の物を生み給ひて、火神の御荒びを防ぐ方法を教悟給へるなり○此能心惡子乃心荒比曾波水神匏埴山姫川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支　こは、右の四種の物を用うべき方法を教へ給へるなり、

若し火神の、荒びすさぶ事をせば、水神は匏を持ち、埴山姫は川菜を持ちて、その荒びを防ぎ鎮め申せと言ひ付け知らせ給ひたりといふ意なり、アラビソバハ、荒び爲ばの義也○此依氏コレヨリナクヘゴトヲヘマツラクハ稱竟奉者皇御孫能朝廷御心一速比給波志止爲氏は、右の御教言によりて、鎮火の御祭をなし、稱辭申すは、今上天皇の御世に、御心荒く災わらせ給はぬ様、和め鎮め奉らむ爲めに、御供物を種々進るといふ意なり

○進物 波明妙照妙和妙荒妙五色物は、廣瀬大忌祭の條に注へり○和稻荒稻も、同じ條に注へり、其他は、祈年祭の條に注へるが如し○天津祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申は、上に天都詞太詞事乎以氏申久といへるを結びたるにて、かく天津祝詞によりて、鎮火の御祭を申すとの意なり

○道饗祭

こは、内裏四隅の外廓の道上にて、六月十二月の晦日に行はるる疫鬼邪神等の、京城に入り來る者を、道上に饗を供へ、遮り遏むる神事なる故、道饗祭といふ、恒例は右の如くなれど、流行病などある時は、臨時にも行はるゝなり、こも卜部の人の

仕へ奉る事なり

高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比實久那斗止御名者申氏辭竟奉久波根國底國與里龜備疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下乎守理上往者上乎守理夜之守日之守爾守奉齋奉禮止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉御酒者臚邊高知臚腹滿雙氏汗爾母穎爾母山野爾住物者毛能和物毛能荒物青海原爾住物者緒乃廣物緒乃狹物與津海菜邊津海菜爾至萬氏爾橫山之如久置所足氏進宇豆乃幣帛乎平氣久聞食氏大八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫命乎堅磐爾

常磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給止申又親王王等臣等百
官人等天下公民爾至萬氏爾平久齋給部止神官天津祝
詞乃太祝詞事乎以低稱辭竟奉止申

高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉は、天上にて天神等が御識ありて、ま
の國を統治めしめ給ひし天皇の勅命にて、御祭を仕へ奉り、御徳を稱讚し奉ると
いふ意なり、高天之原爾事始氏とは、天皇のこの國を治め給ふ事は、その始め天
上にて天神等の御識ひに基きたるものなるを以て、かくいふなり、皇御孫之命止
は、皇御孫の御言にてといふ義なり○大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾
申久は、大道の數多き衢に、多くの石の如く立ち塞がりて、邪鬼を防ぎて坐す大神
等の御前に申すとの意なり、ヤチマタは、彌衢にて、道筋の幾條にも分れたるとこ
ろをいふ、湯津磐村之如久塞坐は、祈年祭の條に注へり○八衢比古八衢比賣は、多
くの衢に坐して邪神を防ぎ止め給ふ義なり、よの神は、道反大神と申して、伊邪那

岐命、夜見國より歸りませる時、跡を追ひ來し邪鬼等を、黄泉平坂にて、防ぎ止め
給ひたる神なり、それ故、この神を道上に祭りて邪鬼の來るを止むるなり○久那
斗よの神も、同じ時、伊邪那岐神の投げ棄て給へる御杖に因りてなりませる神
にて、その時邪神等に、まれより此方へは來など詔ひしにより、かく稱へ申せるな
り、クナドは來莫處の義なり○根國底國與里磯備疎備來物爾 又は、夜見國より
荒び來る邪鬼をいふ、根國底國とは、よの國の根の方底の方にある國といふ義に
て、夜見國をいふ稱なり、よの世の禍事は、夜見國より起り來る故、かくいふなり
○相卒相口會事無氏下行者下乎守理云々夜之守日之守爾守奉齋奉禮登こ
は、御門祭と祈年祭との條に注へり、さて上の八衢比古八衢比賣といふとよるよ
り、よの守奉齋奉禮までは、天神の御教言にて、鎮火祭の條に、鎮奉禮止事教
儒給支とあるに同じきを、あゝの詞を略したるなり○進幣帛者明妙照妙和妙
荒妙爾云々より以下は、祈年祭を始め所々に注へり○又親王王等臣等云々齋給
命は、親王諸王百官萬民等迄も、禍事なく無事平安なる様、御守護下されといふ意

なり○神官 又は、この御祭を預り給ふ下部をいふ○天津祝詞乃太祝詞事乎以氏云々 及び、鎮火祭の條に注へるが如し、及びは、上の大八衢日湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久とあるより守奉齋奉禮止とあるまでの文を指していへるなり

○大嘗祭

及びに大嘗祭とあるは、天皇御一代に一度行はせらるゝ、饗祚大嘗の御祭にはあらず、毎年ニヒナメノマツリの新嘗祭をいふなり、然るを、大嘗と記されたるは、古の稱のまゝなるにて、古は毎年のをき、御一代一度のをき、共に大嘗といひたるによるなり、さて新嘗祭は、毎年十一月中の卯日、天皇其年の新稻を食し給ふに付、神祇官にて、大社三百四座の御祭行はるゝをいふ、そは、神達の御恵により、豊かに稔りたる稻穀を、天皇の食し給ふ故、その御禮の爲め、新稻を獻る御祭なり、ニヒナへは新嘗の字の意なり

集侍神主祝詞等諸聞食登宣

高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷坐留皇神等前爾白久今年十一月中卯日爾天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾皇神等相宇豆乃比奉氏堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉牟止依志氏千秋五百秋爾平久安久聞食氏豐明爾明坐牟皇御孫命能宇豆能幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉久乎諸聞食登宣

集侍神主祝部等諸聞食登宣 及び祈年祭の條に註へるが如く、三百四座の社の神主祝部の人々の、幣帛を受け取らむ爲め、神祇官に集り居る故、中臣氏その人々に向ひて、新嘗祭をなすべき勅命を聞き給へと申し聞かすなり○高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷坐留皇神等前爾白久也、祈年祭の條に註へり、但しまゝの皇神は、大社三百四座の神々を申すなり、敷坐留の

ぎは、シリと同じく、その地の社を領知給ふ義なれば、歌坐留は御鎮座あるといは
 じが如し○今年十一月中卯日コトシノシノモツキノナカツクサノヒニ 又は、その年の十一月に三度ある卯日の中に當
 る日をいふ、若し、月の内に卯日二度なる時は、下の日を用ゐらるゝなり、爾は、下
 の大嘗開食平へかゝる助辭なり○天都御食乃長御食能遠御食登は、天國の御食、
 長く食し給ふべき御食遠く食し給ふべき御食として、天上の新穀を食し給ふとい
 ふ意にて、新嘗の御食を祝きて申せるなり、アマツミケとは、天皇の御食といふ義
 にて、わが國の稻穂は、もと天神の、天皇に天津御應と食し給へと詔（此詔、下、條
 の中臣齋詞に見えたり）ありて、授け給ひしものなれば、かく申すなり○皇御孫命
 乃大嘗開食平為故爾は、十一月中の卯日に、新穀を天都御食の長御食の遠御食
 として、天皇の食し給はむとする故にといふ意にて、うく食し給はむとするは、皇
 神等の稻穀を稔らしめ給ひし故なれば、その爲め、今日御祭をなす由を申し上げ
 るなり、故に、此句は、次にまつゝき、又下の皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎云々備奉
 氏といふとまろにもかゝる句なり、大嘗開食とは、其年の初穂を食し給ふことに

て、後世の新嘗に當ること、上條に註へるが如し○皇神等相宇豆乃比奉氏は、今
 日御祭をなす三百四座の神達、祈り申したる願を御納受ありて、御意を下され
 て、天皇に稻穀を授け給へりといふ意なり、アヒツツノヒとは、わが方より申す言
 に感じて、祈願通り神々の恵を垂れ給ふ義にて、納受し給ふといふに當れり、さ
 て、こゝは祈年祭に稻穀を豊饒ならしめ給へと、祈りし詞を納受し給ひたるをい
 ふなり○堅磐常磐齋比奉利茂御世爾幸爾奉登依志氏は、天皇の御世を末長
 く變りなき様御守り下され、隆盛の御世にある様幸へ下されむと、稻穀を齋せ授
 け給ふによりてといふ意なり、ヨサンテは、依志賜布爾依氏といふ義に見るべし、
 その寄せ給ふ物は、即ち新嘗に食し給ふ稻穀なり○千秋五百秋爾平久安久聞
 食氏豊明爾明坐季 又は、皇神の寄せ賜ふ稻穀を、千年も萬年も變りなく、平安
 に食し給ひて、御顔色の赤く麗はしくなり給はむ、其の天皇の幣帛を奉ると下へ
 つゝく意なり、千秋五百秋は、千年萬年など云に同じ、爾は、至るまでこの意なり、
 豊明爾明坐季とは、新嘗の御食御酒を食し給ひて、其氣によりて、天皇の、御

顔色の赤く腫はしむなり給ふをいふ、かく語を重ぬるは、神饗爾議、伊豆乃千別爾
 千別なをいふに同じく、古文の一格なり○皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和
 妙荒妙爾備奉氏は、天皇の獻る壯嚴の幣帛を、山川原野の物より、布帛の類に至
 るまで取り整へ、神等の御前に奉り置きて、御祭を申すと云意なり、爾は、至る
 までの意なるまゝと例の如し、明妙照妙和妙荒妙は、新年祭の條に註へり○朝日豊
 榮登爾稱辭竟奉久平諸聞食登宣は、今日の朝日の榮え登る刻限に、かく神等
 の御祭をなす状を、社々の多くの神主祝部の人達に聞き知り給へと申し聞うすと
 いふ意なり

事別忌部能弱肩爾太繩取挂氏持由麻波利仕奉禮留幣
 帛乎神主祝部等請氏事不落捧持氏奉登宣
 事別忌部能弱肩爾太繩取挂氏云々、あは祈年祭の條に注へるか如く、中臣が言を
 改め、神主祝部等に向ひて、忌部の清まはりて造り奉る、天皇の幣帛と受取りて、
 漏らし落すまどなく、鄭重に己が社に獻れと申し聞うす意なり

○鎮御魂齋戸祭
中宮春宮齋 戸祭亦同

こは、毎年十一月鎮魂祭のをり、結びたる天皇の御魂緒を、十二月神祇官の西院に
 鎮め祭らむ爲めに行はるゝ御祭なり、イハヒドは齋處の義にて、神祇官の西院
 なる八神殿に並びて建てり、之を齋部殿とも祝部殿ともいへり、此の御祭に定りた
 る日限はなく、吉日を擇びて行はるゝなり、分注に中宮春宮齋戸祭亦同とあるは、
 中宮春宮の御魂緒を鎮め祭る御祭も、同時に行はるゝ由を斷れるなり

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇
 御孫之命波豊葦原能水穗國乎安國止定奉氏下津磐根
 爾宮桂太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御
 蔭止稱辭竟奉氏奉御衣波上下備奉氏宇豆乃幣帛波
 明妙照妙和妙荒妙五色物御酒波鵄邊高知鵄腹滿雙氏

山野物波甘菜辛菜青海原物波。鱧廣物鱧狹物。奥津海菜
 邊津海菜爾至萬氏爾。雜物乎。如横山置高成氏。獻留宇豆
 乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。平久聞食氏。皇良我朝廷乎。
 常磐爾堅磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給氏。自此十二月始
 來十二月爾至萬氏爾平久御坐所爾御坐給止。今年十二
 月某日齋比鎮奉止申。

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎。以氏云々安國止定奉氏は、天照
 大御神高皇產靈神の仰せにて、皇孫は水穗國を安き國と無事に統へ治め給へと申
 して、寄せ授け御定め下されといふ意なり、安國止の下に誤脱あるべし、さてこ
 いまでは御代の始をいひ、下の文は西院の齋戶殿のことを申すにて、さて、かく天
 神の勅命により、瑞穗國を統治し給ふ天皇の稱辭竟奉氏と、つゞく意なるべし○
 下津磐根爾云々天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏は、齋戶殿の御事を申すなり、

齋戶殿は、堅固に壯嚴にて天を覆ひ日を覆ふ宮と、天皇の御稱讚申して御祭遊ば
 すに付きてといふ意なり○奉御衣波上下備奉氏は、献上する御衣服の、上も
 下も取り整へて、御供へ申すといふ意なり、上といふ、常の御衣をいひ、下とは天皇
 皇太子のは御袴、中宮のは御裳をいふ、この御衣服は、天皇等の着給ふと同じ製の
 ものにて、かく御供へ申して後、この御殿に鎮め置くなるべし(三代實錄に、偷兒
 開神祇官西院齋戶神殿盜取三所齋戶衣並主上結御魂緒等とあるは、この御
 衣なり)○宇豆能幣帛波云々御酒波云々山野物波云々青海原物波云々爾至萬氏
 は、祈年祭の條に注へり○雜物乎如横山置高成氏獻留宇豆能幣帛乎安幣帛
 能足幣帛止平久聞食氏は、右の如き種々の物を、山の如くに大神の御前に高く
 積み置きて献上する天皇の嚴しく大なる御供物を、めでたき幣帛として無事に受
 け入れ給ひてといふ意なり○皇我朝廷乎常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉
 給氏は、祈年祭の條に注へり○自此十二月始來十二月爾至萬氏爾平久御坐
 所令御坐給止今年十二月某日齋比鎮奉止申 此は、今年の十二月より、來

年の十二月御鎮魂の御祭をなすまで、無事安穩にこの御殿の御坐所に御魂のまします様なし下されど、大神に祈りて、今年の十二月吉日に御魂緒を鎮奉ると申すといふ意なり、オホマシマストコロは、御魂緒の御在所にて、即ち齋戸殿をいふなり

○伊勢太神宮

これより伊勢の太神宮に申す祝詞を載せられたる故、前の祝詞と區別して、かく記されたるなり、天照大御神の御神体は、もと天上より皇孫の、わが國に降ります時、大御神の御靈として授け給へる八咫の御鏡なり、崇神天皇の六年、始て宮中を出し奉りて大和の笠縫邑に遷し祭られしが、垂仁天皇二十五年、大御神の御教によりて、今の伊勢國度會郡五十鈴の川上に鎮め奉り申せるなり(太神宮を、普通には音にてダイジングウとよめども、正しくはオホミカミノミヤと申し奉るべきことなり)

○二月祈年。六月十二月月次祭。

よれば、二月の祈年祭と、六月十二月の月次祭とに、朝廷より中臣氏を御使として、太神宮へ遣はし、幣帛を獻らる、時、申させ給ふ祝詞にて、詞を少し換ふるのみにて、三の御祭皆同じ文なる故、合せてかく題したるなり

天皇我御命以度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根
爾稱辭竟奉留皇太神能大前爾申久常毛進流二月祈年
月次祭唯以六幣帛乎某官位姓名乎爲使天令捧持
進給布御命乎申給久止申

○天皇我御命以度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根爾稱辭竟奉留皇太神能大前爾申久は、天皇の勅命にて、度會郡宇治郷の五十鈴川の川上の大宮に齋き祭る天照大御神の御前に、白し上ぐといふ意など、御命以度は、大前爾申久へかゝる文なり、下津石根爾の下に、大宮柱太敷立などいふ言を略きたり○常毛進流二月祈年大幣帛乎は、毎年の恒例により、天皇の御供へ申す祈年祭の幣帛をといふ

意也、オホミテラグラは、宇豆乃幣帛などいふに同じく、澤山に取り整へたる御供物
をいふなり○月次祭唯以六月月次之辭相換どり、月次祭の時申す祝詞の文に
は、常毛進留六月月次大幣帛乎となすよしを斷られるなり、十二月月次の事はな
けれど、同じく書き換ふるなり○某官位姓名乎爲使氏は、天皇の中臣を御使
となされていふ意にて、御使の役をなす人の官位姓名を記すなり、よの御使
には、五位以上の中臣をトひて宛らるゝなり○令捧持氏進給布御命乎申給
久止申は、幣帛を御使に持ち捧げさせて、御前に獻り給ふ天皇の勅命を、大御神に
申し給ふと申すといふ意なり

○豊受宮

よは、いはもる外宮也、外宮は豊受比賣神の鎮り坐す宮なる故、かく申すなり、ト
ユケはトヨウケのヨウの約りてユとなれるなり、よの神は、もと丹波國比治の眞
奈井原(後に丹後に入る)に御鎮座ありしが、雄略天皇二十一年、天照太御神の御
借によりて、伊勢に遷し奉れるなり、さて、よの祝詞は、祈年祭月次祭の時の奉幣

使の申すものなること、太神宮に同じ

天皇我御命以氏度會乃山田原乃下津石根爾辭稱竟奉
流。豊受皇神爾申久常毛進流二月祈年月次祭唯以六月
大幣帛乎某官位姓名乎爲使天令捧持氏進給布御命乎
申給久止申。

度會乃山田原乃云々 よは、豊受大神は、度會郡沼水郷山田原に齋き祭る神なる
故、くく申すなり○豊受皇神 皇神は、大神と同じく尊稱言なるよと、祈年祭の條
に註へるが如し、その他は、すべて太神宮の文と異なる義なし

○四月神衣祭九月

こは、神服部麻績連等が織りたる御衣を、大御神に御供へ申す御祭にて、四月九月
の十四日に行はる、神服部等が織るは絹の御衣、麻績連が織るは麻の御衣也、大御

神に御衣を獻る祭なれば、神衣祭といへるなり、さてこの御祭は、外宮にては行はれず

度會乃宇治五十鈴川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾。木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申久。服織麻績乃人等乃常手奉仕留。和妙荒妙乃織乃御衣乎。進事乎申給止申荒祭宮爾毛如是申天進止宣。禰宜内人稱唯。

度の祝詞は、宮司の申すものにて、天皇の申し給ふにあらざる故、天皇我御命といふをいはざるなり、天照坐皇太神は、天照太御神と申すに同じ、アマテラスといふも、天上にて照り耀きて坐す義の御名なれば、アマテラシマスとは、その御本義を稱へしなり、服織の服織連といひて、織物を織る職掌の者なり、ハトリはハトリのヲオの約まりてトとなれるなり、よの連は、伊勢國多氣郡服部郷に住

居したり。○麻績は麻績連といひて、麻を績みて、布を織る者なり、ヲミはヲウミの略言なり、これは多氣郡麻績村に住居せり。○常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎。進事乎申給止申は、毎年定まりて織るところの絹布麻布の御衣を、獻事のよしを申し上ぐといふとの意なり、ツカヘマツルとは、大御神の御爲に布を織るをいふ、ハタノミソは、布の儘の御衣といふ義にて、ハタとは、布帛類の總稱なり。匹のま、裁縫せずして進る故かくいふなり。○荒祭宮爾毛如是白。天進登宣。こは宮司の、禰宜内人等に對ひて云詞なり、荒祭宮にも、この通に申して、御供へ申されよといひ聞かすといふ意なり、荒祭宮は、大御神の荒御魂を齋き祭れる別宮なり。○禰宜内人稱唯は、宮司のいひしことを禰宜内人が承知したるよしの返事をなすなり、禰宜内人は、共に宮司の下役なり、チギとは、神に願言を申すといふ義にてかく名づけ、ウチビトは、常に神の御前に在りて立働く人なれば、神に親しき義にてかくいへるなり。

○六月月次祭 十二月 准此

これに載せられたるは、前に見えたる御祭と同じ時の祝詞なれど、前のは、御使の
中臣氏の申し、この祝詞は、太神宮の宮司が申すなり

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾
千木高知天稱竟稱奉留天照坐皇太神乃大前爾申進留
天津祝詞乃大祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣
唯稱

天津祝詞乃太祝詞とは、次にある天皇我御命爾坐御壽乎云々といふ文を指すな
ら、天津祝詞乃太祝詞とは、もと天神の皇孫に授け給へる祝詞を云稱なれど、すべ
ての祝詞もこれに倣ひて、神々に白すものなる故、いづれの祝詞をも稱へてかく
は申すなり○神主部物忌等諸とは、禰宜内人物忌等の人々をいふ、べは群の義に
て、多くある神主の人々也、物忌は、神饌を調理する職にて、荒木田氏の女子也○
聞食止宣は、天皇の勅命にて大御神に白す祝詞を、神主の人々にも聞き給へど、宮

可の申し聞かするにて、御祭の旨を知らしむるなり

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐
堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給
比百官人等天下四方國能百姓爾至萬天長平久作食留
五穀乎毛豐爾令榮給比護惠比幸給止三郡國國處處
爾寄奉禮留神戶人等能常毛進留御調絲由貴能御酒御
贄乎如横山置足成天大中臣太玉串爾隱侍天今年六月
十七日乃朝日乃豊榮登爾稱申事乎神主部物忌等諸聞
食止宣神主部荒登宮月讀宮爾毛如是久申進止宣
唯稱

天皇我御命爾坐の、春日祭の條に註へるが如く、天皇の勅のまゝにといふ意にて、下

文の稱申へ係れるなり○御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐爾伊賀志御世
ニナキハハダマヒ爾幸閉給比は、天皇の御壽命を、不足なく長き御壽命にて、多くの岩の變りなき様に
イシ坐さしめ、隆盛の御世にある様、幸へ下されといふ意なり、下の護惠比幸給止とあ
コダチる止にて受け、下に續く文義也、○阿禮坐皇子等乎毛惠給比は、生れ給ふ天皇の御
コダチ子達をも、御恵み下されといふ意にて、下に續くこと前にいへるが如し、アレマス
ウツは、生れ給ふといふ義の古言なり○百官人等天下四方國能百姓爾至萬天長
タヒラゲ平久は、朝廷に仕奉る人等より、國々の百姓に至るまでも、長久平安なる様御
マシ守り下されといふ意にて、句を隔て、護惠比幸給にかゝるなり○作食留五穀
ウツ乎毛豐爾榮令給比は、人民の耕作もし、食しもする五穀をも、豐饒にある様生ひ立
ホリウツたしめ下されといふ意なり、五穀は、龍田風神祭の條に注へり、タブルは、今喰ふこ
ウツとをタブルといふと同じ義なり○護惠比幸給止は、上の文を總べ括りていへる
ホセコトにて、御守り下され、御恵み下され幸へ下されと、願言申して、御祭をなし給ふよ
ミツノホリクニしなり○三郡國々處々爾寄奉禮留神戶人等能は、伊勢國の三郡を始め、諸國諸

所にありて、大御神に、天皇の御寄進申せる神戸の人々のと云意なり、三郡は、伊
ワタビ勢國度會郡、多氣郡、飯野郡なり、神戸とは、天皇より、大御神に御寄進になりたる
カミ民戸にて、大御神の御田を作り、調庸を獻る人々をいふ(大御神の御田は、大和の
ミツギ宇陀郡に二町、伊賀の伊賀町に二町、伊勢の内右の三郡の外、桑名、鈴鹿、阿濃、壹
ツネモダテ志等の郡々合せて、四十二町一段あり、この他、神戸は、大和に五十戸、伊賀に二十
ツネモダテ戸、志摩に六十六戸、尾張に四十戸、參河に二戸、遠江に四十戸あり)○常毛進留
コソレは、毎年恒例として、神戸の人々より獻上すといふ意にて、下の御贄にまでかゝる
ミツギ語なり○御調絲は、神戸より、大御神の御供給に獻る絲なり○由貴能御酒御贄は
イ齋み清まはり作りたる、御酒及び御贄の物なり、いづれの神に獻る物も、清淨に取
アツカ扱ふには相違なければ、この大神宮のは、殊に清まはり慎みて作る故、ユキとは稱
ミコふ也、さてこの御酒は、白色黒色の酒なり、御贄とは海川山野の物をいふなり○
コト如横山置足成天は、山の如く御前に備へて、積み置きてなり(足成は高成の誤か
コトと思はるれど、行事記に置所足氏とあれば、暫く正訓に據りてタラハシと訓むべ

し) ○大中臣太玉申爾 隱侍天は、禰宜の捧げ持ちて獻りたるフトクマクシの蔭に、宮司の大中臣氏が、覆はれ居てといふ意なり、太玉申は、賢木の枝に木綿を付けたるものなり、玉串はタムケ串といふ義にて、神に御供へ申す串をいふ稱なり(一説に、もと神に獻る串には、玉をつけたる故玉串と稱ひしが、轉じては着けざる串をも美めていへるなりと) ○稱申事乎は、御神徳を稱讃して、御祭申す事柄といふ意なり、稱申の上に、この宮の神嘗祭の祝詞には、天津祝詞乃太祝詞辭乎の十字あり、かれとこれとは粗同じ文なれば、こゝは脱ちたるなるべし ○神主部物忌等 諸聞食止宣は、宮司の神主等に申し聞かすといふ意なり、神主部物忌等は上條に注へり ○荒祭 宮月讀 宮爾毛 如是久申進 止宣とは、別宮の荒祭宮と月讀宮とも、この通に申して御供物を進れと、宮司の神主等に申し聞かすなり、月讀宮は、月夜見命を鎮め祭れる宮にて、大御神の別宮なり

○九月神嘗祭

これは、大御神に、今年之初穂を進る御祭にて、十七日に行はる、大神宮の御祭中、

殊に大切なる御祭なる故、朝廷にても諸役所に休暇を與へ、嚴重なる御儀式ありて、奉幣使を遣はさる、その御使は、諸王一人に、中臣齋部各一人を副へらる、この祝詞は、その御使に白さしめ給ふ祝詞なり

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流。
 天照坐神大神能大前爾申給久常毛進流。九月之神嘗乃
 大幣帛乎某官某位某王。中臣某官某位某姓名乎爲使氏。
 忌部弱肩爾太禰取懸持齋波里令捧持氏進給布御命乎
 申給久止申。

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流天照坐皇大神能大前爾申給久は、前條に注へり ○常毛進流 九月之神嘗乃大幣乎は、九月の神嘗祭に毎年天皇の進り給ふ鄭重の御供物をといふ意なり、乎の下に、今年毛といふ語を入れて見るべし ○某官某位某王は、御使の王の御名なり、御使に

は、諸王五位以上の人をトひ定めて遣はさる○中臣某官某位某姓名 此は、御使に遣はされたる神祇官の中臣の官位姓名なり○忌部弱肩爾太極取懸持齋波里令捧持氏は、忌み清まはりたる御使の忌部に、幣帛を持ち捧げしめ給ふをいふ

○豊受宮同祭

こゝは、外宮神嘗祭のをり、勅使の白す祝詞なり、この御祭は、太神宮の御祭の前日、即ち九月十六日に行はる、勅使は、内宮の同人なり

天皇我御命以氏度會能山田原爾稱辭竟奉流皇神前爾申給久常毛進留九月之神嘗能大幣帛乎某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太極取懸持齋波理令捧持氏給進布御命乎申給久止申

皇神前爾申給久 皇神は大神といふに同じく、豊受比賣命を尊崇して申すなり

り、さてこの餘は、前條の祝詞に注へり

○同神嘗祭

この御祭は、上條の九月神嘗祭とあるところに注へるが如し、同じ御祭に白す祝詞なれど、上に載せられたるは、奉幣使に申さしめ給ふもの、これは、勅命を受けて、宮司の申す祝詞なり、又この文中には、天照坐皇大神乃大前爾申進留どのみあれど、外宮にも申すものにて、その時は、豊受大神に申す由の文に書き換ふるなり

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇太神乃大前爾申進留天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌諸諸聞食止宣

等共稱唯一

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐
 堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給
 比百官人等天下四方國乃百姓爾至萬天長平久護惠美
 幸倍給止三郡國處處寄奉禮留神戶人等能常毛進留
 由紀能御酒御費懸稅千稅餘五百稅乎如横山久置足成
 天大中臣太玉串爾隱侍天今年九月十七日朝日豐榮登
 爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎神主部物忌等諸聞
 食止宣^{「禰宜内人}荒祭宮月讀宮爾毛如此久申進止宣^{「神}
 部^{トモ}共^{トモ}稱^{トモ}唯^{トモ}」

懸稅千稅餘五百稅とは、御供へ申す多くの稻穂をいふ、懸稅は、穂のまゝなる、
 稻なり、カケといふ故は、御供へ申すに、大宮の王垣に懸け下げおくによりてなり

この餘は、すべて太神宮六月月次祭の條に注へり

○齋内親王奉入時

こは、齋内親王を太神宮に仕へ奉らしめ給ふ時、その由を申さる、祝詞なり、齋
 内親王とは、太神宮に齋き傳く皇女といふ義なり、天皇御即位の始、未だ婚嫁し給
 はざる皇女一人をトひ定め、これを齋内親王となして奉らせ給ふなり、この内親
 王定り給へば、野宮といふに三年間、忌み清まはりて、末の年の九月の始、伊勢に
 降り給ひ、神嘗祭のをり、始めて仕へ奉り給ふなり

進^{イッキニヒ}神嘗^{イッキニヒ}幣^{イッキニヒ}詞^{イッキニヒ}申^{イッキニヒ}畢^{イッキニヒ}次^{イッキニヒ}即^{イッキニヒ}申^{イッキニヒ}云^{イッキニヒ}辭^{イッキニヒ}別^{イッキニヒ}氏^{イッキニヒ}申^{イッキニヒ}給^{イッキニヒ}久^{イッキニヒ}今^{イッキニヒ}進^{イッキニヒ}流^{イッキニヒ}
 齋^{イッキニヒ}内^{イッキニヒ}親^{イッキニヒ}王^{イッキニヒ}波^{イッキニヒ}依^{イッキニヒ}恒^{イッキニヒ}例^{イッキニヒ}氏^{イッキニヒ}三^{イッキニヒ}年^{イッキニヒ}齋^{イッキニヒ}比^{イッキニヒ}清^{イッキニヒ}麻^{イッキニヒ}波^{イッキニヒ}理^{イッキニヒ}氏^{イッキニヒ}御^{イッキニヒ}杖^{イッキニヒ}代^{イッキニヒ}止^{イッキニヒ}定^{イッキニヒ}
 氏^{イッキニヒ}進^{イッキニヒ}給^{イッキニヒ}事^{イッキニヒ}波^{イッキニヒ}皇^{イッキニヒ}御^{イッキニヒ}孫^{イッキニヒ}之^{イッキニヒ}尊^{イッキニヒ}乎^{イッキニヒ}天^{イッキニヒ}地^{イッキニヒ}日^{イッキニヒ}月^{イッキニヒ}止^{イッキニヒ}共^{イッキニヒ}爾^{イッキニヒ}常^{イッキニヒ}磐^{イッキニヒ}堅^{イッキニヒ}磐^{イッキニヒ}
 爾^{イッキニヒ}平^{イッキニヒ}氣^{イッキニヒ}久^{イッキニヒ}安^{イッキニヒ}久^{イッキニヒ}御^{イッキニヒ}座^{イッキニヒ}志^{イッキニヒ}米^{イッキニヒ}武^{イッキニヒ}止^{イッキニヒ}御^{イッキニヒ}杖^{イッキニヒ}代^{イッキニヒ}止^{イッキニヒ}進^{イッキニヒ}給^{イッキニヒ}布^{イッキニヒ}御^{イッキニヒ}命^{イッキニヒ}乎^{イッキニヒ}大^{イッキニヒ}
 中^{イッキニヒ}臣^{イッキニヒ}茂^{イッキニヒ}梓^{イッキニヒ}中^{イッキニヒ}取^{イッキニヒ}待^{イッキニヒ}氏^{イッキニヒ}恐^{イッキニヒ}美^{イッキニヒ}恐^{イッキニヒ}美^{イッキニヒ}毛^{イッキニヒ}申^{イッキニヒ}給^{イッキニヒ}久^{イッキニヒ}止^{イッキニヒ}申^{イッキニヒ}

進神嘗幣詞申畢次即申云は、神嘗祭の幣帛を進る祝詞を白し
 畢へて後、續きて次の詞を申すといふ意にて、これは題號なり、次の詞を奏するは
 御使の中臣なり○辭別氏申給久い、詞を別段に改めて申し上ぐといふ意なり、
 この詞は、もと神嘗祭、詞の末にありて、その辭別の詞なりしが、後に今の如く分
 けられしもの故、その時のまゝにてかくあるなり○今進波齋内親王波 この
 波の字は乎の誤ならむ、もしこのまゝにては、下の進給事波の波と重なりて
 聞え難し、差上げて大神に仕へ奉らしめ給ふ齋内親王をといふ意にて、下の御杖
 代止定氏といふところにかゝれるなり○依恒例氏三年齋比清麻波理氏は、御
 代くの例によりて、三年間野宮にましますしめ、清淨に齋み慎ましめてといふ
 意なり○御杖代止定氏進給事波は、大御神の御杖代と取極めて、齋内親王を
 進り給ふ故はといふ意なり、御杖代は、唯に御杖のと也、シロは禮代、物實などい
 ふシロ同じ義にて、其の物をいふなり、かく申す故は、大御神の御手に附きて、
 御祭事なし給へばなり○皇御孫之尊乎天地月日止共爾常磐堅磐爾平氣久安久

御座志米武止は、大御神の御守護により、天皇を天地日月と諸共に、長く變りなく
 平安に坐さしめむとして、進り給ふとの意なり、上の御杖代止定氏進給事波とある
 を、この御坐志米武にて結びたるなり○御杖代止進給布御命乎大中臣茂杵
 中取持氏恐美恐美母申給久登申は、大御神の御杖代として、進り給ふ天皇の仰
 を、御使の大中臣承はりて、大神と天皇との御中を取り持ち恐れ慎みて申し上
 ぐといふ意なり、茂杵中取持氏とは、嚴めしき杵を執るに中を持つが如く、神と
 君との御中に立ちて、いづれの御爲をも宜き様になすをいふ、中臣は、天神の仰せ
 にて、神と君との御中を取り持つ職なれば、かくいふなり

○遷奉太神宮祝詞 豊受宮 准此

こは、太神宮の御造營畢はりて遷し奉る時、御使の申す祝詞なり、豊受宮も亦この
 詞を用ゐらる、内宮外宮は、二十年に一度造り替らるゝなり、御遷宮は、落成の年の
 九月なり（外宮は十五日、内宮は十六日に行はる）

皇御孫命能御命乎以氏皇太御神能大前爾申給久常乃
例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十
四種神寶廿一種乎儲備天祓清寶持忌波理氏預供奉辨
官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給久止申

常乃例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏は、定れる制によりて、廿年に一度
宮殿を新造し奉りてといふ意なり、この制の定れるは、天武天皇の御代なり、その
後變りなければ、常乃例爾依氏といへり○雜御裝束物五十四種とは、神殿を
裝ひ飾る種々の品物、合せて五十四種なり、この品物の名は、太神宮式に載られた
れば、就きて見るべし○神寶廿一種乎儲備天は、右の五十四種と、この御調
度の物廿一種を取り儲け整へてといふ意にて、この寶物の名も、太神宮式に見え
たり○祓清寶持忌波理氏は、御裝束物と神寶とを奉る前に祓ひ清め忌み慎みてと
云意にて、下の進給狀乎とあるところにかゝるなり○預供奉辨官某位某姓

名乎差使氏は、御裝束物神寶の事に預りて仕奉る辨官を勅使としてといふ意な
り、凡これを送り奉る御使は、太政官より七人、神祇官より四人なり、こゝには、其
中の辨大夫一人の姓名を白すなり

○遷却崇神祭

この祭は、流行病、又は度々災異などある時、その祟をなす神を、京都の外に遷し
出し和げ靜むる爲に行はるゝ神事なり、それ故、某の神と定られたる神もなく臨時
に行はるゝなり

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏
天之高市爾八百萬神等乎神集集給比神議議給氏我皇
御孫之尊波豐葦原能水穗之國乎安國止平氣久所知食
止天之磐座放氏天之八重雲乎伊頭之千別支爾千別氏
天降所寄奉志時爾誰神乎先遣波志水穗國能荒振神等

乎。神攘攘平氣武止神議議給時爾。諸神等皆量申久。天穗
 日之命乎遣而平氣武止申支。是以天降遣時爾。此神波返
 言不申。次遣志健三熊之命毛隨父事。返言不申。又遣
 志天若彥毛返言不申。高津鳥殃爾依。立處爾身亡支。
 是以天津神能御言以。更量給。經津主命健。雷命。二
 柱神等乎。天降給比。荒振神等乎。神攘攘給比。神和和給
 氏。語問志磐根樹立草之片葉毛。語止。皇御孫之尊乎。天
 降所寄奉支。如此久。天降所寄奉志。四方之國中。止。大倭日
 高見之國乎。安國止。定奉。下津磐根爾。宮柱太敷立。高天
 之原爾。千木高知。天之御蔭日之御蔭止。仕奉。安國止。
 平氣久所知食此。皇御孫之尊。乃天御舍之内。仁坐。須皇神

等波。荒備給比。健備給比。崇給事無志。高天之原爾始志
 事乎。神奈我良毛所知食。神直日大直日爾直志給。氏
 自此地波。四方乎見。霧山川能清地爾。遷出生。吾地止。宇
 須波伎坐世止。進幣帛者。明妙照妙和妙荒妙爾。備奉。見
 明物止。鏡。翫物止。玉射放物止。弓矢打斷物止。太刀。馳出
 物止。御馬。御酒者。鹿戸高知。鹿腹滿雙。米爾毛。穎爾毛。山
 爾住物者。毛乃和物毛。能荒物。大野原爾。生物者。甘菜。辛菜。
 青海原爾。住者者。鱒廣物。鱒狹物。奧津海菜。邊津海菜。爾至
 萬。氏爾。橫山之如久。凡物爾。置所足。氏奉。留。宇豆。乃幣帛乎。
 皇神等乃御心毛。明爾。安幣帛乃足幣帛止。平久聞食。氏崇
 給比。健備給事無之。氏山川之廣久。清地爾。遷出坐。氏神奈

我良鎮坐世止。稱稱竟奉止申。

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏は、天上に御留り遊ばし
て、皇孫命の、この國を治め給ふべき萬の事柄を御始らなされし、天照大御神、高
皇產靈神の勅命にてといふ意なり、事始給志は道饗祭の條に注へり○天之高市
は、天上に在りて、神々の集會し給ふ場所也、タケチは高市の義にてイチとは、四
方より人々の集り來る所をいふ稱也○八百萬神等乎神集集給比神議々給氏
云云は、六月大祓の條に注へり○天降所奇奉志時爾は、天照大御神、高皇產靈神
の、皇孫を天降し、この國を寄せ授け給ひし時にといふ意なり○神攘攘平氣武止
神議々給時爾は、皇祖二神の、八百萬神に誰の神をこの國に下して、邪神等を
追ひ拂ひ服從せしめむと、議り給ふ時にといふ意なり○諸神等皆量申久は、
八百萬神等の皇祖に申し上げ給ふと也○此神波返言不申氏は、天穗日之命の復命
をなされずしてといふ意にて、こは、この命、大國主神を無事に辭め從はせむと心
を盡し給ひしにより、久しくこの國に留りて居給ひしを、かくいへるにて、全く復

命なされざりしにはあらず、カヘリゴトは、歸言の義にて、仰せ付になりたる事
をなし卒りし後、歸りてその由を申すをいふ○健三熊之命毛隨父事氏返言不
申は、次に遣はし給ひし健三熊命も、その父穗日命の言付に任せて、復命せずと
いふ意なり、父事は、父穗日命の言なり、健三熊之命は、古事記に見えたる建比良
鳥命と同神なるべし○又遣志天若彦毛返言不申この事は、日本紀古事記に詳
なり、大國主神の女、下照比賣を娶りて、この國を奪はむと思ひし故、復命せざ
りしなり○高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支は、空飛ぶ鳥の災によりて直に死し
たりとの意なり、高津鳥の、六月大祓の條に云へり、立處は、立ちて居る場所を去
らずといふ義にて、忽ち死にたるをいふ、身亡は、死すといふ義の古言なり、こは、
天神の遣はし給ひし雉を、天若彦の射たるに、その矢天上に到りしかは、天神突き
返へし給へり、その矢、天若彦の胸に當りて死にたるをいふ、天神の返し給ひし
矢なれど、雉を射たるものなるにより、高津鳥の殃といへり○是以天津神能御言
以氏更量給氏は、右の如くなるにより、天照大御神、高皇產靈神の勅命にて、八百

萬神に御相談ありて、改めてといふ意なり、更サフエハカリ最給マシマシ氏は議り給ひて更にといふ意なり○經津主神健雷神フツノカミミカミケカミツチノカミフネノカミ二柱神等天降給比アマノカミタマシメマシ氏この二神は、後に鹿島、香取に鎮りまし、大神なり○荒振神等アラフルカミトモナリ神攘々給比カミハラヒクダマヒカムヤハシヤハシマシ神和々給氏カミナリナリは、邪神等を討ち攘ひ、服従せしめ給ひしをいふ○語問志コトトヒシ磐根樹立草之片葉毛イハネキネダケクサノカキハチモ語止氏コトヤメ云々は、六月大祓の條に注へり○天之御蔭日之御蔭止アメノミカゲヒノミカゲト仕奉氏ツカヘマツリは、祈年祭の條に注へる如く、天を覆ふ物、日を覆ふ物と宮殿を造り奉りてといふ意なり、此の文の下に、かの詞には瑞乃御舍乎仕奉氏ミツノミアラカツツカヘマツリとあれども、こゝは下文に御殿の事をいふ故、略したる也○安國止平氣久所知食武皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神等波ヤスクニトダヒラケケシロシメサムスミマノミコトノアメンミツラケノウチニマヌスミガミミタハは、安き國と、この國を無事に統治し給ふべき天皇の御殿の内に、鎮ります大神達はといふ意なり○荒備給比アラヒタマヒ健備給比ケンビタマヒ崇給事タカシタマヒ無恙氏ムシヤシは、何の神も荒れささびタケ猛り給ひ災異をなし給ふとなく坐々してといふ意なり、崇タカとは、神々の御心に協カはぬ事などありて、災異を弔し給ふをいふ○高天之原タカガメノハラニ始志事ハジメシコトナリ乎カ神奈我良毛所知食氏カナガラモシロシメシは、皇祖のこの國を平安に治め給へと詔ありて、授け給ひし事柄を、神の御知識ミサトリのまゝによく知り

給ひてといふ意なり○神直日大直日カムナホヒオホナホヒ直志給比ナホシタマヒ氏は、悪しき事をも神の大方かなる御心にて、見直し聞直し、御心を和げ給ひてといふ意なり、直日ナホヒは、悪しき事を直し正し給ふナホシ靈ニギハヤヒといふ義にて、悪を善に直し給ふ神の御徳をいふなり、神又大は、神の御上のことなれば、尊崇していへるなり○自此地波コノトコロヨリハ四方ヨシ見ミ露ス山川能清ヤマガハニキヨキトロロ地チ爾ニ遷出坐氏トコロニウツリイデシは、この宮殿内より遷り出で給ひて、四方を見晴し給ひ得べき山あり川ある清淨なる地に坐してといふ意なり、ミハルカスは四方の見渡さるゝをいひ、山川能清地ヤマガハニキヨキトロロとは、景色のよき場所をいふ○吾地止ワカドコロトス字須波伎坐世止ハキイセトは、その良き地を、崇タカり給ふ神の坐す所として、領地なして坐せといふ意なり、ウスハキはウシハキと同じく、其處を己が儘にするをいふ、ウシは主の義、ハキは刀を佩くなど、同じく、我身に着くるとをいふ、此宇須波伎坐世止も、道饗祭に、守奉齋奉禮止とある同格なりと知るべし○明妙照妙和妙荒妙アカレタヘサレタヘニギタヘは、祈年の條に注へり○見明物止鏡アキモノト翫物止玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出物止御馬カシミモノトカシミモノトアツアツモノトタマイハナツモノトユミヤウチタツモノトタチハセイツルモノトミツマは、獻る物につき、その用をいへるにて、鏡は打ち向ひて形を明に見る物、玉は懸ナシにな

さるい物、弓矢は射放ち給ふ物、太刀は物を断ち切り給ふ物、馬は乗りて馳け出し給ふ物として、御供へ申すといふ意なり、ミシモノハミモノの義なり見をミシといふは、聞をキコシ知をシラシなどいふ格の古言なり、モテアソブは、持ち遊ぶの義なり○米爾毛カヒニモ類爾毛カヒニモは、稻穀を米ながらも、粗ながらにもといふ意なり、ヨ子は和稻と同じく、粗を除き去りたる米をいふ○山爾ヤマニ住物者毛スミモノハケ乃和物毛ニニモノケ乃荒物アラモノ、鳥獸をいふ○大野原爾オホノハラニ生物者オホノハラニ甘菜辛菜アマナカサナは、野菜をいふ○青海原爾アヲミンハラニ住物者スミモノハ乃青物アヲモノ、魚類海菜類をいふ○几物爾ツクエモノニ置所足オキクラハシ是は、供物の臺に充分に積み満たせてとの意也、ツクエシロは唯に机のとなりツクエもとツクエとは杯居の義なれば、食器などを載するものツクエ名なり○皇神等乃御心毛スメガミタチノミココロモ明爾アカサキは、大神等の御心にも、明かに御祭り申す事の状を知り給ひてといふ意なり○安幣帛能足幣帛止ヤスミナシラニ平久聞ヒラキクミ食氏イシヂは、天皇の進イマり給ふ御供物を、滞トヤコホりなき充分の幣帛と、無事に受け入れ給ひてといふ意なり○崇給比健備給事無之タカシヒヒタマフコトナクシ山川之廣久清地ヤマカハニヒロクキヨキトコロニ爾遷出坐ニウリイデマシテ神奈我良カミナガ鎮座世止稱辭竟奉久申チカサマニイセトマシテ此は、上條に注へるが如く、祟り荒び給ふて

どなくして、景色よき地に遷り給ひて、神にますまゝに、その地を領知して歸り給ふなどいふ意なり

○遺唐使時奉幣

これは、遣唐使といひて、支那に使を遣はさるゝ時、船を出す前に、神祇官の役人を攝津國住吉神社に遣はされ、幣帛を奉らるゝ爲の祝詞なり、この神は、船を守り給ふのみならず、三韓征伐の時、わが國の軍を助け給ひしこともありて、國威を輝かし給ふ様、御守護ある神なれば、かく奉幣せらるゝなり

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾
 申賜久大唐爾使遣佐牟止爲爾依船居無氏播磨國與理
 船乘爲氏使者遣佐牟止所念行間爾皇神命以氏船居波
 吾作牟止教悟給比支教悟給比那我良船居作給部禮波
 悅已備嘉志美禮代乃幣帛乎官位姓名爾令捧持氏進奉

久止申

住吉爾稱辭竟奉留とは、攝津國住吉郡住吉神社に齋祭れるといふ(住吉を後世スミヨシと訓めど吉は古へ必ず、エと訓みし字なれば、スミノエと訓むべし)○皇神等は、底筒男、中筒男、上筒男の三座なり、この三神は、神功皇后三韓を征伐せられて御歸國の時、住吉津に御鎮座ありて、住來の船を守るべしと詔ひし故、仰に従ひてに祀られしなり、その後神功皇后をも祀られて、四座の神となれり○大唐爾使遣佐牟止爲爾は、唐に使者を遣り給はむとするにといふ意なり、大唐とは、彼國を尊敬して、いはれたるやう見ゆれど、こはたゞ時のいひならはしによられたるものなるべし、さてこれより以下の事實は、昔ありし事にて吉き例なれば、御代々々その時申したる祝詞を用ゐられしものなり○依船居無氏は、船を泊めおくべき湊無き故にといふ意にて、こは難波の津などの差障ありし時のことなるべし、フナズエは、船を据ゑ置く場所をいふ○播磨國典理船乗爲氏は、播磨國の湊より、船を乗り出さしめてなり、この湊は、播磨の室津なるべし○使者遣所佐牟止

念行間爾は、播磨より船乗り出さしめて、遣唐使をば出發せしめむと、天皇の御思召す中にといふ意也、オモホシオコナハスは、御思召といふに同じ、こゝに使者とあるは、上に使遣佐牟止とあるに同じく、遣唐使といふなり○皇神命以氏船居波吾作牟止教悟給比文は、住吉の大神の仰せにて、船居は吾作と遣らむと、御悟し下されたりといふ意なり、まは過去の事にいふ助辭あり○教悟給比那我良船居作給那波は、御告げ知らせになりたるまゝ、船居を作り給ひしによりといふ意なり、ナガラは神隨のナガラと同じく、まゝにといふ義なり○悦日備嘉密美まは悦ばしく嘉しく天皇の思ひ給ひしなり、ウレヤミのミは、俗にサロといふに同じ意あり○禮代乃幣帛は、御禮の幣帛なり○官位姓名まゝには、奉幣使に宛てられし神祇官の役人の官位姓名をしるすなり

○出雲國造神賀詞

出雲國造者穗日命之後也

まの詞は、出雲國造が新に任せられたる後、朝廷に出で、奏聞する賀詞なり、

國造新任の式は朝廷にて行はる、その時幸負物と名けて種々の物を賜はり、歸國して、齋ひ慎み、出雲の神々を祭るまど一年、京に登りて神寶を獻り、まの詞を奏聞す、まの詞を奏聞す、まの度のを後、齋といふ、合せて二度なり、さて出雲國造は、分註にもある如く、天穗日命の子孫にて、代々出雲の大社の祭祀を掌る者なり、シユノミヤツコは、國々にある御臣といふ義にて、古はその國の政治を執りしものなり、カムヨコトは、御代を祝ぎ賀ふ目出度詞といふ義にて、神代の古事によりて、祝詞なる故、カムと尊稱したるなる。

八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾。出雲國國造姓名恐美恐美毛申賜久。挂麻久毛畏岐。明御神止大八島國所知食須。天皇命乃大御世乎。手長能大御世止齋止。若後者加爲氏。出雲國乃青垣山内爾。下津石根爾。宮柱太敷立

氏。高天原爾。千木高知坐須。伊射那伎乃日眞名子。加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命。國作坐志大穴持命。二柱神乎始天。百八十六社坐皇神等乎。某甲我弱肩爾。太禰取挂天。伊都幣能緒結。天乃美賀祕冠利天。伊豆能眞屋爾。蟲草乎伊豆能席登。刈敷支氏。伊都閉黑益之。天能厩和爾。齋許母利氏。志都官爾。志靜米仕奉氏。朝日能豐榮登爾。伊波比乃返言能。神賀吉詞奏賜波久登奏。

八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾。は、多くの日はあれたるも、生き榮え満ち足るといふ今日の日にといふ意なり、神賀詞を奏する日は、神祇官の長官が卜ひ定めたる吉日なる故、うくいへるなり、八十は、たゞ數の多きまどなり、○出雲國國造姓名。こは、まの詞を奏する、その時の國造が自身の姓名を申すなり、○挂麻久毛。畏岐は、言にかけて申さむも、恐れ多しといふ意なり、○明御神止大八島國所

知食須天皇命乃大御世乎、大八島國を統へ治め給ふ活神にてまします天皇の御世をといふ意なり、アキツミカミは、現神の義にて、神等は、大概目に見えぬものなれど、天皇は目に見えてまします故に、現に目に見えてまします義といふ義にて、かく申せるなり止の助辭の下に、座底などの言を省きて合ませたり、○手長能大御世止齋止爲氏は、満ち足りて長く榮ゆる大御代にある様、祝ぎ齋ふ業としてといふ意にて、その業とは、次に見えたる出雲の神々の御祭をなす事なり、さて、今ろく齋ひ祭る本をいへば、天神が國造の祖先穗日命に、大國主神を鎮め祀りて、皇孫の御代を守り奉れと仰せ給ひし御主意を受けて、代々の國造も、變りなく御祭をなし、御代の榮を祈るなり○若後齋時者加後字は、後齋の折に、この詞を申す時は、後といふ字を加ふる由也、されど、これは祝詞考に、後の字の下に齋の字を脱せるにて、齋後齋止爲氏とあるべきなりと、云はれたるが如くなるべし、後に齋としてといひては語調はす覺也○出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱大敷立氏ニ々は、出雲國の山の内に、宮造りて鎮りますといふ意にて、須佐之

男命と、大穴持命との宮をいふなり、マナガキとは、山の、垣根などの様に界をなし、生えたる樹木の青々を見ゆるさまをいへるあり○伊射那伎乃日眞名子は、伊邪那伎命の特に愛し給ひし御子といふ義なり、ヒは比古などの比と同じく尊稱言、マナゴリ、愛子の意の古言なり、須佐之男命は、生れ給ひし時、伊邪那伎命の珍子と詔ひて、特に寵愛し給ひし御子なる故、かく申すなり○加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命は、出雲國意宇那熊野山にまします、須佐之男命の御靈を申す御名なり、カハロキは、カムロギと同じく、神祖といふ義の古言也、出雲國は、大穴持神のまします地ある故、その祖先に當る須佐之男命を、國人の尊稱してかく申すなり、シシミケスは、奇御木主といふ義の御名にて、須佐之男命の、木を殖ゑをだて給ひし、詩しき功を稱へ申せるなり○國作坐志大穴持命は、まの國土を經り營み給ひし大穴持命といふ意なり、大穴持といふ御名の義は(穴は名の借字)多く名をもち給へる由の尊稱言なり、すべて古は、功徳の顯はるゝまゝに名をつけたるもの故、名を多く持つは功の多きなり、故にまの神の功多きを稱へて、大名持とは申

せるなり、杵築大社にましますは、此の神也○二柱神乎始天は、須佐之男命大穴持命の二神を始としてなり、○百八十六社坐皇神等乎は、出雲の國に御鎮座ある、百八十六社の神々達をといふ意にて、下の志都宮爾志靜米仕奉天とある所に續く詞なり、その間の詞は、皆これらの神を齋ひ祭る時の在状をいへるなり、さて百八十六社は、その神賀詞を申したる時の官社の數なり○某甲我弱肩爾太禰取掛天は、何某が肩に禰をうけてなり、禰をかくとは、祭に立働く状をいへるなり、弱肩云々は、祈年祭の條に註へり、何某といひて姓名を申す所には、大概姓名どかさたり、然るにまゝに某甲とくさしは、たゞ名のみを申す所なるが故なるべし○伊都幣能緒結天乃美賀秘冠利天は、祓ひ清めたる木綿を結びて、頭に冠りてといふ意にて、木綿鬘をつけたる形容言なり、イツヌサノサとは、穢を去り、清くしたる木綿の緒をいふヌサは、何にても神に獻る物をいふ名なれど、まゝは神に獻ると同じ品物なる故、獻るには非れどもうくいへるなり、天乃美賀秘の秘は、氣の誤なるへし、アメノミカケとは上を蔽ふ物をいへるなり、カガフリテは、木綿を

頭につくるを、蔽ふ物として冠ぶる由にいひなせるなり、さてかゝるありさまをなして、志都宮の御祭を仕へ奉るなり○伊豆能眞屋爾盛草乎伊豆能席登刈敷支天は、新しさ草を刈り來りて筵となし、清淨ある殿舎に敷き設けてといふ意なり、イツノマヤは、神饌を調理する屋舎をいへるなるべし、そまは清め祓ひたる所なる故、かゝいへるなり、アラシサとは、山野に生ひ立ちたるまゝにて、人手に觸れぬ新しさ草をいふ○伊都閉黒益之天能咫和爾齋許母利氏は、殿舎の底に火を燒きて神饌を調理し、天の璽に神酒を作らむとして、伊豆の眞屋の内に引き籠りてといふ意なり、イツベクロマシは、神饌を煮る爲め火を燒くにより、鍋類の底の煤づきて、黒くなるをいふ(シロマシは、黒くするまとなれど、熊々黒くするにはあらで、神饌を煮る故自然黒くなるなり)ミカワは、ミカといふに同じく、璽の事なり、齋許母利氏は、眞屋の内に齋ひ慎み籠るにて、その籠るは、神饌神酒を調理する爲なり、さて上の伊都幣能緒結といふ詞よりまゝでは、志都宮に神々を祭る時の狀をいへるにて、冠利氏、刈敷支天、齋許母利支の紙といふ所より、まゝの詞

に續けて見るべし。尙ほ、さまでの大意をいはし。天皇の御代の隆盛を祈らむ爲めに、二柱の神を始として、出雲の國內の百八十六社の神々を、國造が種々の物を作り備へ、志都宮にて齋き奉り、御祭を申したりとなり。○志都宮、志靜米仕奉氏は、志都宮に神々を齋ひ鎮め御祭をなし終てといふ意なり、シツミヤは、靜かに安らかなる宮の義なり。○朝日能豊榮登爾伊波比乃返事乃神賀吉詞奏賜波久登奏は、今日の吉日の朝日の登る頃に、滯りなく御祭をなし卒へたる復命の爲め、神賀吉詞を奏聞すと申し上ぐといふ意なり、伊波比乃返事とは、初め國造の任せられたる時、天皇より負幸物を賜ひて、御代の隆盛を祈る様仰せ付けられ(儀式等に仰せ付けらるゝ事は見えざれど、負幸物を賜ふは、まの御意なり)し事を、なし卒へたる由の復命をいふ(カヘリゴトの義は、崇神遷却祝詞の條に注へり)さてその歸り言の詞は、即ち神賀吉詞なり、神賀吉詞とは、神代の古事により、大御代を賀し祝ふ目出慶詞といふ義なり、初よりままでの間は、是にて、吉詞を奏聞する理由を述べたるなり

高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國
 乎事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命乎國體見爾遣
 時爾天能八重雲乎押別氏天翔國翔焉天下乎見廻氏返
 事申給久豐葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支夜波
 如火翁光神在利石根木立青水沫毛事問天荒國在利然
 毛鎮平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏
 已命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天降遣天荒布留
 神等乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天大八島國現事顯
 事命事避支乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大
 倭國申天已命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛毘玉
 命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐已命乃御子阿遲須

伎高孫根乃命乃御魂乎。葛木乃鴨能神奈備爾坐事代主
 命能御魂乎。宇奈提乃神奈他爾坐。賀夜奈流美命乃御魂
 乎。飛鳥乃神奈備爾坐。天皇命能近守神登。貢置天。八百
 丹杵築官爾靜坐。是爾親神魯伎神魯笑乃命宣久。汝天
 穗比命波。天皇明能手長大御世乎。堅磐爾常磐爾伊波比
 奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登。仰賜志次乃隨爾供齋
 者。若後齋時仕奉氏。朝日乃豐榮登爾神乃禮自利臣能禮自
 登。御禱乃神寶獻良久止。奏白。玉能大御白髮坐。赤玉能御
 阿加良毘坐。青玉能水江玉乃行相爾明御神登。大八島國
 所知食。天皇命能手長大御世乎。御橫刀廣爾誅堅米。白御
 馬能前足爪。後足爪踏立事波。大宮能內外御門柱乎。上津

石根爾踏堅米。下津石根爾踏凝之。振立流事波耳能彌高
 爾。天下乎所知食左牟事志太米。白鶴乃生御調能玩物登。
 倭文能大御心毛多親爾彼方能古川岸。此方能古川岸爾
 生立。若水沼間能彌若叡爾御若叡坐。須須伎振遠止美乃
 水乃知乎知爾御袁知坐。麻蘇此乃大御鏡乃面乎。意志波
 留志天見行事能已登久。明御神能大八島國乎。天地月日
 等共爾。安久平久知行牟事能志太米止。御禱神寶乎。擊持
 氏。神禮自利臣禮自登。恐爾恐爾毛天津次能神賀吉詞白
 賜久登奏。

○高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時は、
 高天原にまします、神祖高御産靈神、御産靈命の、皇孫に我國を治むる事を寄せ任

せ給ひし時にとの意なり、タカマは高天原をいひ、カフロは、前のカフロギと同一
 じく、神祖といふ字の意の古言なり、避は、依といふ字の誤なるべし○出雲臣等
 遣祖天穗比命乎國體見爾遣時爾は、出雲臣達が先祖の天穗比命を、まの國
 の様子をに見に下し給ひたる時にといふ意なり、出雲臣は、出雲氏をいへるなり、出
 雲の臣下といふ義にはあらず、シニガタは國の在狀にて、治りたるか、亂れたる
 か、いかなる様子をなし居るかを、見に下し給へるなり○天能八里雲乎押別氏天
 翔國翔氏天下乎見廻返事申給久は、幾重も重りたる雲を排き別け、空を
 翔り行きて、この國を見廻はりて、産靈神に復命をなされてといふにはといふ意な
 り、天翔國翔氏は、空を飛行したるを、天と國との二つに別けて、詞を對せしめた
 るなり、されどかくいへるにて、力を盡し給ひしさまも知られたり○晝波如五月
 蠅水沸支い、晝間は、荒ぶる神達が、五月頃の蠅立ち騒ぐ如く、皆々起り立つとい
 ふ意なり、サハへは五月頃の蠅なり、その頃の蠅は、うるさく飛び廻るもの故、邪
 神等の起りたる狀に譬へていへるなり、水は、借字にて皆の義なり○夜波如火覺

光神在利は、登の中に燃す火などの如く、光を放ち飛び廻る荒ぶる神等が
 ありとの意、火登は、登の中に燃す火にて、その狀圓なる故、邪神の光を放つに
 似たるなるべし○石根木立青水沫事問天は、岩石や木の切株の類、水の沫など
 も言をいひ放ちてといふ意なり、青水沫は、青は水の色をいひ、ミナワはミツノア
 ツのツを略き、ノアを約めたるなり、事問の、六月大祓の條に註へり○荒國在利
 は、荒れ亂れたる國なりといへるにて、上より述べたる、水穗國の總べての狀を括
 りていひしなり○然毛鎮平天皇御孫命安國止平久所知坐之米牟止申氏は、
 うく騒しき國なれども、鎮まらせ從へて、安穩の國として、皇孫に統べ治り申させ
 ひと、産靈神に申し上げてといふ意なり、豊葦原乃瑞穗國より、まの平久所知坐之
 米牟止まで穗日命の語なり、シロシマサメムは、知ろし看しましませむといふ
 詞を略していへる也○巳命兒天夷鳥命布都怒志命乎副天降遣天は、穗
 日命が、わが子天夷鳥命に、布都怒志命を副へ附けて、まの國を鎮定せむ爲に降
 し遣はしてとなり、さて此時、まの神等を下し遣はし給ひしは、天神の仰なるを、か

いひたるは、主として穗日命が取計らひし故なるべし、又武雷神を下りしなれど、まゝには略きたるなるべし。○荒布留神等平撥平氣國作之大神乎毛媚鏡天は、立廢き居たる邪神共を遣ひ撥ひ從へ、國を經り營給ひし大已貴神をも、平和に靜まらせてといふ意なり、コヒは、氣に逆らば是機嫌をとるをいふ。○大八島國現事顯事命事遊支は、この國土を始め、世を治ひる業と、皆皇孫に譲り申さしめたるをいふ、ウツシゴトモアラハゴトも同じ義にて、共に目に見えぬ幽冥の事に對して、顯はれ居る世の中の事なり。○皇御孫命乃靜坐幸大倭國申天は、大穴持命の、大倭國は皇孫の天降り給へる後には、住居し給ふべき國なりと、申し給ひてといふ意なり、かく申し給ふをりは、未だ皇孫の大和にましまさぬ時なれど、必ず都となし給ふべく思ひ給ひし故、御魂を留めて守護の神となされしなり。○己命和魂乎八咫鏡爾取託天は、御自身の平和の徳ある御魂を、八咫鏡に寄り馮かせて、御靈代となされてなり、よの八咫鏡爾取託天といふ詞は、下の三神までへかゝりたり、ニギミヤマとは、平和に穩かなる勳を備へたる御魂をいふ、ヤタカトミ

は彌咫鏡の略言にて、アタは片手の廣さをいふ古言なればイヤは物の重なるをいふ、手の掌を開きて二並べたる程の大きさの鏡といふ義なり。○倭大物主櫛咫玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐は、右の八咫鏡につけし御魂を、倭大物主櫛咫玉命と名づけて、大三輪神社に鎮まりましましめたりといふ意なり、大物主櫛咫玉命といふ名義は、大物主とは、大神主といふに同じく、神々を引き連れて、皇孫に仕へ奉る由なり、シシミカタマは、奇嚴魂といふ字の義の尊稱言なり、カムナヒは、神社の義の古言なり、さてこの神社は、大和國城上郡にある、大神大物主神社をいふ。○己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎高木乃鴨能神奈備爾坐は、御子の阿遲須伎高孫根命の御魂を八咫鏡につけて、高木の鴨神社に鎮まらせてなり、よの己命御子といふ詞は、次の二神へもかゝりたり、アヂスキダカヒコナは、味磯城高彦根といふ字の義にて、味は甘味と同義、キは石城の義なれば、高へ言懸けたる美稱言也、高彦根は尊稱言なり、さてこの神社は大和國城上郡高鴨神社をいふ。○事代主命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐事代主の名義は、所年

祭の條に註へり、宇奈提の下に、本書に神奈備の三字なし、今祝詞考に従ひて補へり、さてその御社は、大和國高市郡なる、御縣坐、鴨、事代主神社をいふ。○賀夜奈流美命、御魂乎飛鳥能、神奈備、爾坐天、賀夜奈流美命は詳ならざれども、下照比賣命の別名なるべし、この神社は、高市郡にある、加夜奈流美命神社をいふ。○皇孫命能近守神登、貢、置、氏八百丹杵築宮、爾靜坐支、右の如く大穴持命は、御自身の和魂と、三柱の御子の御魂とを、大和に留めて、皇孫の守護神として差上おさ、御自身は出雲の杵築宮に御鎮座し給ひたりといふ意なり。近守神とは、皇孫の御近所にありて、御代を守り給ふ神といふ義にて、かゝり入る中に、御自身は遠き守り神となりて、杵築宮にまします意の籠りたるなり。ヤホニは、杵築の枕辭なり、ニは土、ヤホは土の多さをいふ、多くの土を杵(地)を固むる器具なり)もて築き固むる由にて、いひかけたる也、上の乃大穴持命乃申給久といふ所より、おしまでは、大穴持命の、御代を守り給ふ神なるよとをいひたるにて、下に天神より也、杵築宮の祭を鄭重になさしめ給ふ事あれば、その理由を述べたるなり。○是爾親

神魯伎神魯美乃命、宣久、ムツは、皇孫の親しき御祖といふ義にて、スメラガムツといへるに同じ、宣は、天穗日命に告げ給ふなり。○汝天穗比命波云々、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登は、神魯伎神美命の詔にて、穗日命に、汝は天皇の御代を、變りなき様、隆盛になる様齋ひ奉り幸ひ有らせよと仰せ付け給へりといふ意にて、其業は、出雲大社の祭禮を鄭重に行ふ事なり。○仰賜志次乃隨爾供齋仕奉、氏は、右の如く詔ありしにより、其命令のまゝに、御代の隆盛を祈る業を行ひてといふ意なり、イハヒゴトは、國造が國にて出雲の神々を齋ひ祭りし事をいへるなり、分註は、後の齋の時に當らば、後供齋と、後の字を加へて申すべき由を知らせたるなり、○神乃禮自利臣乃禮自登御禱乃神寶、獻、良久止奏は、出雲の神の禮物、國造の禮物として、御代祝の神寶を、天皇に獻るといふ意にて國にありて神々を祭り、御供としたる實物を、申し下して奉る故にかくいへり、キヤジリは、禮物といふ義也キヤジはキヤシリのリを略きていへるにて、義は同じ。○白玉能大御白髮坐は、今獻る玉の白きが如く、天皇は御髮の白くなるまで、生き

ながらへましましてといふ意なり、白玉は、白水精の玉なり○赤玉乃御阿加良毘坐は、赤玉の赤きが如く、天皇の御顔色うるはしく、壯健にましましてといふ意なり、アカラビは、赤き色となるをいふ、赤玉は赤水精なり○青玉乃水江玉乃行相爾は、緒に通したる瑞々しき青玉の、正しく並び連りたる如くにといふ意なり、水江玉は、瑞可愛玉とかく義にて、光澤ありて愛すべき玉をいふ、エキアヒとは、緒に通りたる玉と玉とが、並びあひたるをいふ、青玉は青石の玉なり○明御神登大八島國所知食天皇命能手長大御世乎 上の如く御壯健に命長くましまして、亂れなく大八島國を治め給ふ、天皇の目出度御世をうち固むるといふ意にて、上をうけ下にかゝりたる詞なり、上の大御白髮坐、御阿加良毘坐、行相爾といふ所よりこの所知食へかけて見るべし○御横刀廣爾誅堅米は、太刀の刃の廣き様に所廣く、その刃の打ち鍛はれて堅くある様に、動きなく御世をなさむ爲めなりといふ意にて、左様に動きなく天下を治め給ふ兆として獻るなり○白御馬能前足爪後足爪踏立事波大宮能内外御門柱乎上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝志は、又獻る白馬が地を踏み行くは、天皇のまします大宮の内外の御門の柱を、堅固にせむが爲なりといふ意なり、これもかくなりて天下を治め給ふをいへり、上津石根下津石根は、詞を對していへるまでにて、たい土の底までといふ意なり○振立流事波耳能彌高爾天下乎所知食左牟事志太米 又その馬の耳を振り立るは、その耳の高きが如く、御代の隆盛になりて、天下を治め給ふべき事の兆なりといふ意なり、シタメは、シタミエのミエを約めてメといへるにて、事柄のなりゆきが見はれ見ゆるを云、さて上の誅堅米踏堅米、踏凝之彌高爾といふ所より、この天下乎所知食左牟といふへかりて御代も、動きなく宮も堅固に築えまして、天下を治め給ふべき兆として寶を獻るといふ意なり○白鶴乃生御調能玩物登は、白鶴を生ながら獻るは、御慰の物となさむ爲めなりといふ意なり、これとこは、錯亂などあるにや、詞足らす覺ゆ、白鶴は、ク、ヒと云鳥をいふ○倭文能大御心毛多親爾は、又倭文布を獻るは、この布の筋目の正しきが如く、天皇の御心も亂れなく確にましますむ爲めなりといふ意なり、倭布は、今いふ繡織の布なり、タシは確の古言

祝詞式講義附録

○申臣壽詞

又天神壽詞ともいへり、この詞は、天皇御踐祚の日、中臣氏の奏聞して、大御代を祝ぎ奉る詞なり、天孫降臨以後、御代々々、中臣氏の申し來りし壽詞なる故、中臣壽詞といふなり、天神壽詞といふは、天神の皇孫を祝ぎ給ひし詔を本として申せる詞なればなり、さてこの詞は台記別記に傳へたる、いとも尊き祝詞にて、祝詞

正訓に載せられたれば、今祝詞式の附録として講述せむとす

現御神止大八島國所知食須大倭根子天皇我御前仁天
神乃壽詞乎稱稱定奉良久止申須
高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天八百
萬乃神等遠集倍給天皇孫尊波高天原仁事始天豐葦原
乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天都日嗣乃天都

高御座仁御坐天。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止。千秋乃
 五百秋仁瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志
 奉氏天降坐之後仁中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊
 乃御前仁奉仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏
 岐神漏美命乃前仁受給里波申仁皇御孫尊乃御膳都水
 波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止事教給
 志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐
 氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛遠事依奉氏
 此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏天都詔戸乃太詔
 刃言遠以氏告禮如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篁生
 出牟自其下天天八井出牟此遠持天。天都水止所聞食止

事依奉支。此如依奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國
 卜部等太兆乃卜事遠以氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主
 基仁丹波國冰上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波粉走
 灰燒薪採相作稻實公等大嘗會乃齋場仁持齋波利參來
 氏今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐美
 母清麻波利仁奉仕利月内仁日時遠撰定氏獻留悠紀主
 基乃黑木白木乃大御酒遠大倭根子天皇我天都御膳乃
 長御膳乃遠御膳止汗仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食
 底。豐明仁明御坐氏天都神乃壽詞遠稱辭定奉留皇神等
 母千秋五百秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋
 奉利氏伊賀志御世仁榮志米奉利自康治元年始氏與天

地月日共照志明良志御坐事仁。本末不傾。茂檜乃中執持
 氏奉仕留。中臣祭主正四位上行神祇大副。大中臣朝臣
 清親壽詞遠稱辭定奉久止申。
 又申久。天皇朝廷仁奉仕留。親王等王等諸臣百官人等。天
 下四方國乃百姓諸諸集侍氏見食倍尊。食倍歡食倍聞
 食倍。天皇朝廷仁茂世仁。八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎。
 所聞食止。恐美恐美毛申給波久止申。

○現御神止 大八島國所知食須は、出雲國造神賀詞の條に註へり○大倭根子天皇
 我御前爾は、今上天皇の御前にとなり、大倭根子天皇とは、歷代天皇の御通稱にて
 大倭國の君主とまします天皇といふ義なり、根子は、尊稱言なり○天神乃壽詞遠
 稱辭定奉久止申須は、天神の詔を本として、御世祝ぎの詞を作り定めて、大御
 代を祝ぎ申すといふ意にて、始めてこの壽詞を奏したる時の詞なり、天神の詔と

いふは、下條に、豐葦原乃瑞穂國遠安國止平介久所知食天云々とある詔をいふ、
 さてこゝまでは、この詞を奏聞せむとする序なり○皇孫尊波高天原仁事始天
 こゝは、高天原仁事始天皇孫尊波と、詞を置き換へて見るべし、天神が八百萬の神等
 を集め、皇孫にこの國を授け給ふべき事を議り給ひたる上、皇孫はこの國を知ろし
 めして、瑞穂を聞食せと申し給ふなり○豐葦原乃瑞穂乃國遠安國止平介久所知食
 天は、瑞穂國を平安に治め給ひて、御膳の稻穂を聞しめせといふ意にて、下の瑞穂
 遠平介久安介久由庭仁所知食止とあるにかゝる詞なり○天都日嗣乃天都高御座仁
 御坐天は、天皇の御位にましますをいひて、之も瑞穂遠云々へかゝる詞なり、
 天都日嗣は、大殿祭の條に注へり○天都御膳乃長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁
 瑞穂遠平介久安介久由庭爾所知食止は、稻穂を、天上の御膳、長く遠く榮えますべ
 き御膳として、末長く大嘗の齋庭にて食し給へといふ意なり、由庭とは、齋庭の義
 にて、大嘗の稻穂を食し給ふところを云、そこは、神をも祭り、萬事忌み清め給ふ
 所なる故に、かくいへるなり、所知食とは、稻穂を聞食すといふ、天都御膳乃長御

膳乃遠御膳は大嘗祭の條に注へり○依奉志奉氏天降坐之後仁は、右の如く仰せ
 言ありしにより、天降り給ひし後にといふ意なり(事依志奉は、天神の皇孫に事依
 し給ひしをいひ、天降云々は、皇孫のこの國に降り給ひしをいふ)○中臣乃遠都祖
 天兒屋根命皇御孫尊能御前爾奉仕氏は、中臣氏の先祖、天兒屋根命、皇孫の御前
 に在りて、大嘗の事を執り行ひたる時といふ意なり、御前爾奉仕氏は、常に御側に
 ありて政をなす由なれば、その中に大嘗を行ふ事も含籠りたるなり○天忍雲根神
 遠天乃二上仁奉 upper 氏は、兒屋根命の議らひにて、天忍雲根神を使として、天神のま
 します天の二上といふ山に上り行かせてといふ意なり、忍雲根神は、兒屋根命の
 子なり、夫乃二上は天上にある山の名なり○神漏岐神漏美命能前仁受給波利申
 仁 此は、次の事柄を申し付けて、天神の御許へ伺ひ申しに遣はしたりといふ意な
 り、こゝは字を置き換へて、天忍雲根命遠神漏岐神漏美命乃前爾受賜里申爾天乃二上爾
 奉上天といふ意に見るべし○皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水連加氏
 奉 半止申世止は、天神に白す詞なり、天皇の御膳に用ゐる水は、此國の水に、天上

の水を差加へて獻らむと思ふ故、天つ水を下し賜へと白し上げよといふ意なり、
 御膳都水は、飲み給ふ水をいへるにて、大嘗の御飯を炊ぎ、御酒を造る水も、皆飲
 み給ふ水の中なり、ウツシクニは、顯國といふ義にて、天神のまします天國に對
 して、此國をいふ稱なり○事教給志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃
 二上仁上坐氏は、右の如く兒屋根命が、御使の事を告げ教へ給ひし故に、天忍雲
 根神、天雲に乗りて、天の二上山に上り給ひてなり、浮雲とは空にたゞよへる
 雲をいふ○神漏岐神漏美命乃前爾申世波天乃玉串連事依奉氏は、天神の御前
 に参りて、御使の口上を申したれば、天の玉串を授け給ひてなり、天乃玉櫛の
 櫛は、借宇にて串なり、玉串は、太神宮六月々次祭の條に註へり、天乃は天上の物
 なるによりていひたるなり、依奉と敬ひていへるは、御使に與へ給るなれ
 どもその實は皇孫に授け給ふ物なればなり、奉氏の下に詔久なといふ語を入
 れて見るべし○此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏天津詔戸乃太詔刀言遠以氏
 告禮 之より天神の御教言なり、この玉串を土に突き立て、夕暮より日の

出づる頃まで、天都詔戸乃太詔刀言を唱へて祈るべしといふ意なり、天津詔戸乃太詔刀言は、六月大祓の條に註へり、その詞は、別に授け給へるものなるべし○如此告波麻知波弱藤爾由都五百篁生出半は、斯様に天津祝詞を唱へなば、其の前兆として、晝前となりて、數多の竹が土より生ずべしと云意なり、マチは、太麻邇のマニと通ひて、ト事をなして、兆の表はるゝ如く、水の出る兆といふ義なり、弱藤の意は、借字にて弱晝也、弱晝とは、晝少し前をいふ、由都とは、竹の數の多く繁りたるをいひ、五百とは、竹の數の多きをいふなり○自其下天乃八井出半は、生えたる篁の下より、天上の八井の水が出づべしといふ意なり、八井の八は、彌にて水の多く出づる井なり○此遠持氏天都水止所聞食止事依奉支は、その水を酌み取りて、實の天上の水として飲み給へと教へ給ひて、玉串を授け給へりといふ意也、さて上の天忍雲根神を天上に上らし給ひしより、こゝまでは、大嘗に用ゐる水の事をいへるなり○如此依奉志任爾こゝは、上の瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉氏とあると、直に上の事依奉支と

の二つを承けて、その御寄のまゝに、天皇の大嘗を聞食すと云り○所聞食由庭乃瑞穂遠四國ト部等太兆乃ト事遠持氏奉仕氏は、大嘗の御殿にて、天皇の聞食す稻穂を奉るべき國を、四國のト部達が、太兆のト業をなしてトふをいふ、四國ト部は、六月大祓の條にいへり、太兆乃ト事は、上古は、鹿トの事をいひけるが、中古以來は龜トをいへり、奉仕氏は、トひを行ふをいふ、すべて大嘗に用ゐる物は、トひ定め給ふ中に、稻穂は、ことに大切の物なれば、先第一に擧げたるにて、瑞穂といふ語は全體にかゝりたり、下の天津御膳乃長御膳乃遠御膳止云々赤丹乃穂仁毛所聞食氏とある前に、御酒の事のみいひて、稻穂の事なきも、こゝの語を承けたる故なり○悠紀仁近江國野洲主基仁丹波國冰上遠齋定氏ユキスキは、大嘗の事に仕へ奉る國をいふ、ユキは齋國の義にて、齋ひ清まはりて仕へ奉る國、スキはスキ、の略言、次國の義にて二國トふ中の、二番目に當る故に次といへるなり、齋定氏とは、四國のト部等が忌み清まはりて、トひ定むるを云、野洲冰上は、康治元年の大嘗の時、トひ定めたる郡の名なり○物部乃人等は、すべて朝廷に御仕へ申

す人々の稱にて、こゝは大嘗に仕へ奉る人達をいへるなり(物部とは、もと武人をいふ稱なれど、古は朝廷に仕へし人は、大概武勇ありしにより、朝廷に仕ふる總ての人をも、物部といふに至りし也) ○酒造兒は、酒を造る兒といふ義にて、未だ婚嫁せざる女の勤むる役なり ○酒波は、酒造兒に並び次ぎて(波は借字にて並なり)酒を造る事を掌る者にて、これも女なり ○粉走は、粉を篩ふといふ義にて、黑白の御酒に入る、灰を篩ふ事に仕へ奉る女なり 走とは粉を篩ひ出すをいふ ○灰焼大嘗の御酒には、黑白の色をつくる爲め、薬灰を入れる、制なり、灰焼は、木を焼きて、その薬灰を製する男なり ○薪採は、大嘗の物を炊ぐ竈に用ゐる薪を採る男なり、ヨリば樵夫などのヨリと同じ義にて、薪を切り採るをいふ ○相作は、酒波と相並びて、共に酒を造る女をいふ ○稻實公は、御飯の事を掌る男にて、米を取り扱ふ故、稻實公といふ稱を負へり、以上皆物部の男女にて、いづれも大嘗の事に預る者なり ○大嘗會乃齋場爾持齋利波 參來仁は、大嘗を聞食す御殿に、上の人達が慎み清まはりて、齋忌主基の二國より參上り來てなり、持齋波利は、清まら慎みて行

ふ意にて、持は發語也、大嘗會とは、天皇御一代に一度(踐祚の時)行はる、大典にて、御自新穀を聞食し、神にも獻り、臣下にも賜ふことなり、ニへは新穀といふ言の約りたるにて(ニヒを約めてニといひアを略くなり)新穀を食する義なり、大は、尊稱言也 ○今年十一月中津卯日仁こゝは、康治元年十一月の中に當る卯日をいへるにて、天皇の大嘗聞食す日なり、十一月中に卯日三度ある時は中なれど、若し二度なる時は下の卯日を用ゐらるゝとなり、さてこの日は、皇孫の始めて大嘗せられし時、トひ定め給へる日にて、下に月内仁日時遠撰定氏とあるは、この日のことにかゝりたり、されば、此一句は、撰定氏の下に入れて見るべし ○由志理作都志理持恐美 恐美母 清麻波利仁奉仕利は、上の參り上りたる物部等が、大嘗の事を忌み慎み恐みて、清らかに執り行ふと云意也、ユシリイツシリは、物部等が大嘗の事に仕奉る様をいへるにて、ユは忌の義イツは清淨の義也 ○月内仁日時遠撰定氏は、大嘗を聞食すにつき、太兆の卜事を以て、月の内にて吉き日吉き時をトひ定め給ふなり、大嘗は、大切の事なれば、天皇の稻穂を食し給ふ日を始め、

その準備をなす日をもトはるゝなり、上條の中の卯日も、かくトひて定れる日なれば、此下に入れて見るべし○タテマツル獻留ユキスキ悠紀主基乃クロキシロキ黒木白木乃オホミ大御酒造は、十一月の中の卯日に獻る齋忌主基の國郡の黒色白色の御酒をといふ意にて、下の天津御膳乃遠御膳乃遠御膳止云々所知聞食氏キコシメシタにかゝるなり、クロキシロキのキは御酒のキと同じく、酒の義なり、黒白は、其色にて、藥灰を入れて色をつくるなり、○大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止は、上條に註へり、天神の賜へる長御膳の遠御膳として、瑞穂をも、御酒をも、天皇の聞食すをいへり、瑞穂と云詞、こゝにはなければ、上條に所聞食由庭乃瑞穂乃云々とありて、こゝに御膳とあれば、稻穂をもいへるとは、明かなり○シレニ汁仁毛モ實仁毛モ赤丹乃ホニ穗仁毛モ所聞食氏キコシメシタ豊明仁明御坐氏は、大嘗の御膳を聞食し、その中の御酒にも御飯にも、御顔色オモ麗はしく赤くなり給ひてと云意にて、下の自康治元年始氏といふ句へかけて見るべし、赤丹乃穗仁毛の毛は、誤なるべし○天都神乃壽詞遠稱辭定奉留は、又今日の大典の御祭により、神々の御前に天神壽詞を定めて申し上げるといふ意なり○スミガミミチ皇神等母千秋五百秋

乃相嘗仁相宇豆乃此奉利は、神々達も、天皇の千秋五百秋にまで聞食す大嘗の御相伴に、御膳を聞食して、壽詞を受け入れ給ひ、天皇に幸有らしめ給へといふ意なり、相嘗は大嘗と天皇と相伴ひて聞食すといふ義にて、俗に御相伴といふに當れり○カホニトキハニ堅磐常磐仁イハヒマツリ齋奉利氏伊賀志御世爾ヨニ榮志米奉利は、祈年祭の條に注へる如く、天皇の御代を變りなき様守り給ひ、隆盛に赴かせ給ひといふ意なり、かく祈るは、もとより行末の事なれど、この語は下の御坐事仁といふ所にもかゝりて、かく祈り申して榮えますべき事に、中臣の仕へ奉る由なり○カランハハツト自康治元年始氏與天地ヨリハツト月日共照志明良志御坐事仁は、康治元年より後、天地日月の變りなきが如くに、末長く天皇の御顔色赤く麗はしくましまさむ大嘗の事にといふ意にて、大嘗を食し給ふ時の事柄によりて、御代の行末を祝ひしなり、事仁の仁は下の奉仕へ續く助辭なり、康治は、近衛天皇の御代の年號なり、もと此詞は御代々の大嘗の時奏し來りしものなれど、今まで傳はりたるは、康治の度に奏したるまゝなれば、かくあるなり、ツラン照志明良志のアカラシは、上にトヨク豊食仁明御坐氏とあるアカリのり

の延びてラシとなれるにて、大嘗聞食して、御顔の赤く麗しくなるさまなり○本末
モトメエ
 不傾茂槍乃中執持氏奉仕カサハシ留ルは中臣氏が、殿めしき梓ホコの中を、本末片寄らず取
 り持つ如く、神等と天皇との御間を執り持ち計らひて大嘗の御祭に仕へ奉ると
 いふ意なり、中臣氏は、天神の詔により、神々と天皇等との御間に立ちて御代の隆
 盛を祈る職掌なれば、かくいへるなり○中臣祭主は、神と君との御中を執り持
 つ臣にて、祭の長をなす職と云義を以ていへるなり、ナカトミはナカトリオミの
 略言なり(リ)を略くとは常也、オを略くはトにオの韻あるによる(イハヒ)ヌシは、
 清潔に慎みて、神に仕へ奉る者の長といふ義也、○正四位上正をオホキ
 と訓むは、大の義なり、天武天皇の御代に、位の階級を、大と廣との上下に分けら
 れたる事ありしより、後に正と從との二に改まりても、其時の訓を用ゐて正をオ
 ホキ從を、ヒロキと唱ふる也、カミツシナは、上の品にて、上下ある正四位の上の
 階級といふ義なり○行神祇大副凡役人には、官と位とありて、官に准じてそ
 れに相當の位あり、然れども中には位卑くして、相當より高き官に任せらるゝこ
 とあり、その時は職を守るといふ義を以て、守某官とかき、位高くして、卑き官に任
 せられたる時は、その職を行ふといふ義を以て、行某官と記すなり、こゝは後の方
 なり、カミツカサは、神々の事を掌ツカサドる官といふ義にて、神祇官の訓也、大副は、神
 祇官の次官なり○大中臣朝臣清親は、輔清といふ人の子なり、さてこの齋忌主
 基の國郡、年號、姓名等は、近衛天皇の御代に行はれし大嘗の時のまゝをいへるも
 のなれば、これらは、其御代々々によりて同じからざるなり○又中乃ナカノこれよ
 り百官の人々に向ひていふ詞あり○天皇朝廷仁奉仕留云々天下四方國乃百姓、
モロクヨコナハリテ
 諸々集侍氏は、親王諸王大臣百官を始め、天下の百姓等迄も、大嘗會につき、集
オホヒロ
 り居る人々を凡にいへるなり○見食倍尊食倍ミタベノミタベ歎食倍聞食倍は、大嘗の状を見
 もし、尊びもし、歡びもし、聞きもし給へといふ意なり、タベは、タマへといふに
 同じ、食の字をかきたるは食ふことはタベといふ故、その訓を借り用ゐたるなり

○天皇朝廷仁茂世仁は、隆盛の朝廷にといふ意を二に分けていへる也(一)説に茂
 世仁は錯亂あるべしと○八榮枝乃立榮奉仕留倍支ヤサヒノチカエニタチカエ禱乎所聞食止は、枝の繁
シゲ

き桑の樹の如くに立ち榮えゆきて、朝廷に御仕へ申すべき祝き詞を聞き給へといふ意なり、ホギコトは、祝し禱る詞といふ意に、今奏したる天神壽詞をいへるな

明治四十二年二月八日印刷

明治四十二年二月十日發行

(定價金貳拾五錢)

版 權 所 有

編 輯 者 兼 發 行 者

東京市麴町區飯田町五丁目八番地
皇典講究所 國學院大學 出 版 部

印 刷 者

東京市神田區三崎町三丁目一番地
小 西 幸 吉

印 刷 所

東京市神田區三崎町三丁目一番地
日 本 印 刷 株 式 會 社

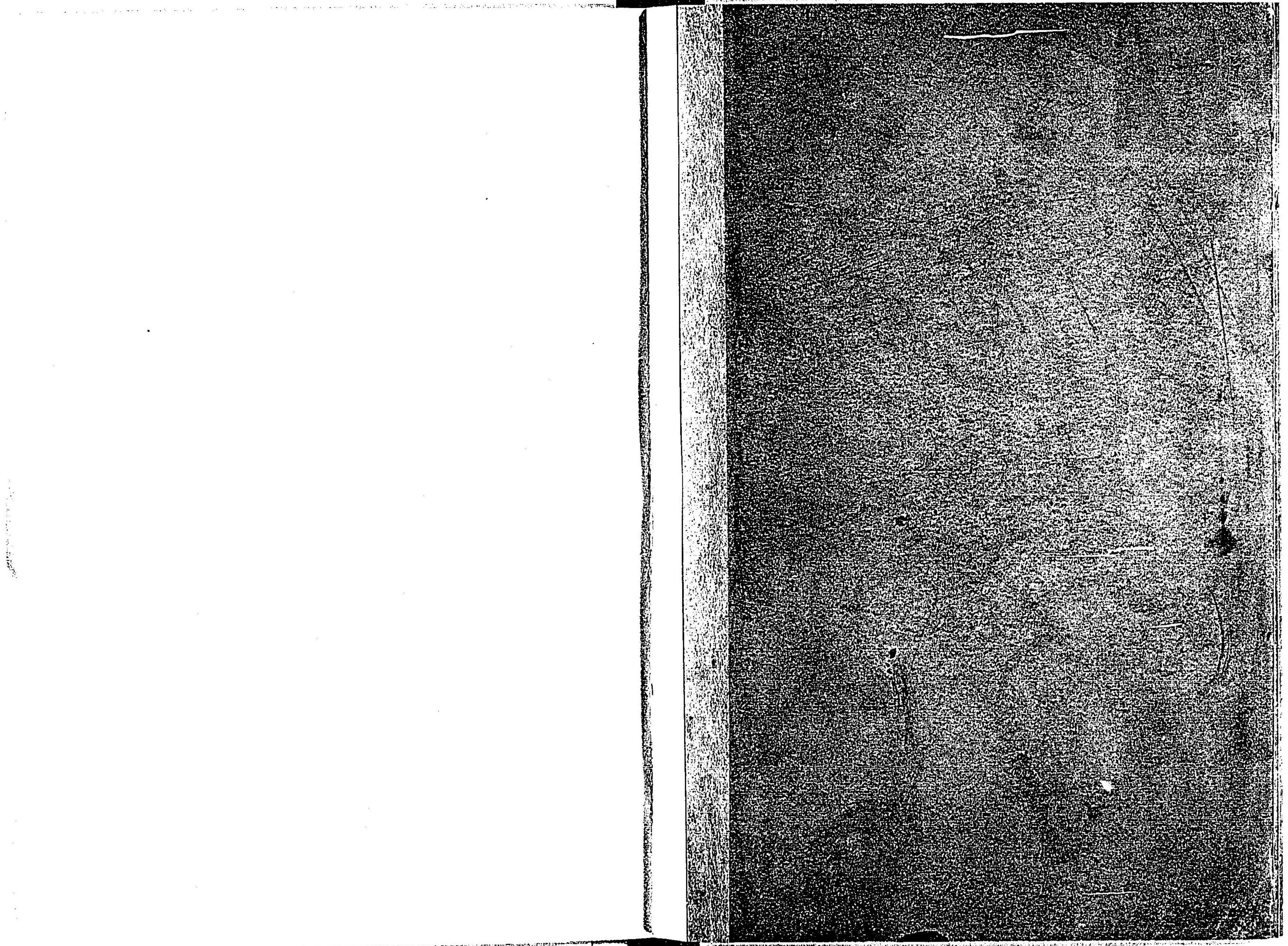
259
121

THE
LIBRARY OF THE
CONGRESS

1877

1877

1877



特 18

123

祝詞式講義

国立国会図書館

014540-000-8

特18-123

祝詞式講義(訂正)

春山 頼母 / 著

M42

ABB-0928

